

【水防計画作成の手引き（都道府県版）（案）】 新旧対照表

R7改定案	現行(R6.12.04)	修正理由等
<p>第1章 総則</p> <p>1.1 目的 (略)</p> <p>1.2 用語の定義            主な水防用語の定義は、次のとおりである。            (1) 水防管理団体 ～ (8) 水防協力団体 (略)            (9) 洪水予報河川            国土交通大臣又は都道府県知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報等を行う（法第10条第2項、法第11条第1項、気象業務法（昭和27年法律第165号）第14条の2第3項及び第4項）。</p> <p><u>(10) 高潮予報海岸</u>  <u>国土交通大臣が、高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した海岸。国土交通大臣は、高潮予報海岸において、気象庁長官及び当該海岸の存する都道府県の知事と共同して、高潮のおそれの状況を水位を示して高潮の予報等を行う（法第11条の3、気象業務法（昭和27年法律第165号）第14条の2第2項）。</u></p> <p><u>(11) 水防警報 ～ (19) 氾濫危険水位 (略)</u></p> <p><u>(20) 氾濫発生水位</u>  <u>洪水により相当の家屋浸水等の被害が生じる氾濫の発生する水位（堤防天端高（又は背後地盤高））をいう。市町村長の緊急安全確保措置の発令判断の目安となる水位である。これまでの「氾濫する可能性のある水位」の名称を変更したものである。</u></p> <p><u>(21) 内水氾濫危険水位 ～ (29) 浸水被害軽減地区 (略)</u></p> <p>1.3 水防の責任等            (1) 都道府県の責任            都道府県内における水防管理団体が行う水防が十分行われるように確保すべき責任を有する（法第3条の6）。具体的には、主に次のような事務を行う。            ①～⑤ (略)            ⑥洪水予報の発表及び通知（法第11条第1項、気象業務法第14条の2第4項）  <u>⑦高潮予報の発表及び通知（法第11条の3第1項、気象業務法第14条の2第2項）</u>            ⑧～⑨ (略)  <u>⑩洪水予報、高潮予報、水位到達情報、氾濫等又は堤防等決壊の通知の関係市町村長への通知（法第13条の4）</u></p>	<p>第1章 総則</p> <p>1.1 目的 (略)</p> <p>1.2 用語の定義            主な水防用語の定義は、次のとおりである。            (1) 水防管理団体 ～ (8) 水防協力団体 (略)            (9) 洪水予報河川            国土交通大臣又は都道府県知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報等を行う（法第10条第2項、法第11条第1項、気象業務法（昭和27年法律第165号）第14条の2第2項及び第3項）。</p> <p>(10) 水防警報 ～ (18) 氾濫危険水位 (略)</p> <p>(19) 内水氾濫危険水位 ～ (27) 浸水被害軽減地区 (略)</p> <p>1.3 水防の責任等            (1) 都道府県の責任            都道府県内における水防管理団体が行う水防が十分行われるように確保すべき責任を有する（法第3条の6）。具体的には、主に次のような事務を行う。            ①～⑤ (略)            ⑥洪水予報の発表及び通知（法第11条第1項、気象業務法第14条の2第3項）            ⑦～⑧ (略)            ⑨洪水予報又は水位到達情報の通知の関係市町村長への通知（法第13条の4）</p>	<p>追加</p> <p>追加</p> <p>追加</p>

【水防計画作成の手引き（都道府県版）（案）】 新旧対照表

R7改定案	現行(R6.12.04)	修正理由等
<p>⑪～⑭ (略)</p> <p><u>⑮氾濫等又は堤防等決壊の通報の通知及び周知（法第 24 条の 2 第 2 項、法第 25 条第 2 項）</u></p> <p>⑯～⑳ (略)</p> <p>(2) 水防管理団体の責任 (略)</p> <p>(3) 国土交通省の責任</p> <p>① (略)</p> <p><u>②高潮予報の発表及び通知（法第 11 条の 3 第 1 項、気象業務法第 14 条の 2 第 2 項）</u></p> <p>③～④ (略)</p> <p><u>⑤洪水予報、高潮予報、水位到達情報、氾濫等</u>の通知の関係市町村長への通知（法第 13 条の 4）</p> <p>⑥～⑧ (略)</p> <p><u>⑨氾濫等の通報の通知及び周知（法第 24 条の 2 第 2 項）</u></p> <p><u>⑩重要河川等</u>における都道府県知事等に対する指示（法第 31 条）</p> <p>⑪～⑬ (略)</p> <p>(4) 河川管理者の責任</p> <p>①～② (略)</p> <p><u>③氾濫等の通報（法第 24 条の 2）</u></p> <p><u>(5) 下水道管理者の責任</u></p> <p><u>①水防管理団体が行う水防への協力（下水道法第 23 条の 2）</u></p> <p><u>②氾濫等の通報（法第 24 条の 2）</u></p> <p><u>(6) 海岸管理者の責任</u></p> <p><u>①氾濫等の通報（法第 24 条の 2）</u></p> <p><u>(7) 気象庁の責任</u></p> <p>① (略)</p> <p>②洪水予報の発表及び通知（法第 10 条第 2 項、法第 11 条第 1 項並びに気象業務法第 14 条の 2 第 3 項及び第 4 項）</p> <p><u>③高潮予報の発表及び通知（法第 11 条の 3 第 1 項、気象業務法第 14 条の 2 第 2 項）</u></p> <p><u>(8) 居住者等の義務 (略)</u></p> <p><u>(9) 水防協力団体の義務</u></p> <p>①<u>堤防等決壊</u> の通報（法第 25 条）</p> <p>②～⑤ (略)</p> <p>1.4 津波における留意事項 (略)</p> <p>1.5 安全配慮 (略)</p> <p>第 2 章 水防組織 (略)</p>	<p>⑩～⑬ (略)</p> <p>⑭～⑱ (略)</p> <p>(2) 水防管理団体の責任 (略)</p> <p>(3) 国土交通省の責任</p> <p>① (略)</p> <p>②～③ (略)</p> <p>④洪水予報又は水位到達情報の通知の関係市町村長への通知（法 13 条の 4）</p> <p>⑤～⑦ (略)</p> <p>⑧重要河川における都道府県知事等に対する指示（法第 31 条）</p> <p>⑨～⑪ (略)</p> <p>(4) 河川管理者の責任</p> <p>①～② (略)</p> <p>(5) 気象庁の責任</p> <p>① (略)</p> <p>②洪水予報の発表及び通知（法第 10 条第 2 項、法第 11 条第 1 項並びに気象業務法第 14 条の 2 第 2 項及び第 3 項）</p> <p>(6) 居住者等の義務 (略)</p> <p>(7) 水防協力団体の義務</p> <p>①決壊 の通報（法第 25 条）</p> <p>②～⑤ (略)</p> <p>1.4 津波における留意事項 (略)</p> <p>1.5 安全配慮 (略)</p> <p>第 2 章 水防組織 (略)</p>	<p>追加</p> <p>追加</p> <p>追加</p> <p>追加</p> <p>追加</p> <p>追加</p>

【水防計画作成の手引き（都道府県版）（案）】 新旧対照表

R7改定案			現行(R6.12.04)			修正理由等
<p>第3章 重要水防箇所 (略)</p> <p>第4章 予報及び警報</p> <p>4.1 気象庁が行う予報及び警報</p> <p>(1) 気象庁が発表又は伝達する注意報及び警報</p> <p>〇〇気象台長は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を〇〇地方整備局長及び知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。</p> <p>水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報は、指定河川洪水予報、<u>指定海岸高潮予報</u>を除き、一般の利用に適合する注意報、警報、<u>危険警報</u>及び特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。</p> <p>水防活動の利用に適合する注意報、警報の<u>名称</u>と対応する一般の利用に適合する注意報、警報、<u>危険警報</u>、特別警報の<u>名称</u>及びそれらの発表基準は、次のとおりである。</p>			<p>第3章 重要水防箇所 (略)</p> <p>第4章 予報及び警報</p> <p>4.1 気象庁が行う予報及び警報</p> <p>(1) 気象庁が発表又は伝達する注意報及び警報</p> <p>〇〇気象台長は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を〇〇地方整備局長及び知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。</p> <p>水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報は、指定河川洪水予報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。</p> <p>水防活動の利用に適合する注意報、警報の種類と対応する一般の利用に適合する注意報、警報、特別警報の種類及びそれらの発表基準は、次のとおりである。</p>			
水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報・ <u>危険警報</u> ・特別警報	発表基準	水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報・特別警報	発表基準	
水防活動用 気象注意報	<u>レベル2</u> 大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき	水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき	
水防活動用 気象警報	<u>レベル3</u> 大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき	水防活動用 気象警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき	
	<u>レベル4</u> <u>大雨危険警報</u>	<u>大雨による重大な災害が発生するおそれが大きいと予想したとき</u>		大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき	
	<u>レベル5</u> 大雨特別警報	<u>台風や集中豪雨により大雨災害の起こるおそれが著しく大きい降雨量となる大雨が予想される場合</u>	水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき	
水防活動用 洪水注意報	<u>レベル2</u> <u>氾濫注意報</u>	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき	水防活動用 洪水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき	
水防活動用 洪水警報	<u>レベル3</u> <u>氾濫警報</u>	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき	水防活動用 高潮注意報	高潮注意報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあると予想したとき	
	<u>レベル4</u> <u>氾濫危険警報</u>	<u>大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれが大きいと予想したとき</u>	水防活動用 高潮警報	高潮警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき	
	<u>レベル5</u> <u>氾濫特別警報</u>	<u>台風や集中豪雨により河川の氾濫の起こるおそれが著しく大きい場合</u>		高潮特別警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき	
水防活動用 津波注意報	<u>レベル2</u>	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発	水防活動用 津波注意報	津波注意報	津波により災害が発生するおそれがあると予想したとき	

【水防計画作成の手引き（都道府県版）（案）】 新旧対照表

R7改定案			現行(R6.12.04)			修正理由等																					
高潮注意報	高潮注意報	生するおそれがあると予想したとき	水防活動用 津波警報	津波警報	津波により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき																						
水防活動用 高潮警報	<u>レベル3</u> 高潮警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき		津波特別警報	津波特別警報		津波により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき（なお、「大津波警報」の名称で発表する）																				
	<u>レベル4</u> 高潮危険警報	<u>台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれが大きいと予想したとき</u>																									
	<u>レベル5</u> 高潮特別警報	<u>台風や温帯低気圧により高潮による浸水が起こるおそれが著しく大きい場合</u>																									
水防活動用 津波注意報	津波注意報	津波により災害が発生するおそれがあると予想したとき																									
水防活動用 津波警報	津波警報	津波により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき																									
	津波特別警報	津波により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき（なお、「大津波警報」の名称で発表する）																									
<p>(<u>レベル2</u>大雨注意報発表基準) (例)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>一次細分区域</th> <th>市町村等をまとめた地域</th> <th>市町村等</th> <th>表面雨量指数基準</th> <th>流域雨量指数基準</th> <th>複合基準(表面雨量指数、流域雨量指数)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北部</td> <td>〇〇</td> <td>〇〇市</td> <td>〇〇</td> <td>〇〇川流域=〇〇</td> <td>〇〇川流域=△△、〇〇</td> </tr> </tbody> </table> <p>【備考】                      ※基準値における「・・・以上」の「以上」は省略した。                      ※基準値は各流域のすべての地点に設定しているが、欄内には主な河川における代表地点の基準値を記載している。主な河川のない市町村等の基準値は空欄としている。                      ※欄中、「〇〇川流域=〇〇」は、「〇〇川流域の流域雨量指数〇〇以上」を意味する。                      ※欄中、「〇〇川流域=△△、〇〇」は、「〇〇川流域の表面雨量指数△△以上 かつ流域雨量指数〇〇以上」を意味する。 ※基準が設定されていない市町村等については、その欄を“-”で示している。</p>			一次細分区域	市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	流域雨量指数基準	複合基準(表面雨量指数、流域雨量指数)	北部	〇〇	〇〇市	〇〇	〇〇川流域=〇〇	〇〇川流域=△△、〇〇	<p>(大雨注意報発表基準) (例)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>一次細分区域</th> <th>市町村等をまとめた地域</th> <th>市町村等</th> <th>表面雨量指数基準</th> <th>土壌雨量指数基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北部</td> <td>〇〇</td> <td>〇〇市</td> <td>〇〇</td> <td>〇〇</td> </tr> </tbody> </table> <p>【備考】                      ※基準値における「・・・以上」の「以上」は省略した。                      ※土壌雨量指数基準は1km四方毎に設定しているが、欄内の土壌雨量指数基準は市町村内における基準値の最低値を示している。</p>			一次細分区域	市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準	北部	〇〇	〇〇市	〇〇	〇〇
一次細分区域	市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	流域雨量指数基準	複合基準(表面雨量指数、流域雨量指数)																						
北部	〇〇	〇〇市	〇〇	〇〇川流域=〇〇	〇〇川流域=△△、〇〇																						
一次細分区域	市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準																							
北部	〇〇	〇〇市	〇〇	〇〇																							
<p>(<u>レベル3</u>大雨警報発表基準) (例)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>一次細分区域</th> <th>市町村等をまとめた地域</th> <th>市町村等</th> <th>表面雨量指数基準</th> <th>流域雨量指数基準</th> <th>複合基準(表面雨量指数、流域雨量指数)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北部</td> <td>〇〇</td> <td>〇〇市</td> <td>〇〇</td> <td>〇〇川流域=〇〇</td> <td>〇〇川流域=△△、〇〇</td> </tr> </tbody> </table> <p>【備考】                      ※基準値における「・・・以上」の「以上」は省略した。                      ※基準値は各流域のすべての地点に設定しているが、欄内には主な河川における代表地点の基準値を記載している。主な河川のない市町村等の基準値は空欄としている。                      ※欄中、「〇〇川流域=〇〇」は、「〇〇川流域の流域雨量指数〇〇以上」を意味する。                      ※欄中、「〇〇川流域=△△、〇〇」は、「〇〇川流域の表面雨量指数△△以上 かつ流域雨量指数〇〇以上」を意味する。 ※基準が設定されていない市町村等については、その欄を“-”で示している。</p>			一次細分区域	市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	流域雨量指数基準	複合基準(表面雨量指数、流域雨量指数)	北部	〇〇	〇〇市	〇〇	〇〇川流域=〇〇	〇〇川流域=△△、〇〇	<p>(大雨警報発表基準) (例)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>一次細分区域</th> <th>市町村等をまとめた地域</th> <th>市町村等</th> <th>表面雨量指数基準</th> <th>土壌雨量指数基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北部</td> <td>〇〇</td> <td>〇〇市</td> <td>〇〇</td> <td>〇〇</td> </tr> </tbody> </table> <p>【備考】                      ※基準値における「・・・以上」の「以上」は省略した。                      ※土壌雨量指数基準は1km四方毎に設定しているが、欄内の土壌雨量指数基準は市町村内における基準値の最低値を示している。</p>			一次細分区域	市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準	北部	〇〇	〇〇市	〇〇	〇〇
一次細分区域	市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	流域雨量指数基準	複合基準(表面雨量指数、流域雨量指数)																						
北部	〇〇	〇〇市	〇〇	〇〇川流域=〇〇	〇〇川流域=△△、〇〇																						
一次細分区域	市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準																							
北部	〇〇	〇〇市	〇〇	〇〇																							

※一般の利用に適合する洪水の特別警報は設けられていない。

【水防計画作成の手引き（都道府県版）（案）】 新旧対照表

R7改定案					現行(R6.12.04)						修正理由等																																		
<p>(レベル4大雨危険警報発表基準)(例)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>一次細分区域</th> <th>市町村等をまとめた地域</th> <th>市町村等</th> <th>表面雨量指数基準</th> <th>流域雨量指数基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北部</td> <td>〇〇</td> <td>〇〇市</td> <td>〇〇</td> <td>〇〇川流域=〇〇</td> </tr> </tbody> </table> <p>【備考】            ※基準値における「・・・以上」の「以上」は省略した。            ※基準値は各流域のすべての地点に設定しているが、欄内には主な河川における代表地点の基準値を記載している。主な河川のない市町村等の基準値は空欄としている。            ※欄中、「〇〇川流域=〇〇」は、「〇〇川流域の流域雨量指数〇〇以上」を意味する。</p>					一次細分区域	市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	流域雨量指数基準	北部	〇〇	〇〇市	〇〇	〇〇川流域=〇〇	<p>(洪水注意報発表基準)(例)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>一次細分区域</th> <th>市町村等をまとめた地域</th> <th>市町村等</th> <th>流域雨量指数基準</th> <th>複合基準(表面雨量指数、流域雨量指数)</th> <th>指定河川洪水予報による発表</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北部</td> <td>〇〇</td> <td>〇〇市</td> <td>〇〇川流域=〇〇</td> <td>〇〇川流域=△△、〇〇</td> <td>〇〇川[△△]</td> </tr> </tbody> </table> <p>【備考】            ※基準値における「・・・以上」の「以上」は省略した。            ※基準値は各流域のすべての地点に設定しているが、欄内には主な河川における代表地点の基準値を記載している。主な河川のない市町村等の基準値は空欄としている。            ※欄中、「〇〇川流域=〇〇」は、「〇〇川流域の流域雨量指数〇〇以上」を意味する。            ※欄中、「〇〇川流域=△△、〇〇」は、「〇〇川流域の表面雨量指数△△以上かつ流域雨量指数〇〇以上」を意味する。            ※基準が設定されていない市町村等については、その欄を“-”で示している。            ※「指定河川洪水予報による発表」の「〇〇川[△△]」は、「〇〇川に発表された指定河川洪水予報において、△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。</p> <p>(洪水警報発表基準)(例)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>一次細分区域</th> <th>市町村等をまとめた地域</th> <th>市町村等</th> <th>流域雨量指数基準</th> <th>複合基準(表面雨量指数、流域雨量指数)</th> <th>指定河川洪水予報による発表</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北部</td> <td>〇〇</td> <td>〇〇市</td> <td>〇〇川流域=〇〇</td> <td>〇〇川流域=△△、〇〇</td> <td>〇〇川[△△]</td> </tr> </tbody> </table> <p>【備考】            ※基準値における「・・・以上」の「以上」は省略した。            ※基準値は各流域のすべての地点に設定しているが、欄内には主な河川における代表地点の基準値を記載している。主な河川のない市町村等の基準値</p>						一次細分区域	市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準(表面雨量指数、流域雨量指数)	指定河川洪水予報による発表	北部	〇〇	〇〇市	〇〇川流域=〇〇	〇〇川流域=△△、〇〇	〇〇川[△△]	一次細分区域	市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準(表面雨量指数、流域雨量指数)	指定河川洪水予報による発表	北部	〇〇	〇〇市	〇〇川流域=〇〇	〇〇川流域=△△、〇〇	〇〇川[△△]	
一次細分区域	市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	流域雨量指数基準																																									
北部	〇〇	〇〇市	〇〇	〇〇川流域=〇〇																																									
一次細分区域	市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準(表面雨量指数、流域雨量指数)	指定河川洪水予報による発表																																								
北部	〇〇	〇〇市	〇〇川流域=〇〇	〇〇川流域=△△、〇〇	〇〇川[△△]																																								
一次細分区域	市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準(表面雨量指数、流域雨量指数)	指定河川洪水予報による発表																																								
北部	〇〇	〇〇市	〇〇川流域=〇〇	〇〇川流域=△△、〇〇	〇〇川[△△]																																								

【水防計画作成の手引き（都道府県版）（案）】 新旧対照表

R7改定案	現行(R6.12.04)	修正理由等																										
<p>(大雨警報等を補足する情報)</p> <p>気象庁は、注意報、警報、<b>危険警報</b>、特別警報を補足する情報として、<b>浸水キキクル</b>、<b>洪水キキクル</b>、<b>大雨キキクル</b>および流域雨量指数の予測値を発表する。これらの概要は次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="246 850 1202 1575"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><b>浸水キキクル</b></td> <td>短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報（常時10分毎に更新）。</td> </tr> <tr> <td><b>洪水キキクル</b></td> <td>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報（常時10分毎に更新）。</td> </tr> <tr> <td><b>大雨キキクル</b></td> <td><b>浸水キキクルと洪水キキクルを統合して示す情報</b></td> </tr> <tr> <td>流域雨量指数の予測値</td> <td>水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、<b>大雨</b>警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示した情報（常時10分毎に更新）。</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	内 容	<b>浸水キキクル</b>	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報（常時10分毎に更新）。	<b>洪水キキクル</b>	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報（常時10分毎に更新）。	<b>大雨キキクル</b>	<b>浸水キキクルと洪水キキクルを統合して示す情報</b>	流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、 <b>大雨</b> 警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示した情報（常時10分毎に更新）。	<p>は空欄としている。</p> <p>※欄中、「〇〇川流域=〇〇」は、「〇〇川流域の流域雨量指数〇〇以上」を意味する。</p> <p>※欄中、「〇〇川流域=△△、〇〇」は、「〇〇川流域の表面雨量指数〇〇以上かつ流域雨量指数〇〇以上」を意味する。</p> <p>※基準が設定されていない市町村等については、その欄を“-”で示している。</p> <p>※「指定河川洪水予報による発表」の「〇〇川 [△△]」は、「〇〇川に発表された指定河川洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報又は氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを意味する。</p> <p>(大雨警報・洪水警報等を補足する情報)</p> <p>気象庁は、注意報、警報、特別警報を補足する情報として、大雨警報（浸水害）の危険度分布、洪水警報の危険度分布および流域雨量指数の予測値を発表する。これらの概要は次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="1291 850 2300 1491"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大雨警報（浸水害）の危険度分布</td> <td>短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報（常時10分毎に更新）。</td> </tr> <tr> <td>洪水警報の危険度分布</td> <td>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報（常時10分毎に更新）。</td> </tr> <tr> <td>流域雨量指数の予測値</td> <td>水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示した情報（常時10分毎に更新）。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(高潮注意報発表基準) (例)</p> <table border="1" data-bbox="1291 1617 2300 1701"> <thead> <tr> <th>一次細分区域</th> <th>市町村等をまとめた地域</th> <th>市町村等</th> <th>潮位基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北部</td> <td>〇〇</td> <td>〇〇市</td> <td>〇〇m</td> </tr> </tbody> </table> <p>【備考】</p> <p>※基準値における「・・・以上」の「以上」は省略した。</p> <p>※潮位の基準面は、東京湾平均海面（TP）である。</p> <p>※基準が設定されていない市町村等については、その欄を“-”で示している。</p>	種 類	内 容	大雨警報（浸水害）の危険度分布	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報（常時10分毎に更新）。	洪水警報の危険度分布	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報（常時10分毎に更新）。	流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示した情報（常時10分毎に更新）。	一次細分区域	市町村等をまとめた地域	市町村等	潮位基準	北部	〇〇	〇〇市	〇〇m	
種 類	内 容																											
<b>浸水キキクル</b>	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報（常時10分毎に更新）。																											
<b>洪水キキクル</b>	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報（常時10分毎に更新）。																											
<b>大雨キキクル</b>	<b>浸水キキクルと洪水キキクルを統合して示す情報</b>																											
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、 <b>大雨</b> 警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示した情報（常時10分毎に更新）。																											
種 類	内 容																											
大雨警報（浸水害）の危険度分布	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報（常時10分毎に更新）。																											
洪水警報の危険度分布	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報（常時10分毎に更新）。																											
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示した情報（常時10分毎に更新）。																											
一次細分区域	市町村等をまとめた地域	市町村等	潮位基準																									
北部	〇〇	〇〇市	〇〇m																									

【水防計画作成の手引き（都道府県版）（案）】 新旧対照表

R7改定案	現行(R6.12.04)	修正理由等																																																										
<p>(レベル4 高潮危険警報発表基準) (例)</p> <table border="1" data-bbox="246 596 1199 684"> <thead> <tr> <th>一次細分区域</th> <th>市町村等をまとめた地域</th> <th>市町村等</th> <th>潮位基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北部</td> <td>〇〇</td> <td>〇〇市</td> <td>〇〇m</td> </tr> </tbody> </table> <p>【備考】  <u>※高潮危険警報の発表基準は、その基準を超えると浸水被害のおそれがある状況となる高さに設定する。</u>  <u>※レベル4 高潮危険警報、レベル3 高潮警報及びレベル2 高潮注意報は、浸水被害のおそれがある状況からリードタイムをとって発表する。</u>  <u>※基準値における「・・・以上」の「以上」は省略した。</u>  <u>※潮位の基準面は、東京湾平均海面（TP）である。</u>  <u>※基準が設定されていない市町村等については、その欄を“-”で示している。</u></p> <p>(大雨・高潮特別警報発表基準)</p> <table border="1" data-bbox="201 1064 1213 1281"> <thead> <tr> <th>現象の種類</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大雨</td> <td><u>台風や集中豪雨により大雨災害の起こるおそれが著しく大きい降雨量となる大雨が予想される場合</u></td> </tr> <tr> <td>高潮</td> <td><u>台風や温帯低気圧により高潮による浸水が起こるおそれが著しく大きい場合</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(津波警報・注意報の種類)  津波による災害の発生が予想される場合には、気象庁が、大津波警報、津波警報又は津波注意報を発表する。  (ア) 種類 (略)  (イ) 発表される津波の高さ等</p> <table border="1" data-bbox="154 1533 1199 1848"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種類</th> <th colspan="3">予想される津波の高さ</th> </tr> <tr> <th>高さの区分 (発表基準)</th> <th>数値での表現</th> <th>巨大地震の場合の表現</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">大津波警報</td> <td>10m &lt; <u>予想される津波の最大波の高さ</u></td> <td>10m超</td> <td rowspan="3">巨大</td> </tr> <tr> <td>5m &lt; <u>予想される津波の最大波の高さ</u> ≤ 10m</td> <td>10m</td> </tr> <tr> <td>3m &lt; <u>予想される津波の最大波の高さ</u> ≤ 5m</td> <td>5m</td> </tr> </tbody> </table>	一次細分区域	市町村等をまとめた地域	市町村等	潮位基準	北部	〇〇	〇〇市	〇〇m	現象の種類	基準	大雨	<u>台風や集中豪雨により大雨災害の起こるおそれが著しく大きい降雨量となる大雨が予想される場合</u>	高潮	<u>台風や温帯低気圧により高潮による浸水が起こるおそれが著しく大きい場合</u>	種類	予想される津波の高さ			高さの区分 (発表基準)	数値での表現	巨大地震の場合の表現	大津波警報	10m < <u>予想される津波の最大波の高さ</u>	10m超	巨大	5m < <u>予想される津波の最大波の高さ</u> ≤ 10m	10m	3m < <u>予想される津波の最大波の高さ</u> ≤ 5m	5m	<p>(高潮警報発表基準) (例)</p> <table border="1" data-bbox="1288 302 2297 390"> <thead> <tr> <th>一次細分区域</th> <th>市町村等をまとめた地域</th> <th>市町村等</th> <th>潮位基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北部</td> <td>〇〇</td> <td>〇〇市</td> <td>〇〇m</td> </tr> </tbody> </table> <p>【備考】  ※基準値における「・・・以上」の「以上」は省略した。  ※潮位の基準面は、東京湾平均海面（TP）である。  ※基準が設定されていない市町村等については、その欄を“-”で示している。</p> <p>(大雨・高潮特別警報発表基準)</p> <table border="1" data-bbox="1288 1064 2297 1323"> <thead> <tr> <th>現象の種類</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大雨</td> <td>台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合</td> </tr> <tr> <td>高潮</td> <td>数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合</td> </tr> </tbody> </table> <p>(津波警報・注意報の種類)  津波による災害の発生が予想される場合には、気象庁が、大津波警報、津波警報又は津波注意報を発表する。  (ア) 種類 (略)  (イ) 発表される津波の高さ等</p> <table border="1" data-bbox="1359 1533 2226 1848"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種類</th> <th colspan="3">予想される津波の高さ</th> </tr> <tr> <th>高さの区分 (発表基準)</th> <th>数値での表現</th> <th>巨大地震の場合の表現</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">大津波警報</td> <td>1 0 m ~</td> <td>1 0 m 超</td> <td rowspan="3">巨大</td> </tr> <tr> <td>5 m ~ 1 0 m</td> <td>1 0 m</td> </tr> <tr> <td>3 m ~ 5 m</td> <td>5 m</td> </tr> </tbody> </table>	一次細分区域	市町村等をまとめた地域	市町村等	潮位基準	北部	〇〇	〇〇市	〇〇m	現象の種類	基準	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	高潮	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合	種類	予想される津波の高さ			高さの区分 (発表基準)	数値での表現	巨大地震の場合の表現	大津波警報	1 0 m ~	1 0 m 超	巨大	5 m ~ 1 0 m	1 0 m	3 m ~ 5 m	5 m	
一次細分区域	市町村等をまとめた地域	市町村等	潮位基準																																																									
北部	〇〇	〇〇市	〇〇m																																																									
現象の種類	基準																																																											
大雨	<u>台風や集中豪雨により大雨災害の起こるおそれが著しく大きい降雨量となる大雨が予想される場合</u>																																																											
高潮	<u>台風や温帯低気圧により高潮による浸水が起こるおそれが著しく大きい場合</u>																																																											
種類	予想される津波の高さ																																																											
	高さの区分 (発表基準)	数値での表現	巨大地震の場合の表現																																																									
大津波警報	10m < <u>予想される津波の最大波の高さ</u>	10m超	巨大																																																									
	5m < <u>予想される津波の最大波の高さ</u> ≤ 10m	10m																																																										
	3m < <u>予想される津波の最大波の高さ</u> ≤ 5m	5m																																																										
一次細分区域	市町村等をまとめた地域	市町村等	潮位基準																																																									
北部	〇〇	〇〇市	〇〇m																																																									
現象の種類	基準																																																											
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合																																																											
高潮	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合																																																											
種類	予想される津波の高さ																																																											
	高さの区分 (発表基準)	数値での表現	巨大地震の場合の表現																																																									
大津波警報	1 0 m ~	1 0 m 超	巨大																																																									
	5 m ~ 1 0 m	1 0 m																																																										
	3 m ~ 5 m	5 m																																																										

【水防計画作成の手引き（都道府県版）（案）】 新旧対照表

R7改定案				現行(R6.12.04)				修正理由等
津波警報	1 m < 予想される津波の最大波の高さ ≤ 3 m	3 m	高い	津波警報	1 m ~ 3 m	3 m	高い	
津波注意報	0.2m ≤ 予想される津波の最大波の高さ ≤ 1 m	1 m	(表記しない)	津波注意報	20 cm ~ 1 m	1 m	(表記しない)	
(注) (略) (津波注意報発表基準) (例) (略) (津波警報発表基準) (例) (略) (ウ) 津波情報 (略) (エ) 津波予報 (略) (気象庁が発表する特別警報) (参考) 気象庁は、予想される現象が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれ著しく大きい場合として降雨量その他に関し気象庁が定める基準に該当する場合には、大雨、津波、 <u>洪水</u> 、高潮等についての一般の利用に適合する警報（特別警報）をする。なお、津波については、大津波警報が特別警報に位置付けられる。 また、水防活動用の特別警報は設けられていない。 <解説> (略) (2) 警報等の伝達経路及び手段 ①洪水等の場合 (例) 図 (略)				(注) (略) (津波注意報発表基準) (例) (略) (津波警報発表基準) (例) (略) (ウ) 津波情報 (略) (エ) 津波予報 (略) (気象庁が発表する特別警報) (参考) 気象庁は、予想される現象が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれ著しく大きい場合として降雨量その他に関し気象庁が定める基準に該当する場合には、大雨、津波、高潮等についての一般の利用に適合する警報（特別警報）をする。なお、津波については、大津波警報が特別警報に位置付けられる。 また、水防活動用の特別警報は設けられていない。 <解説> (略) (2) 警報等の伝達経路及び手段 ①洪水等の場合 (例) 図 (略)				
<解説> 【必須】法第2条において、水防計画には水防上必要な通信、連絡について規定することとされており、法第10条第1項及び気象業務法第14条の2第1項の規定により気象庁が単独で行う水防活動の利用に適合する注意報及び警報について、その <b>名称</b> や発表基準、伝達経路、伝達手段を記述する。伝達経路については、法令で定められた経路のほか、協定等で決められた経路についても記述する。また、伝達手段については、各機関の機器の更新状況等を確認し、最新の伝達手段を記載するようにする。機器障害等により通常の伝達経路が途絶した場合の代替の伝達経路、伝達手段についても明確にしておくこと。 ② (略)				<解説> 【必須】法第2条において、水防計画には水防上必要な通信、連絡について規定することとされており、法第10条第1項及び気象業務法第14条の2第1項の規定により気象庁が単独で行う水防活動の利用に適合する注意報及び警報について、その種類や発表基準、伝達経路、伝達手段を記述する。伝達経路については、法令で定められた経路のほか、協定等で決められた経路についても記述する。また、伝達手段については、各機関の機器の更新状況等を確認し、最新の伝達手段を記載するようにする。機器障害等により通常の伝達経路が途絶した場合の代替の伝達経路、伝達手段についても明確にしておくこと。 ② (略)				
4.2 洪水予報河川における洪水予報 (1) <b>名称</b> 及び発表基準 知事は、国土交通大臣が指定した河川について洪水予報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について洪水予報をしたときは、水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知するものとする。 また、知事が指定した河川について通知をした知事は、避難情報発令の判断に資するため、関係市町村長にその通知に係る事項を通知するも				4.2 洪水予報河川における洪水予報 (1) 種類及び発表基準 知事は、国土交通大臣が指定した河川について洪水予報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について洪水予報をしたときは、水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知するものとする。 また、知事が指定した河川について通知をした知事は、避難情報発令の判断に資するため、関係市町村長にその通知に係る事項を通知するも				

【水防計画作成の手引き（都道府県版）（案）】 新旧対照表

R7改定案	現行(R6.12.04)	修正理由等																																																														
<p>のとする。 発表する情報の名称、基本的な発表基準は、次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="219 342 1199 1150"> <thead> <tr> <th>情報名</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>レベル2 氾濫注意報</u></td> <td>基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき</td> </tr> <tr> <td><u>レベル3 氾濫警報</u></td> <td>基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき</td> </tr> <tr> <td><u>レベル4 氾濫危険警報</u></td> <td>基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき、又は、急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき</td> </tr> <tr> <td><u>レベル5 氾濫発生情報</u></td> <td><u>氾濫が発生又は氾濫発生水位に到達したとき</u> ※レベル5 氾濫特別警報と一体的に発表</td> </tr> <tr> <td><u>レベル2 氾濫注意報 （警報解除）</u></td> <td><u>レベル4 氾濫危険警報</u>又は<u>レベル3 氾濫警報</u>を発表中に、基準水位観測所の水位が避難判断水位を下回ったとき（氾濫注意水位を下回った場合を除く）、又は、<u>氾濫警報</u>発表中に、基準水位観測所の水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達したときを除く）</td> </tr> <tr> <td><u>レベル2 氾濫注意報解除</u></td> <td><u>レベル5 氾濫発生情報</u>、<u>レベル4 氾濫危険警報</u>、<u>レベル3 氾濫警報</u>又は<u>レベル2 氾濫注意報</u>を発表中に、基準水位観測所の水位が氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 国が行う洪水予報 ① (略) ②洪水予報の対象となる基準水位観測所 (例)</p> <table border="1" data-bbox="172 1360 1210 1665"> <thead> <tr> <th>予報 区域名</th> <th>河川名</th> <th>観測所 名</th> <th>地先名</th> <th>水防団 待機 水位</th> <th>氾濫 注意 水位 <small>(警戒水位)</small></th> <th>避難 判断 水位</th> <th>氾濫 危険 水位</th> <th><u>氾濫 発生 水位</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〇〇川 上流</td> <td>〇〇川</td> <td>〇〇</td> <td>〇〇県 〇〇市 〇〇</td> <td>〇.〇〇 m</td> <td>〇.〇〇 m</td> <td>〇.〇〇 m</td> <td>〇.〇〇 m</td> <td><u>〇.〇〇 m</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>③～⑥ (略) (3) 都道府県と気象庁が共同で行う洪水予報 ① (略) ②洪水予報の対象となる基準水位観測所</p>	情報名	発表基準	<u>レベル2 氾濫注意報</u>	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき	<u>レベル3 氾濫警報</u>	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき	<u>レベル4 氾濫危険警報</u>	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき、又は、急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき	<u>レベル5 氾濫発生情報</u>	<u>氾濫が発生又は氾濫発生水位に到達したとき</u> ※レベル5 氾濫特別警報と一体的に発表	<u>レベル2 氾濫注意報 （警報解除）</u>	<u>レベル4 氾濫危険警報</u> 又は <u>レベル3 氾濫警報</u> を発表中に、基準水位観測所の水位が避難判断水位を下回ったとき（氾濫注意水位を下回った場合を除く）、又は、 <u>氾濫警報</u> 発表中に、基準水位観測所の水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達したときを除く）	<u>レベル2 氾濫注意報解除</u>	<u>レベル5 氾濫発生情報</u> 、 <u>レベル4 氾濫危険警報</u> 、 <u>レベル3 氾濫警報</u> 又は <u>レベル2 氾濫注意報</u> を発表中に、基準水位観測所の水位が氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき	予報 区域名	河川名	観測所 名	地先名	水防団 待機 水位	氾濫 注意 水位 <small>(警戒水位)</small>	避難 判断 水位	氾濫 危険 水位	<u>氾濫 発生 水位</u>	〇〇川 上流	〇〇川	〇〇	〇〇県 〇〇市 〇〇	〇.〇〇 m	〇.〇〇 m	〇.〇〇 m	〇.〇〇 m	<u>〇.〇〇 m</u>	<p>のとする。 発表する情報の種類、基本的な発表基準は、次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="1302 342 2282 1150"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>氾濫注意情報 (洪水注意報)</td> <td>基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき</td> </tr> <tr> <td>氾濫警戒情報 (洪水警報)</td> <td>基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき</td> </tr> <tr> <td>氾濫危険情報 (洪水警報)</td> <td>基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき、又は、急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき</td> </tr> <tr> <td>氾濫発生情報 (洪水警報)</td> <td>氾濫が発生したとき</td> </tr> <tr> <td>氾濫注意情報 (警戒情報解除)</td> <td>氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、基準水位観測所の水位が避難判断水位を下回ったとき（氾濫注意水位を下回った場合を除く）、又は、氾濫警戒情報発表中に、基準水位観測所の水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達したときを除く）</td> </tr> <tr> <td>氾濫注意情報解除</td> <td>氾濫発生情報、氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、基準水位観測所の水位が氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 国が行う洪水予報 ① (略) ②洪水予報の対象となる基準水位観測所 (例)</p> <table border="1" data-bbox="1302 1360 2282 1665"> <thead> <tr> <th>予報 区域名</th> <th>河川名</th> <th>観測 所名</th> <th>地先名</th> <th>水防団 待機 水位</th> <th>氾濫 注意水位 <small>(警戒水 位)</small></th> <th>避難判断 水位</th> <th>氾濫 危険水位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〇〇川 上流</td> <td>〇〇川</td> <td>〇〇</td> <td>〇〇県 〇〇市 〇〇</td> <td>〇.〇〇m</td> <td>〇.〇〇m</td> <td>〇.〇〇m</td> <td>〇.〇〇m</td> </tr> </tbody> </table> <p>③～⑥ (略) (3) 都道府県と気象庁が共同で行う洪水予報 ① (略) ②洪水予報の対象となる基準水位観測所</p>	種類	発表基準	氾濫注意情報 (洪水注意報)	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき	氾濫警戒情報 (洪水警報)	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき	氾濫危険情報 (洪水警報)	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき、又は、急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき	氾濫発生情報 (洪水警報)	氾濫が発生したとき	氾濫注意情報 (警戒情報解除)	氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、基準水位観測所の水位が避難判断水位を下回ったとき（氾濫注意水位を下回った場合を除く）、又は、氾濫警戒情報発表中に、基準水位観測所の水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達したときを除く）	氾濫注意情報解除	氾濫発生情報、氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、基準水位観測所の水位が氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき	予報 区域名	河川名	観測 所名	地先名	水防団 待機 水位	氾濫 注意水位 <small>(警戒水 位)</small>	避難判断 水位	氾濫 危険水位	〇〇川 上流	〇〇川	〇〇	〇〇県 〇〇市 〇〇	〇.〇〇m	〇.〇〇m	〇.〇〇m	〇.〇〇m	
情報名	発表基準																																																															
<u>レベル2 氾濫注意報</u>	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき																																																															
<u>レベル3 氾濫警報</u>	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき																																																															
<u>レベル4 氾濫危険警報</u>	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき、又は、急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき																																																															
<u>レベル5 氾濫発生情報</u>	<u>氾濫が発生又は氾濫発生水位に到達したとき</u> ※レベル5 氾濫特別警報と一体的に発表																																																															
<u>レベル2 氾濫注意報 （警報解除）</u>	<u>レベル4 氾濫危険警報</u> 又は <u>レベル3 氾濫警報</u> を発表中に、基準水位観測所の水位が避難判断水位を下回ったとき（氾濫注意水位を下回った場合を除く）、又は、 <u>氾濫警報</u> 発表中に、基準水位観測所の水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達したときを除く）																																																															
<u>レベル2 氾濫注意報解除</u>	<u>レベル5 氾濫発生情報</u> 、 <u>レベル4 氾濫危険警報</u> 、 <u>レベル3 氾濫警報</u> 又は <u>レベル2 氾濫注意報</u> を発表中に、基準水位観測所の水位が氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき																																																															
予報 区域名	河川名	観測所 名	地先名	水防団 待機 水位	氾濫 注意 水位 <small>(警戒水位)</small>	避難 判断 水位	氾濫 危険 水位	<u>氾濫 発生 水位</u>																																																								
〇〇川 上流	〇〇川	〇〇	〇〇県 〇〇市 〇〇	〇.〇〇 m	〇.〇〇 m	〇.〇〇 m	〇.〇〇 m	<u>〇.〇〇 m</u>																																																								
種類	発表基準																																																															
氾濫注意情報 (洪水注意報)	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき																																																															
氾濫警戒情報 (洪水警報)	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき																																																															
氾濫危険情報 (洪水警報)	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき、又は、急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき																																																															
氾濫発生情報 (洪水警報)	氾濫が発生したとき																																																															
氾濫注意情報 (警戒情報解除)	氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、基準水位観測所の水位が避難判断水位を下回ったとき（氾濫注意水位を下回った場合を除く）、又は、氾濫警戒情報発表中に、基準水位観測所の水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達したときを除く）																																																															
氾濫注意情報解除	氾濫発生情報、氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、基準水位観測所の水位が氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき																																																															
予報 区域名	河川名	観測 所名	地先名	水防団 待機 水位	氾濫 注意水位 <small>(警戒水 位)</small>	避難判断 水位	氾濫 危険水位																																																									
〇〇川 上流	〇〇川	〇〇	〇〇県 〇〇市 〇〇	〇.〇〇m	〇.〇〇m	〇.〇〇m	〇.〇〇m																																																									

【水防計画作成の手引き（都道府県版）（案）】 新旧対照表

R7改定案									現行(R6.12.04)								修正理由等								
予報 区域名	河川名	観測所 名	地先名	水防団 待機 水位	氾濫 注意 水位 <small>(警戒水位)</small>	避難 判断 水位	氾濫 危険 水位	氾濫 発生 水位		予報 区域名	河川名	観測 所名	地先名	水防団 待機 水位	氾濫 注意水位 <small>(警戒水 位)</small>	避難判断 水位	氾濫 危険水位								
〇〇川 上流	〇〇川	〇〇	〇〇県 〇〇市 〇〇	〇.〇〇 m	〇.〇〇 m	〇.〇〇 m	〇.〇〇 m	〇.〇〇 m		〇〇川 上流	〇〇川	〇〇	〇〇県 〇〇市 〇〇	〇.〇〇 m	〇.〇〇m	〇.〇〇m	〇.〇〇m								
③洪水予報の担当官署 (例) <table border="1"> <tr> <th>予報区域名</th> <th>担当官署</th> </tr> <tr> <td>〇〇川上流</td> <td>〇〇土木事務所 〇〇地方気象台</td> </tr> </table> ④～⑥ (略)									予報区域名	担当官署	〇〇川上流	〇〇土木事務所 〇〇地方気象台	③洪水予報の担当官署 (例) <table border="1"> <tr> <th>予報区域名</th> <th>担当官署</th> </tr> <tr> <td>〇〇川上流</td> <td>〇〇河川事務所 〇〇地方気象台</td> </tr> </table> ④～⑥ (略)								予報区域名	担当官署	〇〇川上流	〇〇河川事務所 〇〇地方気象台	
予報区域名	担当官署																								
〇〇川上流	〇〇土木事務所 〇〇地方気象台																								
予報区域名	担当官署																								
〇〇川上流	〇〇河川事務所 〇〇地方気象台																								
<解説> 【必須】法第2条において、水防計画には水防上必要な通信、連絡について規定することとされており、法第10条第2項、法第11条第1項並びに気象業務法第14条の2第3項及び第4項の規定により国土交通省と気象庁又は都道府県と気象庁が共同で行う水防活動の利用に適合する注意報及び警報について、情報の名称、発表基準のほか、予報区域名、対象となる河川区間や基準水位観測所、情報の伝達経路、伝達手段を記述する。法第10条第2項に規定された氾濫後の予報が実施されている場合は、氾濫後の予報に関しても同様の内容について記述する。なお、平成25年の水防法改正により、避難情報発令の判断に資するため、関係市町村長への通知が追加されており、大臣から洪水予報の通知を受けた場合には、同じ内容が大臣から関係市町村長へも通知される。 【必須】伝達経路については、予報区域別に、法令で定められた経路のほか、協定等で決められた経路についても記述する。また、伝達手段については、各機関の機器の更新状況等を確認し、最新の伝達手段を記載するようにする。機器障害等により通常の伝達経路が途絶した場合の代替の伝達経路、手段についても明確にしておくこと。 【必須】氾濫危険水位は、箇所毎の危険水位を洪水予報観測所に換算した水位のうち、洪水予報の受け持つ予報区域において最も低い水位である。箇所毎の危険水位は、計画高水位もしくは越水又は溢水が発生するまでのリードタイムを考慮して設定した水位のどちらか低い方の水位をもって設定する。 <u>【必須】氾濫発生水位は、箇所毎の氾濫開始水位を洪水予報観測所地点に換算した水位（氾濫開始相当水位）のうち、洪水予報の受け持つ予報区域において最も低い水位であり、これまで「氾濫する可能性のある水位」と称していた水位のことである。箇所毎の氾濫開始水位は、堤防天端高又は背後地盤高など氾濫が開始する水位をもって設定する。</u> 【必須】原則として、洪水予報は越水・溢水による氾濫を対象としているが、漏水・侵食、 <u>河川管理施設の機能支障等</u> による氾濫についても情報を提供することが必要であり、水防法では、 <u>河川管理者が管理する河川について、これらを原因として浸水想定区域に</u>									<解説> 【必須】法第2条において、水防計画には水防上必要な通信、連絡について規定することとされており、法第10条第2項、法第11条第1項並びに気象業務法第14条の2第2項及び第3項の規定により国土交通省と気象庁又は都道府県と気象庁が共同で行う水防活動の利用に適合する注意報及び警報について、情報の種類、発表基準のほか、予報区域名、対象となる河川区間や基準水位観測所、情報の伝達経路、伝達手段を記述する。法第10条第2項に規定された氾濫後の予報が実施されている場合は、氾濫後の予報に関しても同様の内容について記述する。なお、平成25年の水防法改正により、避難情報発令の判断に資するため、関係市町村長への通知が追加されており、大臣から洪水予報の通知を受けた場合には、同じ内容が大臣から関係市町村長へも通知される。 【必須】伝達経路については、予報区域別に、法令で定められた経路のほか、協定等で決められた経路についても記述する。また、伝達手段については、各機関の機器の更新状況等を確認し、最新の伝達手段を記載するようにする。機器障害等により通常の伝達経路が途絶した場合の代替の伝達経路、手段についても明確にしておくこと。 【必須】氾濫危険水位は、箇所毎の危険水位を洪水予報観測所に換算した水位のうち、洪水予報の受け持つ予報区域において最も低い水位である。箇所毎の危険水位は、計画高水位もしくは越水又は溢水が発生するまでのリードタイムを考慮して設定した水位のどちらか低い方の水位をもって設定する。 【必須】原則として、洪水予報は越水・溢水による氾濫を対象としているが、漏水・侵食による氾濫についても情報を提供することが必要であり、水防法では、異常な漏水等が発生した場合には、水防管理者等は直ちに関係者（関係機関・団体）に通報しなければな																

【水防計画作成の手引き（都道府県版）（案）】 新旧対照表

R7改定案	現行(R6.12.04)	修正理由等																								
<p>おける氾濫による著しい危険が切迫していると認める場合には、<u>河川管理者からの通報を受けた都道府県は</u>、水防管理者等に通知し、<u>水防管理者等</u>は直ちに関係者（関係機関・団体）に通報しなければならないこととされている。そのため、第10章において、重要水防箇所等の巡視及び警戒、決壊・漏水等の通報に関する措置を定めることとする。</p> <p>【推奨】対象河川の浸水想定区域に含まれる市町村名も記述しておくことが望ましい。また、関係市町村長は、洪水予報の通知を、水防管理者として知事から、避難情報の発令を判断する市町村長として大臣又は知事からそれぞれ受けることとなるが、避難情報の発令基準となる具体的な水位については、市町村地域防災計画に定めておくことが望ましい。</p>	<p>らないこととされている。そのため、第10章において、重要水防箇所等の巡視及び警戒、決壊・漏水等の通報に関する措置を定めることとする。</p> <p>【推奨】対象河川の浸水想定区域に含まれる市町村名も記述しておくことが望ましい。また、関係市町村長は、洪水予報の通知を、水防管理者として知事から、避難情報の発令を判断する市町村長として大臣又は知事からそれぞれ受けることとなるが、避難情報の発令基準となる具体的な水位については、市町村地域防災計画に定めておくことが望ましい。</p>																									
<p>4.3 水位周知河川における水位到達情報</p> <p>(1) 種類及び発表基準</p> <p>知事は、国土交通大臣が指定した河川について水位到達情報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について、水位が氾濫危険水位（法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位）に達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させるものとする。</p> <p>また、知事が指定した河川について通知をした知事は、避難情報発令の判断に資するため、関係市町村長にその通知に係る事項を通知するものとする。</p> <p>氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報（<u>レベル3 氾濫警戒情報</u>）（氾濫注意水位を下回った場合の情報（<u>レベル2 氾濫注意情報</u>の解除）を含む。）、<u>レベル5 氾濫発生情報</u>の発表は、可能な範囲で行うこととする。</p> <p>発表する情報の種類、基本的な発表基準は、次のとおりである。</p>	<p>4.3 水位周知河川における水位到達情報</p> <p>(1) 種類及び発表基準</p> <p>知事は、国土交通大臣が指定した河川について水位到達情報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について、水位が氾濫危険水位（法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位）に達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させるものとする。</p> <p>また、知事が指定した河川について通知をした知事は、避難情報発令の判断に資するため、関係市町村長にその通知に係る事項を通知するものとする。</p> <p>氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報（氾濫注意水位を下回った場合の情報（氾濫注意情報の解除）を含む。）、氾濫発生情報の発表は、可能な範囲で行うこととする。</p> <p>発表する情報の種類、基本的な発表基準は、次のとおりである。</p>																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>レベル2</u> 氾濫注意情報</td> <td>基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達したとき</td> </tr> <tr> <td><u>レベル3</u> 氾濫警戒情報</td> <td>基準地点の水位が避難判断水位に到達したとき</td> </tr> <tr> <td><u>レベル4</u> 氾濫危険情報</td> <td>基準地点の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達したとき</td> </tr> <tr> <td><u>レベル5</u> 氾濫発生情報</td> <td>氾濫が発生又は<u>氾濫発生水位に到達</u>したとき</td> </tr> <tr> <td><u>レベル2</u> 氾濫注意情報解除</td> <td><u>レベル5</u> 氾濫発生情報、<u>レベル4</u> 氾濫危険情報、<u>レベル3</u> 氾濫警戒情報又は<u>レベル2</u> 氾濫注意情報を発表中に、基準水位観測所の水位が氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき</td> </tr> </tbody> </table>	種類	発表基準	<u>レベル2</u> 氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達したとき	<u>レベル3</u> 氾濫警戒情報	基準地点の水位が避難判断水位に到達したとき	<u>レベル4</u> 氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達したとき	<u>レベル5</u> 氾濫発生情報	氾濫が発生又は <u>氾濫発生水位に到達</u> したとき	<u>レベル2</u> 氾濫注意情報解除	<u>レベル5</u> 氾濫発生情報、 <u>レベル4</u> 氾濫危険情報、 <u>レベル3</u> 氾濫警戒情報又は <u>レベル2</u> 氾濫注意情報を発表中に、基準水位観測所の水位が氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>氾濫注意情報</td> <td>基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達したとき</td> </tr> <tr> <td>氾濫警戒情報</td> <td>基準地点の水位が避難判断水位に到達したとき</td> </tr> <tr> <td>氾濫危険情報</td> <td>基準地点の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達したとき</td> </tr> <tr> <td>氾濫発生情報</td> <td>氾濫が発生したとき</td> </tr> <tr> <td>氾濫注意情報解除</td> <td>氾濫発生情報、氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、基準水位観測所の水位が氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき</td> </tr> </tbody> </table>	種類	発表基準	氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達したとき	氾濫警戒情報	基準地点の水位が避難判断水位に到達したとき	氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達したとき	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき	氾濫注意情報解除	氾濫発生情報、氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、基準水位観測所の水位が氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき	
種類	発表基準																									
<u>レベル2</u> 氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達したとき																									
<u>レベル3</u> 氾濫警戒情報	基準地点の水位が避難判断水位に到達したとき																									
<u>レベル4</u> 氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達したとき																									
<u>レベル5</u> 氾濫発生情報	氾濫が発生又は <u>氾濫発生水位に到達</u> したとき																									
<u>レベル2</u> 氾濫注意情報解除	<u>レベル5</u> 氾濫発生情報、 <u>レベル4</u> 氾濫危険情報、 <u>レベル3</u> 氾濫警戒情報又は <u>レベル2</u> 氾濫注意情報を発表中に、基準水位観測所の水位が氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき																									
種類	発表基準																									
氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達したとき																									
氾濫警戒情報	基準地点の水位が避難判断水位に到達したとき																									
氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達したとき																									
氾濫発生情報	氾濫が発生したとき																									
氾濫注意情報解除	氾濫発生情報、氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、基準水位観測所の水位が氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき																									

【水防計画作成の手引き（都道府県版）（案）】 新旧対照表

R7改定案										現行(R6.12.04)										修正理由等
(2) 国土交通省が行う水位到達情報の通知 ① (略) ②水位到達情報の通知の対象となる基準水位観測所 (例)										(2) 国土交通省が行う水位到達情報の通知 ① (略) ②水位到達情報の通知の対象となる基準水位観測所 (例)										
河川名	観測所名	地先名	水防団待機水位 <small>(通報水位)</small>	氾濫注意水位 <small>(警戒水位)</small>	避難判断水位	氾濫危険水位 <small>(洪水特別警戒水位)</small>	計画高水位	氾濫発生水位	関係水防管理団体	河川名	観測所名	地先名	水防団待機水位 <small>(通報水位)</small>	氾濫注意水位 <small>(警戒水位)</small>	避難判断水位	氾濫危険水位 <small>(洪水特別警戒水位)</small>	計画高水位	氾濫発生水位	関係水防管理団体	
〇〇川	〇〇	〇〇県 〇〇市 〇〇	〇.〇〇 m	〇.〇〇 m	〇.〇〇 m	〇.〇〇 m	〇.〇〇 m	〇.〇〇 m	〇〇市	〇〇川	〇〇	〇〇県〇〇 市〇〇	〇.〇〇 m	〇.〇〇 m	〇.〇〇 m	〇.〇〇 m	〇.〇〇 m	〇.〇〇 m	〇〇市	
③～⑥ (略) (3) 都道府県が行う水位到達情報の通知 ① (略) ②水位到達情報の通知の対象となる基準水位観測所 (例)										③～⑥ (略) (3) 都道府県が行う水位到達情報の通知 ① (略) ②水位到達情報の通知の対象となる基準水位観測所 (例)										
河川名	観測所名	地先名	水防団待機水位 <small>(通報水位)</small>	氾濫注意水位 <small>(警戒水位)</small>	避難判断水位	氾濫危険水位 <small>(洪水特別警戒水位)</small>	計画高水位	氾濫発生水位	関係水防管理団体	河川名	観測所名	地先名	水防団待機水位 <small>(通報水位)</small>	氾濫注意水位 <small>(警戒水位)</small>	避難判断水位	氾濫危険水位 <small>(洪水特別警戒水位)</small>	計画高水位	氾濫発生水位	関係水防管理団体	
〇〇川	〇〇	〇〇県 〇〇市 〇〇	〇.〇〇 m	〇.〇〇 m	〇.〇〇 m	〇.〇〇 m	〇.〇〇 m	〇.〇〇 m	〇〇市	〇〇川	〇〇	〇〇県〇〇 市〇〇	〇.〇〇 m	〇.〇〇 m	〇.〇〇 m	〇.〇〇 m	〇.〇〇 m	〇.〇〇 m	〇〇市	
③水位到達情報の通知の担当官署 (例)										③水位到達情報の通知の担当官署 (例)										
河川名		担当官署								河川名		担当官署								
〇〇川		〇〇土木事務所								〇〇川		〇〇河川事務所								
④～⑥ (略)										④～⑥ (略)										
<解説> 【必須】法第2条において、水防計画には水防上必要な通信、連絡について規定することとされており、法第13条の規定により国土交通省又は都道府県が行う水位到達情報の通知について、情報の種類、発表基準のほか、対象となる河川区間や基準水位観測所、情報の伝達経路、伝達手段を記述する。なお、平成25年の水防法改正により、避難情報発令の判断に資するため、関係市町村長への通知が追加されており、大臣から洪水予報の通知を受けた場合には、同じ内容が大臣から関係市町村長にも通知される。 【必須】水位周知河川における水位到達情報の発表は、法第13条第1項の規定に基づ										<解説> 【必須】法第2条において、水防計画には水防上必要な通信、連絡について規定することとされており、法第13条の規定により国土交通省又は都道府県が行う水位到達情報の通知について、情報の種類、発表基準のほか、対象となる河川区間や基準水位観測所、情報の伝達経路、伝達手段を記述する。なお、平成25年の水防法改正により、避難情報発令の判断に資するため、関係市町村長への通知が追加されており、大臣から洪水予報の通知を受けた場合には、同じ内容が大臣から関係市町村長にも通知される。 【必須】水位周知河川における水位到達情報の発表は、法第13条第1項の規定に基づ										

【水防計画作成の手引き（都道府県版）（案）】 新旧対照表

R7改定案	現行(R6.12.04)	修正理由等
<p>き行う氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）への到達情報の発表のほか、「洪水等に関する防災情報体系の見直しについて」（平成18年10月1日河川局長通知）に基づき、氾濫注意水位（警戒水位）、及び避難判断水位への到達情報（<u>レベル3 氾濫警戒情報</u>）、<u>レベル5 氾濫発生情報</u>の発表並びに氾濫注意水位を下回った場合の情報（<u>レベル2 氾濫注意情報解除</u>）の発表を行うことができるよう、情報の種類や発表基準に適宜補足を行うこと。なお、「洪水時における情報提供の充実について」（平成26年4月8日、国水環第2号）に基づき、原則として平成27年4月から洪水特別警戒水位は氾濫危険水位に相当するものと変更することとした。<u>なお、令和8年から新しい防災気象情報体系の見直しにあわせ、情報名の前に「レベル〇」をつけることとした。</u></p> <p>【必須】伝達経路については、対象河川区別に、資料4-5、4-6に示した水防法に基づく経路に加え、その他法令で定められた経路や、協定等で決められた経路についても記述する。また、伝達手段については、各機関の機器の更新状況等を確認し、最新の伝達手段を記載するようにする。機器障害等により通常の伝達経路が途絶した場合の代替の伝達経路、伝達手段についても明確にしておくこと。</p> <p>【必須】氾濫危険水位は、箇所毎の危険水位を水位周知観測所に換算した水位のうち、その観測所の受け持つ水位周知区間において最も低い水位である。箇所毎の危険水位は、計画高水位もしくは越水又は溢水が発生するまでのリードタイムを考慮して設定した水位のどちらか低い方の水位をもって設定する。</p> <p>【推奨】<u>氾濫発生水位は、箇所毎の氾濫開始水位を水位周知観測所地点に換算した水位（氾濫開始相当水位）のうち、受け持つ区域において最も低い水位であり、これまで「氾濫する可能性のある水位」と称していた水位のことである。氾濫等の通報の対象河川となった水位周知河川においては、氾濫発生水位の設定を行う。箇所毎の氾濫開始水位は、堤防天端高又は背後地盤高など氾濫が開始する水位をもって設定する。なお、氾濫発生水位の設定に時間を要す場合は、水位観測所や危機管理水位計の設置箇所が受け持ち区域内での氾濫発生判断に対して代表性があれば、その水位を活用して当面運用することも考えられる。</u></p> <p>【必須】原則として、水位周知は越水・溢水による氾濫を対象としているが、漏水・侵食、<u>河川管理施設の機能支障等</u>による氾濫についても情報を提供することが必要であり、水防法では、<u>河川管理者が管理する河川について、これらを原因として浸水想定区域における氾濫による著しい危険が切迫していると認める場合には、河川管理者からの通報を受けた都道府県は、水防管理者等に通知し、水防管理者等は直ちに関係者（関係機関・団体）に通報しなければならないこととされている。</u>そのため、第10章において、重要水防箇所等の巡視及び警戒、決壊・漏水等の通報に関する措置を定めることとする。</p> <p>【推奨】対象河川の浸水想定区域に含まれる市町村名も記述しておくことが望ましい。また、関係市町村長は、水位到達情報の通知を、水防管理者として知事から、避難情報（の発令）を判断する市町村長として大臣又は知事からそれぞれ受けることとなるが、避難情報（の発令）の発令基準となる具体的な水位については、市町村地域防災計画に</p>	<p>き行う氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）への到達情報の発表のほか、「洪水等に関する防災情報体系の見直しについて」（平成18年10月1日河川局長通知）に基づき、氾濫注意水位（警戒水位）、及び避難判断水位への到達情報、氾濫発生情報の発表並びに氾濫注意水位を下回った場合の情報（氾濫注意情報解除）の発表を行うことができるよう、情報の種類や発表基準に適宜補足を行うこと。なお、「洪水時における情報提供の充実について」（平成26年4月8日、国水環第2号）に基づき、原則として平成27年4月から洪水特別警戒水位は氾濫危険水位に相当するものと変更することとした。</p> <p>【必須】伝達経路については、対象河川区別に、資料4-5、4-6に示した水防法に基づく経路に加え、その他法令で定められた経路や、協定等で決められた経路についても記述する。また、伝達手段については、各機関の機器の更新状況等を確認し、最新の伝達手段を記載するようにする。機器障害等により通常の伝達経路が途絶した場合の代替の伝達経路、伝達手段についても明確にしておくこと。</p> <p>【必須】氾濫危険水位は、箇所毎の危険水位を水位周知観測所に換算した水位のうち、その観測所の受け持つ水位周知区間において最も低い水位である。箇所毎の危険水位は、計画高水位もしくは越水又は溢水が発生するまでのリードタイムを考慮して設定した水位のどちらか低い方の水位をもって設定する。</p> <p>【必須】原則として、水位周知は越水・溢水による氾濫を対象としているが、漏水・侵食による氾濫についても情報を提供することが必要であり、水防法では、異常な漏水等が発生した場合には、水防管理者等は直ちに関係者（関係機関・団体）に通報しなければならないこととされている。そのため、第10章において、重要水防箇所等の巡視及び警戒、決壊・漏水等の通報に関する措置を定めることとする。</p> <p>【推奨】対象河川の浸水想定区域に含まれる市町村名も記述しておくことが望ましい。また、関係市町村長は、水位到達情報の通知を、水防管理者として知事から、避難情報（の発令）を判断する市町村長として大臣又は知事からそれぞれ受けることとなるが、避難情報（の発令）の発令基準となる具体的な水位については、市町村地域防災計画に</p>	

【水防計画作成の手引き（都道府県版）（案）】 新旧対照表

R7改定案	現行(R6.12.04)	修正理由等																																																																																
定めておくことが望ましい。	定めておくことが望ましい。																																																																																	
<p>4.4 水位周知下水道における水位到達情報</p> <p>(1) 種類及び発表基準 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>内水氾濫危険情報</td> <td>基準水位観測所の水位が内水氾濫危険水位（雨水出水特別警戒水位）に到達したとき</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>氾濫発生情報</u></td> <td style="text-align: center;"><u>氾濫が発生又は氾濫発生水位に達したとき</u></td> </tr> <tr> <td>内水氾濫危険情報解除</td> <td>基準水位観測所の水位が内水氾濫危険水位（雨水出水特別警戒水位）を下回り、氾濫のおそれなくなったとき</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 都道府県が行う水位到達情報の通知</p> <p>① (略)</p> <p>② 水位到達情報の通知の対象となる基準水位観測所 (例)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>排水施設等</th> <th>観測所名</th> <th>地先名</th> <th>内水氾濫危険水位 (雨水出水特別警戒水位)</th> <th style="text-align: center;"><u>氾濫発生水位</u></th> <th>関係水防管理団体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〇〇ポンプ施設</td> <td>〇〇</td> <td>〇〇県 〇〇市 〇〇</td> <td style="text-align: center;">〇.〇〇m</td> <td style="text-align: center;"><u>〇.〇〇m</u></td> <td>〇〇市、〇〇水防事務組合</td> </tr> <tr> <td>〇〇貯留施設</td> <td>〇〇</td> <td>〇〇県 〇〇市 〇〇</td> <td style="text-align: center;">〇.〇〇m</td> <td style="text-align: center;"><u>〇.〇〇m</u></td> <td>〇〇市、〇〇水防事務組合</td> </tr> </tbody> </table> <p>③～⑥ (略)</p> <p>(3) 市町村が行う水位到達情報の通知</p> <p>① (略)</p> <p>② 水位到達情報の通知の対象となる基準水位観測所 (例)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>排水施設等</th> <th>観測所名</th> <th>地先名</th> <th>内水氾濫危険水位 (雨水出水特別警戒水位)</th> <th style="text-align: center;"><u>氾濫発生水位</u></th> <th>関係水防管理団体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〇〇ポンプ施設</td> <td>〇〇</td> <td>〇〇県 〇〇市 〇〇</td> <td style="text-align: center;">〇.〇〇m</td> <td style="text-align: center;"><u>〇.〇〇m</u></td> <td>〇〇市、〇〇水防事務組合</td> </tr> <tr> <td>〇〇貯留施設</td> <td>〇〇</td> <td>〇〇県 〇〇市 〇〇</td> <td style="text-align: center;">〇.〇〇m</td> <td style="text-align: center;"><u>〇.〇〇m</u></td> <td>〇〇市、〇〇水防事務組合</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	発表基準	内水氾濫危険情報	基準水位観測所の水位が内水氾濫危険水位（雨水出水特別警戒水位）に到達したとき	<u>氾濫発生情報</u>	<u>氾濫が発生又は氾濫発生水位に達したとき</u>	内水氾濫危険情報解除	基準水位観測所の水位が内水氾濫危険水位（雨水出水特別警戒水位）を下回り、氾濫のおそれなくなったとき	排水施設等	観測所名	地先名	内水氾濫危険水位 (雨水出水特別警戒水位)	<u>氾濫発生水位</u>	関係水防管理団体	〇〇ポンプ施設	〇〇	〇〇県 〇〇市 〇〇	〇.〇〇m	<u>〇.〇〇m</u>	〇〇市、〇〇水防事務組合	〇〇貯留施設	〇〇	〇〇県 〇〇市 〇〇	〇.〇〇m	<u>〇.〇〇m</u>	〇〇市、〇〇水防事務組合	排水施設等	観測所名	地先名	内水氾濫危険水位 (雨水出水特別警戒水位)	<u>氾濫発生水位</u>	関係水防管理団体	〇〇ポンプ施設	〇〇	〇〇県 〇〇市 〇〇	〇.〇〇m	<u>〇.〇〇m</u>	〇〇市、〇〇水防事務組合	〇〇貯留施設	〇〇	〇〇県 〇〇市 〇〇	〇.〇〇m	<u>〇.〇〇m</u>	〇〇市、〇〇水防事務組合	<p>4.4 水位周知下水道における水位到達情報</p> <p>(1) 種類及び発表基準 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>内水氾濫危険情報</td> <td>基準水位観測所の水位が内水氾濫危険水位（雨水出水特別警戒水位）に到達したとき</td> </tr> <tr> <td>内水氾濫危険情報解除</td> <td>基準水位観測所の水位が内水氾濫危険水位（雨水出水特別警戒水位）を下回り、氾濫のおそれなくなったとき</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 都道府県が行う水位到達情報の通知</p> <p>① (略)</p> <p>② 水位到達情報の通知の対象となる基準水位観測所 (例)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>排水施設等</th> <th>観測所名</th> <th>地先名</th> <th>内水氾濫危険水位 (雨水出水特別警戒水位)</th> <th>関係水防管理団体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〇〇ポンプ施設</td> <td>〇〇</td> <td>〇〇県〇〇市〇〇</td> <td style="text-align: center;">〇.〇〇m</td> <td>〇〇市、〇〇水防事務組合</td> </tr> <tr> <td>〇〇貯留施設</td> <td>〇〇</td> <td>〇〇県〇〇市〇〇</td> <td style="text-align: center;">〇.〇〇m</td> <td>〇〇市、〇〇水防事務組合</td> </tr> </tbody> </table> <p>③～⑥ (略)</p> <p>(3) 市町村が行う水位到達情報の通知</p> <p>① (略)</p> <p>② 水位到達情報の通知の対象となる基準水位観測所 (例)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>排水施設等</th> <th>観測所名</th> <th>地先名</th> <th>内水氾濫危険水位 (雨水出水特別警戒水位)</th> <th>関係水防管理団体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〇〇ポンプ施設</td> <td>〇〇</td> <td>〇〇県〇〇市〇〇</td> <td style="text-align: center;">〇.〇〇m</td> <td>〇〇市、〇〇水防事務組合</td> </tr> <tr> <td>〇〇貯留施設</td> <td>〇〇</td> <td>〇〇県〇〇市〇〇</td> <td style="text-align: center;">〇.〇〇m</td> <td>〇〇市、〇〇水防事務組合</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	発表基準	内水氾濫危険情報	基準水位観測所の水位が内水氾濫危険水位（雨水出水特別警戒水位）に到達したとき	内水氾濫危険情報解除	基準水位観測所の水位が内水氾濫危険水位（雨水出水特別警戒水位）を下回り、氾濫のおそれなくなったとき	排水施設等	観測所名	地先名	内水氾濫危険水位 (雨水出水特別警戒水位)	関係水防管理団体	〇〇ポンプ施設	〇〇	〇〇県〇〇市〇〇	〇.〇〇m	〇〇市、〇〇水防事務組合	〇〇貯留施設	〇〇	〇〇県〇〇市〇〇	〇.〇〇m	〇〇市、〇〇水防事務組合	排水施設等	観測所名	地先名	内水氾濫危険水位 (雨水出水特別警戒水位)	関係水防管理団体	〇〇ポンプ施設	〇〇	〇〇県〇〇市〇〇	〇.〇〇m	〇〇市、〇〇水防事務組合	〇〇貯留施設	〇〇	〇〇県〇〇市〇〇	〇.〇〇m	〇〇市、〇〇水防事務組合	
種 類	発表基準																																																																																	
内水氾濫危険情報	基準水位観測所の水位が内水氾濫危険水位（雨水出水特別警戒水位）に到達したとき																																																																																	
<u>氾濫発生情報</u>	<u>氾濫が発生又は氾濫発生水位に達したとき</u>																																																																																	
内水氾濫危険情報解除	基準水位観測所の水位が内水氾濫危険水位（雨水出水特別警戒水位）を下回り、氾濫のおそれなくなったとき																																																																																	
排水施設等	観測所名	地先名	内水氾濫危険水位 (雨水出水特別警戒水位)	<u>氾濫発生水位</u>	関係水防管理団体																																																																													
〇〇ポンプ施設	〇〇	〇〇県 〇〇市 〇〇	〇.〇〇m	<u>〇.〇〇m</u>	〇〇市、〇〇水防事務組合																																																																													
〇〇貯留施設	〇〇	〇〇県 〇〇市 〇〇	〇.〇〇m	<u>〇.〇〇m</u>	〇〇市、〇〇水防事務組合																																																																													
排水施設等	観測所名	地先名	内水氾濫危険水位 (雨水出水特別警戒水位)	<u>氾濫発生水位</u>	関係水防管理団体																																																																													
〇〇ポンプ施設	〇〇	〇〇県 〇〇市 〇〇	〇.〇〇m	<u>〇.〇〇m</u>	〇〇市、〇〇水防事務組合																																																																													
〇〇貯留施設	〇〇	〇〇県 〇〇市 〇〇	〇.〇〇m	<u>〇.〇〇m</u>	〇〇市、〇〇水防事務組合																																																																													
種 類	発表基準																																																																																	
内水氾濫危険情報	基準水位観測所の水位が内水氾濫危険水位（雨水出水特別警戒水位）に到達したとき																																																																																	
内水氾濫危険情報解除	基準水位観測所の水位が内水氾濫危険水位（雨水出水特別警戒水位）を下回り、氾濫のおそれなくなったとき																																																																																	
排水施設等	観測所名	地先名	内水氾濫危険水位 (雨水出水特別警戒水位)	関係水防管理団体																																																																														
〇〇ポンプ施設	〇〇	〇〇県〇〇市〇〇	〇.〇〇m	〇〇市、〇〇水防事務組合																																																																														
〇〇貯留施設	〇〇	〇〇県〇〇市〇〇	〇.〇〇m	〇〇市、〇〇水防事務組合																																																																														
排水施設等	観測所名	地先名	内水氾濫危険水位 (雨水出水特別警戒水位)	関係水防管理団体																																																																														
〇〇ポンプ施設	〇〇	〇〇県〇〇市〇〇	〇.〇〇m	〇〇市、〇〇水防事務組合																																																																														
〇〇貯留施設	〇〇	〇〇県〇〇市〇〇	〇.〇〇m	〇〇市、〇〇水防事務組合																																																																														

【水防計画作成の手引き（都道府県版）（案）】 新旧対照表

R7改定案	現行(R6.12.04)	修正理由等
<p>③～⑥ (略)</p> <p>&lt;解説&gt;</p> <p>【必須】法第2条において、水防計画には水防上必要な通信、連絡について規定することとされており、法第13条の2の規定により都道府県又は市町村が行う水位到達情報の通知について、情報の種類、発表基準のほか、対象となる下水道や基準水位観測所、情報の伝達経路、伝達手段を記述する。なお、法第13条の4に基づき、都道府県知事が発表する水位到達情報については、避難情報発令の判断に資するため、関係市町村長へ通知する必要がある。</p> <p>【必須】法第13条の2に定める雨水出水特別警戒水位は、発表する情報においては内水氾濫危険水位という名称を用いるとともに、情報の種類は水位周知河川と同様「内水氾濫危険情報」として行うよう、発表する情報の種類及び発表基準の表を記載すること。</p> <p>【必須】伝達経路については、対象下水道別に、資料4-7～4-10に示した水防法に基づく経路に加え、その他法令で定められた経路や、協定等で決められた経路についても記述する。また、伝達手段については、各機関の機器の更新状況等を確認し、最新の伝達手段を記載するようにする。機器障害等により通常の伝達経路が途絶した場合の代替の伝達経路、伝達手段についても明確にしておくこと。内水氾濫危険水位到達から氾濫するまでの時間はきわめて短いことから、伝達系統にはメールの活用等、瞬時に伝達できる手段を記載すること。なお、市町村が発表する情報については、都道府県へも伝達するよう、水防計画に定めるものとする。</p> <p>【必須】内水氾濫危険水位は、内水による災害の発生を特に警戒すべき水位であり、主に一般的なビル等の地下空間の利用者を対象に、地上部までの避難に要する時間と下水道の水位の上昇速度を考慮して設定した水位である。</p> <p><u>【必須】氾濫発生水位は、内水により相当の被害が生じる氾濫の発生する水位であり、主に一般的なビル等の地下空間への浸水を対象に、地下空間入り口の地盤高や下水道の水位との関係等を考慮して設定した水位である。</u></p> <p>【推奨】対象水位周知下水道の浸水想定区域に含まれる市町村名、地区名も記述しておくことが望ましい。</p> <p>4.5 高潮予報海岸における高潮予報</p> <p>(1) 名称及び発表基準</p> <p><u>国土交通大臣は指定した海岸について、高潮のおそれがあると認められるときは、気象庁長官及び知事と共同して、高潮予報し、水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知するものとする。</u></p> <p><u>また、国土交通大臣が指定した海岸について通知をした国土交通大臣は、避難情報発令の判断に資するため、関係市町村長にその通知に係る事項を通知するものとする。</u></p> <p><u>この他、知事が氾濫による著しい危険が切迫している通報を受けたと</u></p>	<p>③～⑥ (略)</p> <p>&lt;解説&gt;</p> <p>【必須】法第2条において、水防計画には水防上必要な通信、連絡について規定することとされており、法第13条の2の規定により都道府県又は市町村が行う水位到達情報の通知について、情報の種類、発表基準のほか、対象となる下水道や基準水位観測所、情報の伝達経路、伝達手段を記述する。なお、法第13条の4に基づき、都道府県知事が発表する水位到達情報については、避難情報発令の判断に資するため、関係市町村長へ通知する必要がある。</p> <p>【必須】法第13条の2に定める雨水出水特別警戒水位は、発表する情報においては内水氾濫危険水位という名称を用いるとともに、情報の種類は水位周知河川と同様「内水氾濫危険情報」として行うよう、発表する情報の種類及び発表基準の表を記載すること。</p> <p>【必須】伝達経路については、対象下水道別に、資料4-7～4-10に示した水防法に基づく経路に加え、その他法令で定められた経路や、協定等で決められた経路についても記述する。また、伝達手段については、各機関の機器の更新状況等を確認し、最新の伝達手段を記載するようにする。機器障害等により通常の伝達経路が途絶した場合の代替の伝達経路、伝達手段についても明確にしておくこと。内水氾濫危険水位到達から氾濫するまでの時間はきわめて短いことから、伝達系統にはメールの活用等、瞬時に伝達できる手段を記載すること。なお、市町村が発表する情報については、都道府県へも伝達するよう、水防計画に定めるものとする。</p> <p>【必須】内水氾濫危険水位は、内水による災害の発生を特に警戒すべき水位であり、主に一般的なビル等の地下空間の利用者を対象に、地上部までの避難に要する時間と下水道の水位の上昇速度を考慮して設定した水位である。</p> <p>【推奨】対象水位周知下水道の浸水想定区域に含まれる市町村名、地区名も記述しておくことが望ましい。</p>	

【水防計画作成の手引き（都道府県版）（案）】 新旧対照表

R7改定案	現行(R6.12.04)	修正理由等																		
<p>き、その状況により相当な損害を生ずるおそれがあると認めるときは、水防管理者及び量水標管理者並びに気象庁長官に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知するものとする。  <u>発表する情報の名称、基本的な発表基準は、次のとおりである。</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="222 428 448 470">情報名</th> <th data-bbox="448 428 1210 470">発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="222 470 448 642"> <u>レベル2</u>  <u>高潮注意報</u> </td> <td data-bbox="448 470 1210 642"> <u>高潮により、水位（潮位+波の打上げ高）の予測値がレベル5基準に、潮位の予測値がレベル4基準（潮位が超えると浸水被害のおそれがある状況となる高さ）に達すると予想される約18時間前までに発表</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="222 642 448 814"> <u>レベル3</u>  <u>高潮警報</u> </td> <td data-bbox="448 642 1210 814"> <u>高潮により、水位（潮位+波の打上げ高）の予測値がレベル5基準に、潮位の予測値がレベル4基準（潮位が超えると浸水被害のおそれがある状況となる高さ）に達すると予想される約12時間前までに発表</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="222 814 448 987"> <u>レベル4</u>  <u>高潮危険警報</u> </td> <td data-bbox="448 814 1210 987"> <u>高潮により、水位（潮位+波の打上げ高）の予測値がレベル5基準に、潮位の予測値がレベル4基準（潮位が超えると浸水被害のおそれがある状況となる高さ）に達すると予想される約6時間前までに発表</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="222 987 448 1318"> <u>レベル5</u>  <u>高潮氾濫発生情報</u> </td> <td data-bbox="448 987 1210 1318"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>破堤、背後地の浸水を実際に確認したとき</u></li> <li>・<u>水位（潮位+波の打上げ高）と潮位のいずれかの実況値がレベル5基準を超え、かつ、その状況が一定時間継続すると予想されるとき</u></li> <li>・<u>水位（潮位+波の打上げ高）と潮位のいずれかの直近の予測値がレベル5基準を超え、かつ、その状況が一定時間継続すると予想されるとき</u></li> </ul> <p>※レベル5高潮特別警報と一体的に発表</p> </td> </tr> </tbody> </table>	情報名	発表基準	<u>レベル2</u> <u>高潮注意報</u>	<u>高潮により、水位（潮位+波の打上げ高）の予測値がレベル5基準に、潮位の予測値がレベル4基準（潮位が超えると浸水被害のおそれがある状況となる高さ）に達すると予想される約18時間前までに発表</u>	<u>レベル3</u> <u>高潮警報</u>	<u>高潮により、水位（潮位+波の打上げ高）の予測値がレベル5基準に、潮位の予測値がレベル4基準（潮位が超えると浸水被害のおそれがある状況となる高さ）に達すると予想される約12時間前までに発表</u>	<u>レベル4</u> <u>高潮危険警報</u>	<u>高潮により、水位（潮位+波の打上げ高）の予測値がレベル5基準に、潮位の予測値がレベル4基準（潮位が超えると浸水被害のおそれがある状況となる高さ）に達すると予想される約6時間前までに発表</u>	<u>レベル5</u> <u>高潮氾濫発生情報</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>破堤、背後地の浸水を実際に確認したとき</u></li> <li>・<u>水位（潮位+波の打上げ高）と潮位のいずれかの実況値がレベル5基準を超え、かつ、その状況が一定時間継続すると予想されるとき</u></li> <li>・<u>水位（潮位+波の打上げ高）と潮位のいずれかの直近の予測値がレベル5基準を超え、かつ、その状況が一定時間継続すると予想されるとき</u></li> </ul> <p>※レベル5高潮特別警報と一体的に発表</p>										
情報名	発表基準																			
<u>レベル2</u> <u>高潮注意報</u>	<u>高潮により、水位（潮位+波の打上げ高）の予測値がレベル5基準に、潮位の予測値がレベル4基準（潮位が超えると浸水被害のおそれがある状況となる高さ）に達すると予想される約18時間前までに発表</u>																			
<u>レベル3</u> <u>高潮警報</u>	<u>高潮により、水位（潮位+波の打上げ高）の予測値がレベル5基準に、潮位の予測値がレベル4基準（潮位が超えると浸水被害のおそれがある状況となる高さ）に達すると予想される約12時間前までに発表</u>																			
<u>レベル4</u> <u>高潮危険警報</u>	<u>高潮により、水位（潮位+波の打上げ高）の予測値がレベル5基準に、潮位の予測値がレベル4基準（潮位が超えると浸水被害のおそれがある状況となる高さ）に達すると予想される約6時間前までに発表</u>																			
<u>レベル5</u> <u>高潮氾濫発生情報</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>破堤、背後地の浸水を実際に確認したとき</u></li> <li>・<u>水位（潮位+波の打上げ高）と潮位のいずれかの実況値がレベル5基準を超え、かつ、その状況が一定時間継続すると予想されるとき</u></li> <li>・<u>水位（潮位+波の打上げ高）と潮位のいずれかの直近の予測値がレベル5基準を超え、かつ、その状況が一定時間継続すると予想されるとき</u></li> </ul> <p>※レベル5高潮特別警報と一体的に発表</p>																			
<p><u>(2) 高潮予報</u></p> <p><u>①高潮予報を行う海岸名、区域</u></p> <p><u>(例)</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="222 1446 409 1499">海岸名</th> <th colspan="2" data-bbox="409 1446 1210 1499">区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="222 1499 409 1612"> <u>〇〇海岸</u>  <u>(〇〇県)</u> </td> <td data-bbox="409 1499 528 1612"> <u>〇〇市</u>  <u>区間</u> </td> <td data-bbox="528 1499 1210 1612"> <u>〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地先の〇〇から〇〇橋まで</u> </td> </tr> </tbody> </table> <p><u>②高潮予報の対象となる水位観測地点</u></p> <p><u>(例)</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="222 1698 409 1808">海岸名</th> <th data-bbox="409 1698 528 1808">観測所名</th> <th data-bbox="528 1698 602 1808">地先名</th> <th data-bbox="602 1698 759 1808">計画高潮位</th> <th data-bbox="759 1698 937 1808">氾濫発生水位</th> <th data-bbox="937 1698 1210 1808">関係水防管理団体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	海岸名	区域		<u>〇〇海岸</u> <u>(〇〇県)</u>	<u>〇〇市</u> <u>区間</u>	<u>〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地先の〇〇から〇〇橋まで</u>	海岸名	観測所名	地先名	計画高潮位	氾濫発生水位	関係水防管理団体								
海岸名	区域																			
<u>〇〇海岸</u> <u>(〇〇県)</u>	<u>〇〇市</u> <u>区間</u>	<u>〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地先の〇〇から〇〇橋まで</u>																		
海岸名	観測所名	地先名	計画高潮位	氾濫発生水位	関係水防管理団体															

【水防計画作成の手引き（都道府県版）（案）】 新旧対照表

R7改定案	現行(R6.12.04)	修正理由等																				
<table border="1" data-bbox="231 262 1181 514"> <tr> <td>〇〇海岸 (〇〇県)</td> <td>〇〇</td> <td>〇〇県 〇〇市 〇〇</td> <td>〇.〇〇m</td> <td>〇.〇〇m</td> <td>〇〇市</td> </tr> <tr> <td>△△海岸 (〇〇県)</td> <td>△△</td> <td>〇〇県 △△市 △△</td> <td>△.△△m</td> <td>△.△△m</td> <td>△△市</td> </tr> </table> <p>③高潮予報の担当官署 (例)</p> <table border="1" data-bbox="231 598 1018 682"> <tr> <td>高潮予報海岸名</td> <td>担当官署</td> </tr> <tr> <td>〇〇海岸(〇〇県)</td> <td>〇〇整備局、〇〇气象台、〇〇県</td> </tr> </table> <p>④高潮予報の発表形式 発表形式は、資料〇-〇(検討中)のとおり。</p> <p>⑤高潮浸水想定区域 (例)</p> <table border="1" data-bbox="231 856 1018 940"> <tr> <td>高潮予報海岸名</td> <td>高潮浸水想定区域</td> </tr> <tr> <td>〇〇海岸(〇〇県)</td> <td>〇〇市、〇〇町、〇〇村</td> </tr> </table> <p>⑥高潮予報の伝達経路及び手段 水防法に基づく高潮予報の伝達経路及び手段は、資料〇-〇のとおり。</p> <div data-bbox="207 1029 1210 1705" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>&lt;解説&gt;</p> <p><u>【必須】法第2条において、水防計画には水防上必要な通信、連絡について規定することとされており、法第11条の3及び気象業務法第14条の2第2項の規定により国土交通省と気象庁と都道府県が共同で行う水防活動の利用に適合する注意報及び警報について、情報の種類、発表基準のほか、対象となる海岸区間や基準水位観測所、情報の伝達経路、伝達手段を記述する。</u></p> <p><u>【必須】伝達経路については、対象海岸区間別に、資料〇-〇に示した水防法に基づく経路に加え、その他法令で定められた経路や、協定等で決められた経路についても記述する。また、伝達手段については、各機関の機器の更新状況等を確認し、最新の伝達手段を記載するようにする。機器障害等により通常の伝達経路が途絶した場合の代替の伝達経路、伝達手段についても明確にしておくこと。</u></p> <p><u>【推奨】高潮予報海岸の高潮浸水想定区域に含まれる市町村名も記述しておくことが望ましい。また、関係市町村長は、情報の通知を、水防管理者として及び警戒レベル5緊急安全確保の発令を判断する市町村長として知事からそれぞれ受けることとなるが、警戒レベル5緊急安全確保の発令の判断材料となる具体的な水位、潮位については、市町村地域防災計画に定めておくことが望ましい。</u></p> </div> <p>4.6~4.7 (略)</p> <p>第5章 水位等の観測、通報及び公表 (略)</p>	〇〇海岸 (〇〇県)	〇〇	〇〇県 〇〇市 〇〇	〇.〇〇m	〇.〇〇m	〇〇市	△△海岸 (〇〇県)	△△	〇〇県 △△市 △△	△.△△m	△.△△m	△△市	高潮予報海岸名	担当官署	〇〇海岸(〇〇県)	〇〇整備局、〇〇气象台、〇〇県	高潮予報海岸名	高潮浸水想定区域	〇〇海岸(〇〇県)	〇〇市、〇〇町、〇〇村	<p>4.5~4.6 (略)</p> <p>第5章 水位等の観測、通報及び公表 (略)</p>	
〇〇海岸 (〇〇県)	〇〇	〇〇県 〇〇市 〇〇	〇.〇〇m	〇.〇〇m	〇〇市																	
△△海岸 (〇〇県)	△△	〇〇県 △△市 △△	△.△△m	△.△△m	△△市																	
高潮予報海岸名	担当官署																					
〇〇海岸(〇〇県)	〇〇整備局、〇〇气象台、〇〇県																					
高潮予報海岸名	高潮浸水想定区域																					
〇〇海岸(〇〇県)	〇〇市、〇〇町、〇〇村																					

【水防計画作成の手引き（都道府県版）（案）】 新旧対照表

R7改定案	現行(R6.12.04)	修正理由等
<p>第6章 気象予報等の情報収集</p> <p>気象予報、雨量、河川の水位、潮位、波高等については、以下のウェブサイト でPCやスマートフォン、携帯電話から確認することができる。</p> <p>(1) 気象情報</p> <p>気象庁</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あなたの街の防災情報 <a href="https://www.jma.go.jp/bosai/">https://www.jma.go.jp/bosai/</a></li> <li>・気象警報・注意報 <a href="https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#contents=warning">https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#contents=warning</a></li> <li>・アメダス <a href="https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#contents=amedas">https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#contents=amedas</a></li> <li>・雨雲の動き（高解像度降水ナウキャスト） <a href="https://www.jma.go.jp/bosai/nowc/">https://www.jma.go.jp/bosai/nowc/</a></li> <li>・<u>洪水キキクル</u> <a href="https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:flood">https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:flood</a></li> <li>・<u>浸水キキクル</u> <a href="https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:inund">https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:inund</a></li> <li>・<u>大雨キキクル</u> (URL未定)</li> </ul> <p>(2) 雨量・河川水位</p> <p>国土交通省</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・川の防災情報 <a href="https://www.river.go.jp/">https://www.river.go.jp/</a></li> </ul> <p>(3) ～ (4) (略)</p> <p>第7章 ダム・水門等の操作 (略)</p> <p>第8章 通信連絡 (略)</p> <p>第9章 水防施設及び輸送 (略)</p> <p>第10章 水防活動</p> <p>10.1～10.5 (略)</p> <p>10.6 避難のための立退き <u>又は緊急に安全を確保すべき対応</u></p> <p>①洪水、津波又は高潮等により著しい危険が切迫していると認められる</p>	<p>第6章 気象予報等の情報収集</p> <p>気象予報、雨量、河川の水位、潮位、波高等については、以下のウェブサイト でPCやスマートフォン、携帯電話から確認することができる。</p> <p>(1) 気象情報</p> <p>気象庁</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あなたの街の防災情報 <a href="https://www.jma.go.jp/bosai/">https://www.jma.go.jp/bosai/</a></li> <li>・気象警報・注意報 <a href="https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#contents=warning">https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#contents=warning</a></li> <li>・アメダス <a href="https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#contents=amedas">https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#contents=amedas</a></li> <li>・雨雲の動き（高解像度降水ナウキャスト） <a href="https://www.jma.go.jp/bosai/nowc/">https://www.jma.go.jp/bosai/nowc/</a></li> <li>・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布） <a href="https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:flood">https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:flood</a></li> <li>・浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布） <a href="https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:inund">https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:inund</a></li> </ul> <p>(2) 雨量・河川水位</p> <p>国土交通省</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・川の防災情報 【PC版】 <a href="https://www.river.go.jp/">https://www.river.go.jp/</a> 【スマートフォン版】 <a href="https://river.go.jp/s/">https://river.go.jp/s/</a> 【携帯版】 <a href="https://i.river.go.jp/">https://i.river.go.jp/</a></li> </ul> <p>(3) ～ (4) (略)</p> <p>第7章 ダム・水門等の操作 (略)</p> <p>第8章 通信連絡 (略)</p> <p>第9章 水防施設及び輸送 (略)</p> <p>第10章 水防活動</p> <p>10.1～10.5 (略)</p> <p>10.6 避難のための立退き</p> <p>①洪水、津波又は高潮等により著しい危険が切迫していると認められると</p>	<p>・URLの更新</p>

【水防計画作成の手引き（都道府県版）（案）】 新旧対照表

R7改定案	現行(R6.12.04)	修正理由等
<p>ときは、知事、その命を受けた都道府県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきこと <u>又は高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保すべきこと</u>を指示することができる。</p> <p>水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知するものとする。</p> <p>②水防管理者は、避難のための立ち退き <u>又は緊急に安全を確保すべき対応</u>を指示した場合は、その状況を所轄建設事務所に速やかに報告し、所轄建設事務所長は水防本部長に報告するものとする。</p> <p>③ (略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>&lt;解説&gt;  <b>【必須】</b>法第 29 条に規定された避難のための立ち退き <u>又は緊急に安全を確保すべき対応</u>について、知事や水防管理者等の職権のほか、水防管理者があらかじめ行っておくべき事項を記述しておく。</p> </div> <p>10.7 <u>氾濫・決壊・漏水等の通報及びその後の措置</u>  <u>(1) 氾濫等の通報</u>  <u>河川管理者、下水道管理者又は海岸管理者が、その管理する河川、下水道又は海岸について、浸水想定区域における氾濫による著しい危険が切迫していると認める場合は、直ちにその状況を関係都道府県知事その他関係者に通報するものとする。</u>  <u>通報を受けた知事（当該通報をした者が河川管理者又は海岸管理者である国土交通大臣の場合にあっては、水防を担う国土交通大臣）は、その状況により相当な損害を生ずるおそれがあると認めるときは、当該通報に係る事項を直ちに水防管理者、及び量水標管理者及び市町村長並びに気象庁長官に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。</u>  <u>(氾濫等の通報のうち例外的な対応をする場合)</u>  <u>洪水予報河川、水位周知河川では、霞堤、河岸段丘や谷地など地形的特徴から、相当に早い段階で浸水が生じる或いは氾濫が発生しても浸水範囲等が限定的な区域においては、基準水位の対象としていないことから、これらの区域については、氾濫等の通報対象ではあるが、レベル5 氾濫発生情報の発表の対象外にして、自治体と連携し個別に連絡することにより避難を呼びかける例外的な対応をする場合がある。例外的な対応を行う区域については河川管理者と水防管理者で、事前に確認して定めておくものとする。</u>  <u>(定め方については（ア）河川管理者が行う氾濫等の通報 ②氾濫等の通報のうち、例外的な対応する河川、区域を参照）</u></p>	<p>きは、知事、その命を受けた都道府県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。</p> <p>水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知するものとする。</p> <p>②水防管理者は、避難のための立ち退きを指示した場合は、その状況を所轄建設事務所に速やかに報告し、所轄建設事務所長は水防本部長に報告するものとする。</p> <p>③ (略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>&lt;解説&gt;  <b>【必須】</b>法第 29 条に規定された避難のための立ち退きについて、知事や水防管理者等の職権のほか、水防管理者があらかじめ行っておくべき事項を記述しておく。</p> </div> <p>10.7 決壊・漏水等の通報及びその後の措置</p>	

【水防計画作成の手引き（都道府県版）（案）】 新旧対照表

R7改定案	現行(R6.12.04)	修正理由等
<p><u>(2) 決壊・漏水等の通報</u></p> <p>水防に際し、堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちに関係者（関係機関・団体）に通報するものとする。</p> <p><u>通報を受けた知事は、決壊により相当な損害を生ずるおそれがあるとき、当該通報に係る事項を直ちに水防管理者及び量水標管理者並びに気象庁長官に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。</u></p> <p><u>なお、水防管理者又は市町村長による緊急安全確保措置の指示があった場合は、水防管理者、水防団、消防機関又は水防協力団体は直ちに待避を行い、安全な場所で監視カメラ等により堤防その他の施設が決壊又は越水・溢水を確認できた場合のみ通報を行う。</u></p> <p>また、暫定堤防区間における危険水位が現況堤防高から余裕高を引いた（スライドダウンを行わない）高さを原則として設定されていることから、断面不足等に起因する漏水等に関する危険情報が洪水予報や水位到達情報に反映されていない（第4章参照）。</p> <p>そのため、河川管理者は、自らが管理する堤防の漏水に関する危険情報が関係者に直ちに通報されるよう、出水期前に、洪水時における堤防等の監視、警戒及び連絡の体制・方法を関係者と確認しておくものとする。</p> <p><u>(3) 氾濫・決壊・漏水等の通報の内容</u></p> <p><u>(1) (2) の氾濫・決壊・漏水等の通報は、資料10-2「氾濫・決壊・漏水等の通報に係る運用指針」を踏まえ、実施する。なお、本運用において河川管理者等は、従来の河川等の公物管理者としての役割の範囲内で把握している情報を活用して、氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときにのみ通報義務が課されている。そのため、河川等の管理に必要な情報による把握を基本とし、巡視体制を増強することや新たに水位計や河川等監視カメラを設置することなどの追加的な措置の責務まで求められるものではない。また、公物管理者としての管理事務が適切に実施されていたにもかかわらず、氾濫を発見できなかったのであれば、それが直ちに「通報義務を果たしていない」となるものではない。具体的には、次に示す対象施設・区域及び通報基準に対して、河川管理者等が管理事務の一環として氾濫等を発見する行為の限界と、氾濫等の通報を受けた水防関係者の処理能力の限界、災害時の処理の迅速さの観点から、予め水防協議会で協議を行い定めることが望ましい。</u></p>	<p>(1) 決壊・漏水等の通報</p> <p>水防に際し、堤防、ダムその他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちに関係者（関係機関・団体）に通報するものとする。</p> <p>通報を受けた河川管理者は水防上危険であるかどうか確認を行い、危険が認められる場合には市町村長に避難情報の発令に資する事象として情報提供するものとする。</p> <p>特に、暫定堤防区間における危険水位が現況堤防高から余裕高を引いた（スライドダウンを行わない）高さを原則として設定されていることから、断面不足等に起因する漏水等に関する危険情報が洪水予報や水位到達情報に反映されていない（第4章参照）。</p> <p>そのため、河川管理者は、自らが管理する堤防の漏水に関する危険情報が関係者に直ちに通報されるよう、出水期前に、洪水時における堤防等の監視、警戒及び連絡の体制・方法を関係者と確認しておくものとする。</p>	

【水防計画作成の手引き（都道府県版）（案）】 新旧対照表

R7改定案	現行(R6.12.04)	修正理由等																																				
<p><u>(通報が必要と想定される氾濫の例)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>家屋倒壊等氾濫想定区域</u> (木造家屋の場合は、<u>近隣の堅牢な建物への立ち退き避難が必要</u>)</li> <li>・<u>平屋住宅所在エリアで「深い浸水深が所在する区域」</u> (平屋の場合は、<u>近隣の2階以上の建物への立ち退き避難が必要</u>)</li> <li>・<u>氾濫流が流入すると脱出が困難になる地下街等（水防法第15条で定められた地下街等）が所在する区域</u> (速やかに地下街等からの立ち退き避難が必要)</li> </ul> <p><u>(基準例)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合</u></li> <li>・<u>堤防の決壊・倒壊や越水・溢水、異常な越波・越流が発生した場合</u></li> <li>・<u>基準水位観測所等の水位が氾濫発生水位に到達した場合</u></li> <li>・<u>樋門・水門・ポンプ・陸閘等の施設の機能支障が発見された場合</u></li> <li>・<u>排水機場等の施設の運転を停止や特別な操作せざるをえない場合</u></li> <li>・<u>上記情報がない場合で、予測モデルなどにより水位が堤防天端高に到達するなどその他の状況を踏まえ氾濫の切迫・発生の高蓋然性と総合的に判断した場合</u></li> </ul> <p><u>(ア) 河川管理者が行う氾濫等の通報</u></p> <p><u>①氾濫等の通報を行う河川名、区域、通報基準、通報担当官署等</u></p> <p><u>(例)</u></p> <table border="1" data-bbox="192 1186 1210 1570"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th colspan="2">区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〇〇川</td> <td>区域①</td> <td>左岸 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地先の〇〇橋から〇〇橋まで 右岸 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地先の〇〇橋から〇〇橋まで</td> </tr> <tr> <td>△△川</td> <td>区域②</td> <td>左岸 △△県△△市△△町△△番地先の△△橋から△△橋まで 右岸 △△県△△市△△町△△番地先の△△橋から△△橋まで</td> </tr> <tr> <td>□□川</td> <td>区域③</td> <td>左岸 □□県□□市□□町□□番地先の□□橋から□□橋まで 右岸 □□県□□市□□町□□番地先の□□橋から□□橋まで</td> </tr> <tr> <td>□□川</td> <td>区域④</td> <td>左岸 □□県□□市□□町□□番地先の□□橋から□□橋まで 右岸 □□県□□市□□町□□番地先の□□橋から□□橋まで</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="192 1617 1210 1869"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>区域</th> <th>観測所 施設名</th> <th>地先名</th> <th>通報基準</th> <th>関係水防 管理団体</th> <th>通報担当 官署</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〇〇川</td> <td>区域①</td> <td>〇〇観 測所</td> <td>〇〇県 〇〇市 〇〇</td> <td>・氾濫発生水位(〇.〇〇m)に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認</td> <td>〇〇市</td> <td>〇〇河川 事務所</td> </tr> <tr> <td>△△川</td> <td>区域②</td> <td>△△ダ</td> <td>△△県</td> <td>・異常洪水時防災操作により〇〇m<sup>3</sup>/s</td> <td>△△市</td> <td>△△河川</td> </tr> </tbody> </table>	河川名	区域		〇〇川	区域①	左岸 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地先の〇〇橋から〇〇橋まで 右岸 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地先の〇〇橋から〇〇橋まで	△△川	区域②	左岸 △△県△△市△△町△△番地先の△△橋から△△橋まで 右岸 △△県△△市△△町△△番地先の△△橋から△△橋まで	□□川	区域③	左岸 □□県□□市□□町□□番地先の□□橋から□□橋まで 右岸 □□県□□市□□町□□番地先の□□橋から□□橋まで	□□川	区域④	左岸 □□県□□市□□町□□番地先の□□橋から□□橋まで 右岸 □□県□□市□□町□□番地先の□□橋から□□橋まで	河川名	区域	観測所 施設名	地先名	通報基準	関係水防 管理団体	通報担当 官署	〇〇川	区域①	〇〇観 測所	〇〇県 〇〇市 〇〇	・氾濫発生水位(〇.〇〇m)に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認	〇〇市	〇〇河川 事務所	△△川	区域②	△△ダ	△△県	・異常洪水時防災操作により〇〇m <sup>3</sup> /s	△△市	△△河川		
河川名	区域																																					
〇〇川	区域①	左岸 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地先の〇〇橋から〇〇橋まで 右岸 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地先の〇〇橋から〇〇橋まで																																				
△△川	区域②	左岸 △△県△△市△△町△△番地先の△△橋から△△橋まで 右岸 △△県△△市△△町△△番地先の△△橋から△△橋まで																																				
□□川	区域③	左岸 □□県□□市□□町□□番地先の□□橋から□□橋まで 右岸 □□県□□市□□町□□番地先の□□橋から□□橋まで																																				
□□川	区域④	左岸 □□県□□市□□町□□番地先の□□橋から□□橋まで 右岸 □□県□□市□□町□□番地先の□□橋から□□橋まで																																				
河川名	区域	観測所 施設名	地先名	通報基準	関係水防 管理団体	通報担当 官署																																
〇〇川	区域①	〇〇観 測所	〇〇県 〇〇市 〇〇	・氾濫発生水位(〇.〇〇m)に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認	〇〇市	〇〇河川 事務所																																
△△川	区域②	△△ダ	△△県	・異常洪水時防災操作により〇〇m <sup>3</sup> /s	△△市	△△河川																																

【水防計画作成の手引き（都道府県版）（案）】 新旧対照表

R7改定案							現行(R6.12.04)		修正理由等																																			
		△	△△市 △△	以上の放流する通知を受領 ・機能支障により氾濫のおそれを把握 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認		事務所																																						
□□川	区域③	□□排水機場	□□県 □□市 □□	・ポンプ停止又は機能支障により氾濫のおそれを把握 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認	□□市	□□河川事務所																																						
□□川	区域④	□□水門	□□県 □□市 □□	・機能支障により氾濫のおそれを把握 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認	□□市	□□河川事務所																																						
<p>②氾濫等の通報のうち、例外的な対応をする河川、区域 (例)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th colspan="3">例外的な対応をする区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○○川</td> <td>区域①</td> <td>左岸</td> <td>○○県○○市○○町○○番地先の○○から○○まで</td> </tr> <tr> <td>○○川</td> <td>区域②</td> <td>右岸</td> <td>△△県△△市△△町△△番地先の△△から△△まで</td> </tr> <tr> <td>□□川</td> <td>区域①</td> <td>右岸</td> <td>□□県□□市□□町□□番地先の□□から□□橋まで</td> </tr> <tr> <td>□□川</td> <td>区域②</td> <td>右岸</td> <td>□□県□□市□□町□□番地先</td> </tr> </tbody> </table> <p>③氾濫等の伝達経路及び手段 水防法に基づく氾濫等の伝達経路及び手段は、資料10-3のとおり。</p> <p>④氾濫等の通報の発表形式 発表形式は、資料10-4のとおり。</p> <p>(イ) 下水道管理者が行う氾濫等の通報 ①氾濫等の通報を行う排水施設等名、区域、通報基準、通報担当官署等 (例)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">排水施設等</th> <th colspan="3">区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○○ポンプ施設</td> <td>区域①</td> <td>○○市</td> <td colspan="2">○○町○○番地～○○番地、○○町○○番地～○○番地</td> </tr> <tr> <td>○○貯留施設</td> <td>区域②</td> <td>○○市</td> <td colspan="2">○○町○○番地～○○番地、○○町○○番地～○○番地</td> </tr> </tbody> </table>										河川名	例外的な対応をする区域			○○川	区域①	左岸	○○県○○市○○町○○番地先の○○から○○まで	○○川	区域②	右岸	△△県△△市△△町△△番地先の△△から△△まで	□□川	区域①	右岸	□□県□□市□□町□□番地先の□□から□□橋まで	□□川	区域②	右岸	□□県□□市□□町□□番地先	排水施設等		区域			○○ポンプ施設	区域①	○○市	○○町○○番地～○○番地、○○町○○番地～○○番地		○○貯留施設	区域②	○○市	○○町○○番地～○○番地、○○町○○番地～○○番地	
河川名	例外的な対応をする区域																																											
○○川	区域①	左岸	○○県○○市○○町○○番地先の○○から○○まで																																									
○○川	区域②	右岸	△△県△△市△△町△△番地先の△△から△△まで																																									
□□川	区域①	右岸	□□県□□市□□町□□番地先の□□から□□橋まで																																									
□□川	区域②	右岸	□□県□□市□□町□□番地先																																									
排水施設等		区域																																										
○○ポンプ施設	区域①	○○市	○○町○○番地～○○番地、○○町○○番地～○○番地																																									
○○貯留施設	区域②	○○市	○○町○○番地～○○番地、○○町○○番地～○○番地																																									

【水防計画作成の手引き（都道府県版）（案）】 新旧対照表

R7改定案						現行(R6.12.04)	修正理由等																															
<u>排水施設等</u>	<u>区域</u>	<u>地先名</u>	<u>通報基準</u>	<u>関係水防管理団体</u>	<u>通報担当官署</u>																																	
<u>〇〇ポンプ施設</u>	<u>区域①</u>	<u>〇〇県</u> <u>〇〇市</u> <u>〇〇</u>	・ <u>氾濫発生水位</u> <u>(〇.〇〇m)に到達</u> ・ <u>機能支障により氾濫</u> <u>のおそれを把握</u>	<u>〇〇市、〇〇</u> <u>水防事務組合</u>	<u>〇〇市下水道</u> <u>局</u>																																	
<u>〇〇貯留施設</u>	<u>区域②</u>	<u>〇〇県</u> <u>〇〇市</u> <u>〇〇</u>	・ <u>氾濫発生水位</u> <u>(〇.〇〇m)に到達</u> ・ <u>巡視やカメラ映像に</u> <u>より、氾濫発生を確認</u>	<u>〇〇市、〇〇</u> <u>水防事務組合</u>	<u>〇〇市下水道</u> <u>局</u>																																	
<p>②氾濫等の伝達経路及び手段 水防法に基づく氾濫等の伝達経路及び手段は、資料10-3のとおり。</p> <p>③氾濫等の通報の発表形式 発表形式は、資料10-5のとおり。</p> <p>(ウ) 海岸管理者が行う氾濫等の通報 ①氾濫等の通報を行う海岸名、区域、通報基準、通報担当官署等 (例)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>海岸名</th> <th colspan="2">区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>〇〇海岸</u> <u>(〇〇県)</u></td> <td><u>区域①</u></td> <td><u>〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地先から〇〇市〇〇町〇〇番地先まで</u></td> </tr> <tr> <td><u>△△海岸</u> <u>(〇〇県)</u></td> <td><u>区域②</u></td> <td><u>〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地先から〇〇市〇〇町〇〇番地先まで</u></td> </tr> <tr> <td><u>□□海岸</u> <u>(〇〇県)</u></td> <td><u>区域③</u></td> <td><u>〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地先から〇〇市〇〇町〇〇番地先まで</u></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>海岸名</th> <th>区域</th> <th>観測所名</th> <th>地先名</th> <th>通報基準</th> <th>関係水防管理団体</th> <th>通報担当官署</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2"><u>〇〇海岸</u> <u>(〇〇県)</u></td> <td rowspan="2"><u>区域①</u></td> <td><u>〇〇</u></td> <td><u>〇〇県</u> <u>〇〇市</u> <u>〇〇</u></td> <td>・<u>巡視や河川監視</u> <u>カメラにより、氾濫</u> <u>発生を確認</u> ・<u>高潮特別警戒水</u> <u>位(T.P.〇〇m)に</u> <u>到達</u></td> <td><u>〇〇市</u></td> <td><u>〇〇事務所</u></td> </tr> <tr> <td><u>〇〇</u></td> <td><u>〇〇</u> <u>県</u> <u>〇〇</u> <u>市</u> <u>〇〇</u></td> <td>・<u>巡視や河川監視</u> <u>カメラにより、氾濫</u> <u>発生を確認</u></td> <td><u>〇〇町</u></td> <td><u>〇〇町</u></td> </tr> </tbody> </table>								海岸名	区域		<u>〇〇海岸</u> <u>(〇〇県)</u>	<u>区域①</u>	<u>〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地先から〇〇市〇〇町〇〇番地先まで</u>	<u>△△海岸</u> <u>(〇〇県)</u>	<u>区域②</u>	<u>〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地先から〇〇市〇〇町〇〇番地先まで</u>	<u>□□海岸</u> <u>(〇〇県)</u>	<u>区域③</u>	<u>〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地先から〇〇市〇〇町〇〇番地先まで</u>	海岸名	区域	観測所名	地先名	通報基準	関係水防管理団体	通報担当官署	<u>〇〇海岸</u> <u>(〇〇県)</u>	<u>区域①</u>	<u>〇〇</u>	<u>〇〇県</u> <u>〇〇市</u> <u>〇〇</u>	・ <u>巡視や河川監視</u> <u>カメラにより、氾濫</u> <u>発生を確認</u> ・ <u>高潮特別警戒水</u> <u>位(T.P.〇〇m)に</u> <u>到達</u>	<u>〇〇市</u>	<u>〇〇事務所</u>	<u>〇〇</u>	<u>〇〇</u> <u>県</u> <u>〇〇</u> <u>市</u> <u>〇〇</u>	・ <u>巡視や河川監視</u> <u>カメラにより、氾濫</u> <u>発生を確認</u>	<u>〇〇町</u>	<u>〇〇町</u>
海岸名	区域																																					
<u>〇〇海岸</u> <u>(〇〇県)</u>	<u>区域①</u>	<u>〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地先から〇〇市〇〇町〇〇番地先まで</u>																																				
<u>△△海岸</u> <u>(〇〇県)</u>	<u>区域②</u>	<u>〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地先から〇〇市〇〇町〇〇番地先まで</u>																																				
<u>□□海岸</u> <u>(〇〇県)</u>	<u>区域③</u>	<u>〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地先から〇〇市〇〇町〇〇番地先まで</u>																																				
海岸名	区域	観測所名	地先名	通報基準	関係水防管理団体	通報担当官署																																
<u>〇〇海岸</u> <u>(〇〇県)</u>	<u>区域①</u>	<u>〇〇</u>	<u>〇〇県</u> <u>〇〇市</u> <u>〇〇</u>	・ <u>巡視や河川監視</u> <u>カメラにより、氾濫</u> <u>発生を確認</u> ・ <u>高潮特別警戒水</u> <u>位(T.P.〇〇m)に</u> <u>到達</u>	<u>〇〇市</u>	<u>〇〇事務所</u>																																
		<u>〇〇</u>	<u>〇〇</u> <u>県</u> <u>〇〇</u> <u>市</u> <u>〇〇</u>	・ <u>巡視や河川監視</u> <u>カメラにより、氾濫</u> <u>発生を確認</u>	<u>〇〇町</u>	<u>〇〇町</u>																																

【水防計画作成の手引き（都道府県版）（案）】 新旧対照表

R7改定案							現行(R6.12.04)	修正理由等	
<u>△△海岸</u> (○○県)	<u>区域②</u>	<u>△△</u>	<u>○○県</u> <u>△△市</u> <u>△△</u>	<u>・巡視や河川監視</u> <u>カメラにより、氾濫</u> <u>発生を確認</u>	<u>△△市</u>	<u>△△市</u>			
<u>□□海岸</u> (○○県)	<u>区域③</u>	<u>なし</u>	<u>○○県</u> <u>△△市</u> <u>△△</u>	<u>・予測モデルなど</u> <u>により水位が堤防</u> <u>天端高に到達する</u> <u>などその他の状況</u> <u>を踏まえ氾濫の切</u> <u>迫・発生の蓋然性が</u> <u>高いと総合的に判</u> <u>断した場合</u>	<u>△△市</u>	<u>△△市</u>			
<p><u>②氾濫等の伝達経路及び手段</u> 水防法に基づく氾濫等の伝達経路及び手段は、資料10-3のとおり。</p> <p><u>③氾濫等の通報の発表形式</u> 発表形式は、資料10-6のとおり。</p> <p><u>(4) 氾濫・決壊・漏水等の通報系統</u> <u>(1)(2)に関する氾濫・決壊・漏水等の通報系統は、資料10-3のと</u> <u>おり。通報先の関係市町村については、河川等の管理者が氾濫（決壊又は溢</u> <u>流）想定地点（例えば、浸水想定区域を指定した河川については、浸水解析</u> <u>で設定した氾濫想定地点）ごとに氾濫水の到達が想定される市町村を整理し</u> <u>たものや、漏水発生状況等の確認を開始する水位及び重点的に確認を行う区</u> <u>間を、事前に関係水防管理団体に提示することとする。なお、通報を受けた</u> <u>水防管理者は、「10.6 避難のための立退き又は緊急に安全を確保すべき対</u> <u>応」、(5) 決壊後の措置の対応を行う必要がある、市町村長は災害対策基本</u> <u>法第60条第3項に基づき、緊急安全確保の指示ができることとなっている。</u></p> <p><u>(5) 決壊等後の措置</u> 堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が 発生したときにおいても、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協 力団体の代表者は、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めるもの とする。</p>							<p>(2) 決壊・漏水等の通報系統 決壊・漏水等の通報系統は、資料10-2のとおり。通報先の関係市町村に ついては、河川等の管理者が氾濫（決壊又は溢流）想定地点（例えば、浸水 想定区域を指定した河川については、浸水解析で設定した氾濫想定地点）ご とに氾濫水の到達が想定される市町村を整理したものや、漏水発生状況等の 確認を開始する水位及び重点的に確認を行う区間を、事前に関係水防管理団 体に提示することとする。</p> <p>(3) 決壊等後の措置 堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が 発生したときにおいても、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協 力団体の代表者は、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めるもの とする。</p>		
<p>&lt;解説&gt;</p> <p><u>【必須】水防法第24条の2及び第25条の通報については各地域で定められる水防計画</u> <u>で定めるところにより運用されることとなっており、資料10-2「氾濫・決壊・漏水等</u> <u>の通報に係る運用指針」を踏まえ、河川管理者等が行う氾濫等の通報の対象となる河川</u> <u>等の区域及び通報の基準について、予め各地域の水防協議会において関係者間で協議を</u></p>							<p>&lt;解説&gt;</p> <p><u>【推奨】法第25条に規定された決壊の通報、法第26条に規定された決壊後の措置につ</u> <u>いて、水防管理者等（水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者）</u> <u>が行うべき事項を記述しておくことが望ましい。ここで、法第25条及び法第26条は、</u> <u>水防管理者等の義務を定めたものであり、河川等の管理者が行うものではないことに留</u></p>		

【水防計画作成の手引き（都道府県版）（案）】 新旧対照表

R7改定案	現行(R6.12.04)	修正理由等
<p><u>行い、それぞれの水防計画に記述する。</u></p> <p><u>【必須】氾濫等の通報及び決壊の通報は、氾濫に起因する損害を軽減するため、市町村長又は水防管理者による緊急安全確保措置の指示等の実施の目安として活用されることとなる。このため、緊急安全確保措置の指示等を行う水防管理者や市町村長が「相当な損害」が生じると考える氾濫、すなわち、住民等に対して行動変容に特に留意を呼びかける必要がある氾濫が発生する河川等の区域を少なくとも通報の対象とすること。</u></p> <p><u>【推奨】河川管理者等が通報を行う基準としては、目視等で確認した最も信頼できる情報である「確認情報」と併せて観測区間を網羅的に把握可能な「計測情報」も基本として活用する。「推定・予測情報」は確度が低いため通報の基準に活用しないことを原則とするが、「確認情報」「計測情報」がない場合は「推定・予測情報」を用いることでよい。その際は可能な限り多くの情報を用いて一定の確度を保つようにすることが望ましい。</u></p> <p><u>【推奨】法第 25 条に規定された決壊の通報、法第 26 条に規定された決壊後の措置について、水防管理者等（水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者）が行うべき事項を記述しておくことが望ましい。ここで、法第 25 条及び法第 26 条は、水防管理者等の義務を定めたものであり、河川等の管理者が行うものではないことに留意する必要がある。</u></p> <p>10.8 水防配備の解除（略）</p> <p><b>第 11 章 水防信号、水防標識等（略）</b></p> <p><b>第 12 章 協力及び応援</b></p> <p>12.1 河川管理者の協力及び援助</p> <p>河川管理者〇〇地方整備局長〔〇〇県知事、〇〇市長〕は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動への協力及び水防管理者等が行う浸水被害軽減地区の指定に係る援助を行う。</p> <p>＜河川管理者の協力が必要な事項＞（例）</p> <p>（1）水防管理団体に対して、河川に関する情報（〇〇川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報、CCTVの映像、ヘリ巡視の画像）の提供（伝達方法については資料〇のとおり）</p> <p>（2）水防管理団体に対して、氾濫（決壊又は溢流）想定地点ごとの氾濫水到達市町村の事前提示、及び水防管理者等から異常な漏水等についての通報を受けた場合には通報すべき関係者（関係機関・団体）の提示</p> <p><u>（3）重要水防箇所</u>の合同点検の実施</p> <p><u>（4）～（6）</u>（略）</p>	<p>意する必要がある。</p> <p><b>【推奨】</b>決壊・漏水等の周知については、法第 25 条に規定された水防管理者等による決壊の通報に加え、法第 7 条第 3 項に基づき、河川管理者の協力が必要な事項として、河川管理者が管理する堤防、ダムその他の施設が決壊したとき又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したとき（氾濫発生情報を発表する場合を除く）、関係者及び一般に周知することを記載しておくことが望ましい（第 12 章参照）。</p> <p>10.8 水防配備の解除（略）</p> <p><b>第 11 章 水防信号、水防標識等（略）</b></p> <p><b>第 12 章 協力及び応援</b></p> <p>12.1 河川管理者の協力及び援助</p> <p>河川管理者〇〇地方整備局長〔〇〇県知事、〇〇市長〕は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動への協力及び水防管理者等が行う浸水被害軽減地区の指定に係る援助を行う。</p> <p>＜河川管理者の協力が必要な事項＞（例）</p> <p>（1）水防管理団体に対して、河川に関する情報（〇〇川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報、CCTVの映像、ヘリ巡視の画像）の提供（伝達方法については資料〇のとおり）</p> <p>（2）水防管理団体に対して、氾濫（決壊又は溢流）想定地点ごとの氾濫水到達市町村の事前提示、及び水防管理者等から異常な漏水等についての通報を受けた場合には通報すべき関係者（関係機関・団体）の提示</p> <p>（3）堤防又はダムが決壊したとき又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したとき（氾濫発生情報を発表する場合を除く）、河川管理者による関係者及び一般への周知（伝達方法については資料△のとおり）</p> <p>（4）重要水防箇所の合同点検の実施</p> <p>（5）～（7）（略）</p>	

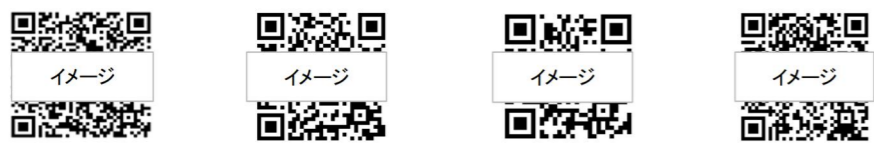

【水防計画作成の手引き（都道府県版）（案）】 新旧対照表







R7改定案	現行(R6.12.04)	修正理由等
<p>＜河川管理者の援助が必要な事項＞（例） （１）～（４）（略）</p> <p>12.2 下水道管理者の協力（略）</p> <p><b>12.3 海岸管理者の協力</b> 海岸管理者〇〇県知事〔〇〇市長〕は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。 ＜海岸管理者の協力が必要な事項＞（例）</p> <p>（１）水防管理団体に対して、海岸に関する情報（〇〇海岸の水位（潮位）、海岸保全施設の操作状況に関する情報、CCTVの映像、ヘリ巡視の画像）の提供（伝達方法については資料〇のとおり）</p> <p>（２）水防管理団体に対して、氾濫が想定される地点の事前提示、及び水防管理者等から異常な漏水等についての通報を受けた場合には通報すべき関係者（関係機関・団体）の提示</p> <p>（３）水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加</p> <p>（４）水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、海岸管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供</p> <p>（５）水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>＜解説＞ 【必須】海岸管理者は、水防計画に基づき水防管理団体が行う水防に協力するものとする。知事は、水防計画に海岸管理者による海岸に関する情報の提供、水防訓練への海岸管理者の参加その他の水防管理団体が行う水防のための活動に海岸管理者の協力が必要な事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、海岸管理者に協議し、その同意を得なければならない。</p> </div> <p>12.4～12.9（略）</p> <p>第13～17章（略）</p> <p>資料3-1～資料3-4（略）</p>	<p>＜河川管理者の援助が必要な事項＞（例） （１）～（４）（略）</p> <p>12.2 下水道管理者の協力（略）</p> <p>12.3～12.8（略）</p> <p>第13～17章（略）</p> <p>資料3-1～資料3-4（略）</p>	

【水防計画作成の手引き（都道府県版）（案）】 新旧対照表

R7改定案	現行(R6.12.04)	修正理由等																																																																																																																																																																																																																																
<p>資料4-1 洪水予報（国土交通省又は都道府県・気象庁共同発表） 発表形式（例）</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p><b>正規</b></p> <p>〇〇川レベル4 氾濫危険警報 (警戒レベル4相当情報)</p> <p>〇〇川洪水予報第〇号 令和〇〇年〇月〇日〇時〇〇分 〇〇河川事務所・〇〇地方気象台 共同発表</p> <p>(見出し) 〇〇川では、当分の間、氾濫危険水位付近の水位が続く見込み</p> <p>(主文) 【警戒レベル4相当】〇〇基準観測所(〇〇市)受け持ち区間 これは、避難指示の発令の目安です。〇〇川の〇〇基準観測所(〇〇市)では、当分の間、「氾濫危険水位」付近の水位が続く見込みです。〇〇川では堤防決壊等による氾濫のおそれがあり、〇〇市、△△市では浸水のおそれがあります。市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な避難行動をとってください。</p> <p>【警戒レベル3相当】△△基準観測所(△△市)受け持ち区間 これは、高齢者等避難の発令の目安です。〇〇川の△△基準観測所(△△市)では、当分の間、「避難判断水位」付近の水位が続く見込みです。引き続き、市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとってください。</p> <p>(警戒レベル相当情報等早見表)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr><th colspan="4">〇〇川氾濫危険警報（警戒レベル4相当情報）</th></tr> <tr><td rowspan="4">新着・更新</td><td>新着・更新</td><td>更新</td><td></td></tr> <tr><td>基準観測所名</td><td>〇〇</td><td>△△</td></tr> <tr><td>対象河川</td><td>〇〇川</td><td>〇〇川</td></tr> <tr><td>警戒レベル( )相当</td><td>4</td><td>3</td></tr> <tr><td rowspan="3">水位又は流量</td><td>現況</td><td>4 (レベル4水位超過)</td><td>3 (レベル3水位超過)</td></tr> <tr><td>予測</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>更新</td><td>〇〇市</td><td>4</td><td>-</td></tr> <tr><td>更新</td><td>△△市</td><td>4</td><td>3</td></tr> <tr><td>更新</td><td>〇〇町</td><td>-</td><td>3</td></tr> </table> <p>市区町村ごとの警戒レベル相当の数は、同一洪水予報区間の基準観測所の受け持ち区間ごとの警戒レベル相当情報に基づいて、それぞれの氾濫による浸水が想定される地区が含まれる市区町村に対して一律に表示しているものです。 警戒レベル相当早見表の見方について【防災用語ウェブサイト：早見表】 <a href="https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/pc/term?key=hayamihyo">https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/pc/term?key=hayamihyo</a></p> <p>(雨量) 多いところでは1時間に00ミリの雨が降っています。 この雨は当分の状態が続くでしょう。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr><th>流域</th><th>00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量</th><th>00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み</th></tr> <tr><td>〇〇川流域</td><td>〇〇〇ミリ</td><td>〇〇ミリ</td></tr> </table> <p>(水位または流量)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr><th rowspan="2">基準観測所</th><th rowspan="2">水位 (m)</th><th colspan="6">00日</th></tr> <tr><th>00:00現在</th><th>01:00予測</th><th>02:00予測</th><th>03:00予測</th><th>04:00予測</th><th>05:00予測</th><th>06:00予測</th></tr> <tr><td></td><td></td><td>X.XX</td><td>X.XX</td><td>X.XX</td><td>X.XX</td><td>X.XX</td><td>X.XX</td><td>X.XX</td></tr> <tr><td colspan="9"><b>警戒レベル4相当</b></td></tr> <tr><td rowspan="5">〇〇 (〇〇市)</td><td>氾濫発生水位 X.XX m</td><td colspan="7">●</td></tr> <tr><td>氾濫危険水位 X.XX m</td><td colspan="7">●</td></tr> <tr><td>避難判断水位 X.XX m</td><td colspan="7">●</td></tr> <tr><td>氾濫注意水位 X.XX m</td><td colspan="7">●</td></tr> <tr><td>ゼロ点高 EL=X.XX m</td><td colspan="7">●</td></tr> </table> </div>	〇〇川氾濫危険警報（警戒レベル4相当情報）				新着・更新	新着・更新	更新		基準観測所名	〇〇	△△	対象河川	〇〇川	〇〇川	警戒レベル( )相当	4	3	水位又は流量	現況	4 (レベル4水位超過)	3 (レベル3水位超過)	予測			更新	〇〇市	4	-	更新	△△市	4	3	更新	〇〇町	-	3	流域	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み	〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ	基準観測所	水位 (m)	00日						00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測			X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	<b>警戒レベル4相当</b>									〇〇 (〇〇市)	氾濫発生水位 X.XX m	●							氾濫危険水位 X.XX m	●							避難判断水位 X.XX m	●							氾濫注意水位 X.XX m	●							ゼロ点高 EL=X.XX m	●							<p>資料4-1 洪水予報（国土交通省又は都道府県・気象庁共同発表） 発表形式（例）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>正規</b></p> <p>〇〇川氾濫危険情報 (警戒レベル4相当情報)</p> <p>〇〇川洪水予報第〇号 令和〇〇年〇月〇日〇時〇〇分 〇〇河川事務所・〇〇地方気象台 共同発表</p> <p>(見出し) 〇〇川では、当分の間、氾濫危険水位付近の水位が続く見込み</p> <p>(主文) 【警戒レベル4相当】これは、避難指示の発令の目安です。〇〇川の〇〇水位観測所(〇〇市)では、当分の間、「氾濫危険水位」付近の水位が続く見込みです。〇〇川では堤防決壊等による氾濫のおそれがあり、〇〇市、△△市では浸水のおそれがあります。市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な避難行動をとってください。</p> <p>【警戒レベル3相当】これは、高齢者等避難の発令の目安です。〇〇川の△△水位観測所(△△市)では、当分の間、「避難判断水位」付近の水位が続く見込みです。引き続き、市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な避難行動をとってください。</p> <p>(警戒レベル相当情報早見表)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr><th colspan="4">〇〇川氾濫危険情報（警戒レベル4相当情報）</th></tr> <tr><td rowspan="4">新着・更新</td><td>新着・更新</td><td>更新</td><td></td></tr> <tr><td>基準水位観測所名</td><td>〇〇</td><td>△△</td></tr> <tr><td>対象河川</td><td>〇〇川</td><td>〇〇川</td></tr> <tr><td>警戒レベル( )相当</td><td>4</td><td>3</td></tr> <tr><td rowspan="3">水位又は流量</td><td>現況水位</td><td>4 (レベル4水位超過)</td><td>3 (レベル3水位超過)</td></tr> <tr><td>予測水位</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>更新</td><td>〇〇市</td><td>4</td><td>-</td></tr> <tr><td>更新</td><td>△△市</td><td>4</td><td>3</td></tr> <tr><td>更新</td><td>〇〇町</td><td>-</td><td>3</td></tr> </table> <p>市区町村ごとの警戒レベル相当の数は、同一洪水予報区間の基準水位観測所の受け持ち区間ごとの警戒レベル相当情報に基づいて、それぞれの氾濫による浸水が想定される地区が含まれる市区町村に対して一律に表示しているものです。 警戒レベル相当早見表の見方について【防災用語ウェブサイト：早見表】 <a href="https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/pc/term?key=hayamihyo">https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/pc/term?key=hayamihyo</a></p> <p>(雨量) 多いところでは1時間に00ミリの雨が降っています。 この雨は当分の状態が続くでしょう。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr><th>流域</th><th>00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量</th><th>00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み</th></tr> <tr><td>〇〇川流域</td><td>〇〇〇ミリ</td><td>〇〇ミリ</td></tr> </table> <p>(水位または流量)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr><th rowspan="2">基準観測所</th><th rowspan="2">水位 (m)</th><th colspan="6">00日</th></tr> <tr><th>00:00現在</th><th>01:00予測</th><th>02:00予測</th><th>03:00予測</th><th>04:00予測</th><th>05:00予測</th><th>06:00予測</th></tr> <tr><td></td><td></td><td>X.XX</td><td>X.XX</td><td>X.XX</td><td>X.XX</td><td>X.XX</td><td>X.XX</td><td>X.XX</td></tr> <tr><td colspan="9"><b>警戒レベル4相当</b></td></tr> <tr><td rowspan="5">〇〇 (〇〇市)</td><td>氾濫危険水位 X.XX m</td><td colspan="7">●</td></tr> <tr><td>避難判断水位 X.XX m</td><td colspan="7">●</td></tr> <tr><td>氾濫注意水位 X.XX m</td><td colspan="7">●</td></tr> <tr><td>ゼロ点高 EL=X.XX m</td><td colspan="7">●</td></tr> </table> </div>	〇〇川氾濫危険情報（警戒レベル4相当情報）				新着・更新	新着・更新	更新		基準水位観測所名	〇〇	△△	対象河川	〇〇川	〇〇川	警戒レベル( )相当	4	3	水位又は流量	現況水位	4 (レベル4水位超過)	3 (レベル3水位超過)	予測水位			更新	〇〇市	4	-	更新	△△市	4	3	更新	〇〇町	-	3	流域	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み	〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ	基準観測所	水位 (m)	00日						00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測			X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	<b>警戒レベル4相当</b>									〇〇 (〇〇市)	氾濫危険水位 X.XX m	●							避難判断水位 X.XX m	●							氾濫注意水位 X.XX m	●							ゼロ点高 EL=X.XX m	●							
〇〇川氾濫危険警報（警戒レベル4相当情報）																																																																																																																																																																																																																																		
新着・更新	新着・更新	更新																																																																																																																																																																																																																																
	基準観測所名	〇〇	△△																																																																																																																																																																																																																															
	対象河川	〇〇川	〇〇川																																																																																																																																																																																																																															
	警戒レベル( )相当	4	3																																																																																																																																																																																																																															
水位又は流量	現況	4 (レベル4水位超過)	3 (レベル3水位超過)																																																																																																																																																																																																																															
	予測																																																																																																																																																																																																																																	
	更新	〇〇市	4	-																																																																																																																																																																																																																														
更新	△△市	4	3																																																																																																																																																																																																																															
更新	〇〇町	-	3																																																																																																																																																																																																																															
流域	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み																																																																																																																																																																																																																																
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ																																																																																																																																																																																																																																
基準観測所	水位 (m)	00日																																																																																																																																																																																																																																
		00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測																																																																																																																																																																																																																										
		X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX																																																																																																																																																																																																																										
<b>警戒レベル4相当</b>																																																																																																																																																																																																																																		
〇〇 (〇〇市)	氾濫発生水位 X.XX m	●																																																																																																																																																																																																																																
	氾濫危険水位 X.XX m	●																																																																																																																																																																																																																																
	避難判断水位 X.XX m	●																																																																																																																																																																																																																																
	氾濫注意水位 X.XX m	●																																																																																																																																																																																																																																
	ゼロ点高 EL=X.XX m	●																																																																																																																																																																																																																																
〇〇川氾濫危険情報（警戒レベル4相当情報）																																																																																																																																																																																																																																		
新着・更新	新着・更新	更新																																																																																																																																																																																																																																
	基準水位観測所名	〇〇	△△																																																																																																																																																																																																																															
	対象河川	〇〇川	〇〇川																																																																																																																																																																																																																															
	警戒レベル( )相当	4	3																																																																																																																																																																																																																															
水位又は流量	現況水位	4 (レベル4水位超過)	3 (レベル3水位超過)																																																																																																																																																																																																																															
	予測水位																																																																																																																																																																																																																																	
	更新	〇〇市	4	-																																																																																																																																																																																																																														
更新	△△市	4	3																																																																																																																																																																																																																															
更新	〇〇町	-	3																																																																																																																																																																																																																															
流域	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み																																																																																																																																																																																																																																
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ																																																																																																																																																																																																																																
基準観測所	水位 (m)	00日																																																																																																																																																																																																																																
		00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測																																																																																																																																																																																																																										
		X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX																																																																																																																																																																																																																										
<b>警戒レベル4相当</b>																																																																																																																																																																																																																																		
〇〇 (〇〇市)	氾濫危険水位 X.XX m	●																																																																																																																																																																																																																																
	避難判断水位 X.XX m	●																																																																																																																																																																																																																																
	氾濫注意水位 X.XX m	●																																																																																																																																																																																																																																
	ゼロ点高 EL=X.XX m	●																																																																																																																																																																																																																																

【水防計画作成の手引き（都道府県版）（案）】 新旧対照表

R7改定案	現行(R6.12.04)	修正理由等																																																																																																																																								
<table border="1" data-bbox="192 283 1083 630"> <thead> <tr> <th rowspan="2">基準観測所</th> <th rowspan="2">水位 (m)</th> <th colspan="7">00日</th> </tr> <tr> <th>00:00現在</th> <th>01:00予測</th> <th>02:00予測</th> <th>03:00予測</th> <th>04:00予測</th> <th>05:00予測</th> <th>06:00予測</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">警戒レベル3相当</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">△△ (△△市)</td> <td>氾濫発生水位 X.XX m</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>氾濫危険水位 X.XX m</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>避難判断水位 X.XX m</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>氾濫注意水位 X.XX m</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>ゼロ点高 EL=X.XX m</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="192 651 1083 714">・ゼロ点高に関する解説 <a href="https://www.river.go.jp/kwabou/glossary/kwb_apend/html/reference.html">https://www.river.go.jp/kwabou/glossary/kwb_apend/html/reference.html</a> (参考)</p> <p data-bbox="192 724 371 756">(受け持ち区間)</p> <table border="1" data-bbox="192 756 1083 966"> <thead> <tr> <th>基準観測所</th> <th>〇〇 水位観測所 〇〇市</th> <th>△△ 水位観測所 △△市</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受け持ち区間</td> <td>〇〇川 左岸 〇〇市〇〇地区から〇〇地区まで 右岸 〇〇市〇〇地区から〇〇地区まで</td> <td>〇〇川 左岸 △△市△△地区から△△地区まで 右岸 △△市△△地区から△△地区まで</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="192 987 1083 1050">□雨の情報を知りたい方はこちら 今後の雨（解析雨量、降水短時間予報） <a href="https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX">https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX</a></p> <p data-bbox="192 1071 1083 1134">□洪水予報文、川の水位を確認したい方はこちら 川の防災情報 洪水予報画面 <a href="https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX">https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX</a></p> <p data-bbox="192 1155 1083 1218">□河川の氾濫危険度を知りたい方はこちら 水害リスクライン <a href="https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX">https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX</a></p> <p data-bbox="192 1239 1083 1302">□氾濫の影響が想定される区域を知りたい方はこちら 浸水ナビ <a href="https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX">https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX</a></p> <div data-bbox="222 1333 1038 1522">  <p data-bbox="222 1470 1038 1522">             今後の雨(解析雨量、降水短時間予報)    川の防災情報 洪水予報画面              水害リスクライン    浸水ナビ         </p> </div> <p data-bbox="192 1596 1083 1669">問い合わせ先 水位関係：国土交通省 〇〇河川事務所 〇〇課 電話：XXX-XXX-XXXX 気象関係：気象庁 〇〇地方気象台 電話：XXX-XXX-XXXX</p>	基準観測所	水位 (m)	00日							00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測	警戒レベル3相当									△△ (△△市)	氾濫発生水位 X.XX m								氾濫危険水位 X.XX m								避難判断水位 X.XX m								氾濫注意水位 X.XX m								ゼロ点高 EL=X.XX m								基準観測所	〇〇 水位観測所 〇〇市	△△ 水位観測所 △△市	受け持ち区間	〇〇川 左岸 〇〇市〇〇地区から〇〇地区まで 右岸 〇〇市〇〇地区から〇〇地区まで	〇〇川 左岸 △△市△△地区から△△地区まで 右岸 △△市△△地区から△△地区まで	<table border="1" data-bbox="1276 283 2270 577"> <thead> <tr> <th rowspan="2">基準観測所</th> <th rowspan="2">水位 (m)</th> <th colspan="7">00日</th> </tr> <tr> <th>00:00現在</th> <th>01:00予測</th> <th>02:00予測</th> <th>03:00予測</th> <th>04:00予測</th> <th>05:00予測</th> <th>06:00予測</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">警戒レベル3相当</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">△△ (△△市)</td> <td>氾濫危険水位 X.XX m</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>避難判断水位 X.XX m</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>氾濫注意水位 X.XX m</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>ゼロ点高 EL=X.XX m</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1276 598 2270 661">・ゼロ点高に関する解説 <a href="https://www.river.go.jp/kwabou/glossary/kwb_apend/html/reference.html">https://www.river.go.jp/kwabou/glossary/kwb_apend/html/reference.html</a> (参考)</p> <p data-bbox="1276 672 1469 703">(受け持ち区間)</p> <table border="1" data-bbox="1276 703 2270 934"> <thead> <tr> <th>基準観測所</th> <th>〇〇 水位観測所 〇〇市</th> <th>△△ 水位観測所 △△市</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受け持ち区間</td> <td>〇〇川 左岸 〇〇市〇〇地区から〇〇地区まで 右岸 〇〇市〇〇地区から〇〇地区まで</td> <td>〇〇川 左岸 △△市△△地区から△△地区まで 右岸 △△市△△地区から△△地区まで</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1276 955 2270 1018">□雨の情報を知りたい方はこちら 今後の雨（解析雨量、降水短時間予報） <a href="https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX">https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX</a></p> <p data-bbox="1276 1039 2270 1102">□洪水予報文、川の水位を確認したい方はこちら 川の防災情報 洪水予報画面 <a href="https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX">https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX</a></p> <p data-bbox="1276 1123 2270 1186">□河川の氾濫危険度を知りたい方はこちら 水害リスクライン <a href="https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX">https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX</a></p> <p data-bbox="1276 1207 2270 1270">□氾濫の影響が想定される区域を知りたい方はこちら 浸水ナビ <a href="https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX">https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX</a></p> <div data-bbox="1305 1323 2226 1522">  <p data-bbox="1305 1470 2226 1522">             今後の雨(解析雨量、降水短時間予報)    川の防災情報 洪水予報画面              水害リスクライン    浸水ナビ         </p> </div> <p data-bbox="1276 1596 2270 1669">問い合わせ先 水位関係：国土交通省 〇〇河川事務所 〇〇課 電話：XXX-XXX-XXXX 気象関係：気象庁 〇〇地方気象台 電話：XXX-XXX-XXXX</p>	基準観測所	水位 (m)	00日							00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測	警戒レベル3相当									△△ (△△市)	氾濫危険水位 X.XX m								避難判断水位 X.XX m								氾濫注意水位 X.XX m								ゼロ点高 EL=X.XX m								基準観測所	〇〇 水位観測所 〇〇市	△△ 水位観測所 △△市	受け持ち区間	〇〇川 左岸 〇〇市〇〇地区から〇〇地区まで 右岸 〇〇市〇〇地区から〇〇地区まで	〇〇川 左岸 △△市△△地区から△△地区まで 右岸 △△市△△地区から△△地区まで	
基準観測所			水位 (m)	00日																																																																																																																																						
	00:00現在	01:00予測		02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測																																																																																																																																		
警戒レベル3相当																																																																																																																																										
△△ (△△市)	氾濫発生水位 X.XX m																																																																																																																																									
	氾濫危険水位 X.XX m																																																																																																																																									
	避難判断水位 X.XX m																																																																																																																																									
	氾濫注意水位 X.XX m																																																																																																																																									
	ゼロ点高 EL=X.XX m																																																																																																																																									
基準観測所	〇〇 水位観測所 〇〇市	△△ 水位観測所 △△市																																																																																																																																								
受け持ち区間	〇〇川 左岸 〇〇市〇〇地区から〇〇地区まで 右岸 〇〇市〇〇地区から〇〇地区まで	〇〇川 左岸 △△市△△地区から△△地区まで 右岸 △△市△△地区から△△地区まで																																																																																																																																								
基準観測所	水位 (m)	00日																																																																																																																																								
		00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測																																																																																																																																		
警戒レベル3相当																																																																																																																																										
△△ (△△市)	氾濫危険水位 X.XX m																																																																																																																																									
	避難判断水位 X.XX m																																																																																																																																									
	氾濫注意水位 X.XX m																																																																																																																																									
	ゼロ点高 EL=X.XX m																																																																																																																																									
	基準観測所	〇〇 水位観測所 〇〇市	△△ 水位観測所 △△市																																																																																																																																							
受け持ち区間	〇〇川 左岸 〇〇市〇〇地区から〇〇地区まで 右岸 〇〇市〇〇地区から〇〇地区まで	〇〇川 左岸 △△市△△地区から△△地区まで 右岸 △△市△△地区から△△地区まで																																																																																																																																								
資料4-2~資料4-3 (略)	資料4-2~資料4-3 (略)																																																																																																																																									

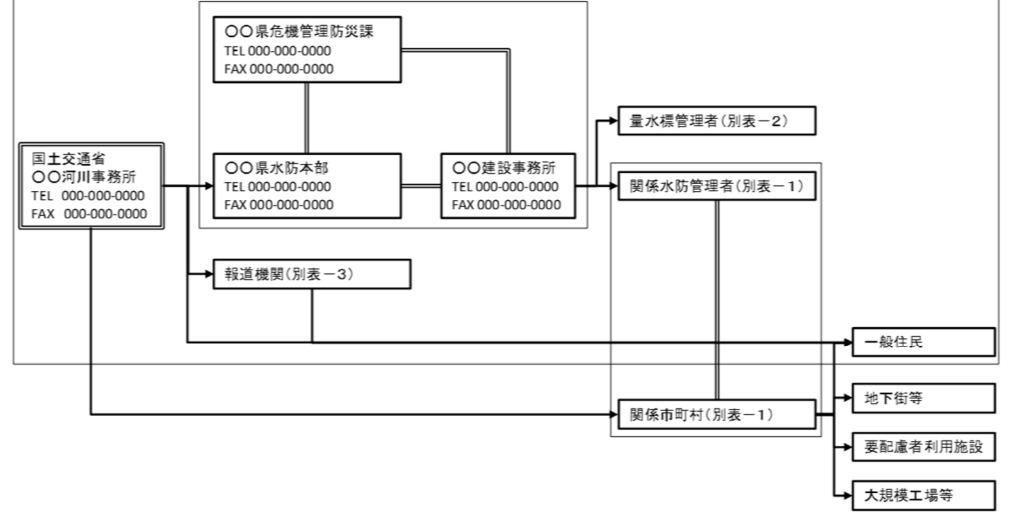
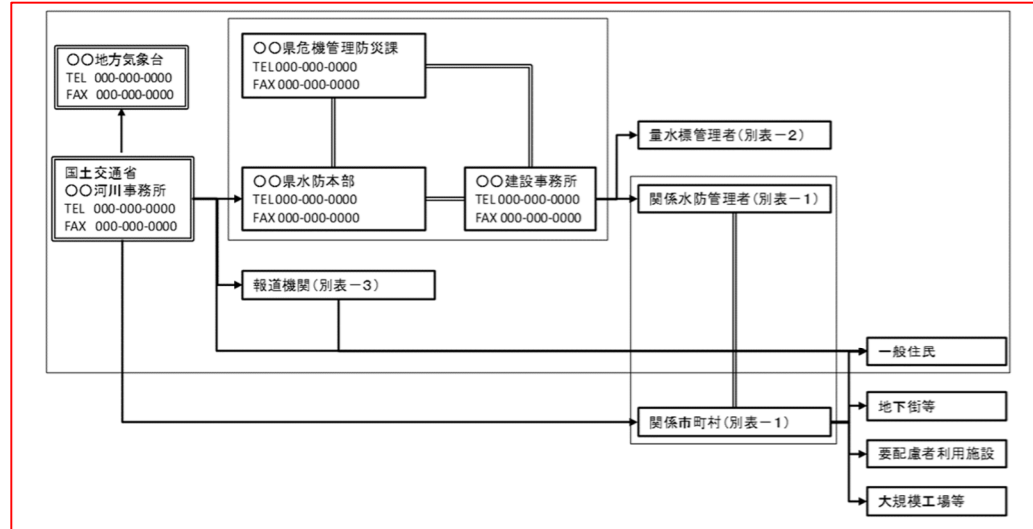
R7改定案	現行(R6.12.04)	修正理由等																																																				
<p>資料4-4 水位到達情報（国土交通省又は都道府県発表）の発表形式（例）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;"><b>正規</b></p> <p style="text-align: center;">〇〇〇〇 かわ 〇〇川レベル4 氾濫危険情報 (警戒レベル4相当情報)</p> <p style="text-align: right;">令和〇〇年〇月〇日〇〇時〇〇分 国土交通省 〇〇河川事務所 発表 (第〇号)</p> <p>(主文) 【警戒レベル4相当情報 [洪水]】 □□□水位観測所 (●●市△△) これは、避難指示の発令の目安です。〇〇川では、〇〇日〇〇時〇〇分頃に、氾濫危険水位(×××.××m)に到達しました。市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な避難行動をとってください。</p> <p>(警戒レベル相当情報早見表)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr><th colspan="2">氾濫警戒情報 (警戒レベル4相当情報)</th></tr> <tr><td rowspan="4">新着・更新</td><td>新着・更新</td><td>更新</td></tr> <tr><td>基準水位観測所名</td><td>〇〇</td></tr> <tr><td>対象河川</td><td>〇〇川</td></tr> <tr><td>警戒レベル( )相当</td><td>4</td></tr> <tr><td rowspan="2">更新</td><td>〇〇市</td><td>4</td></tr> <tr><td>△△市</td><td>4</td></tr> </table> <p>市区町村ごとの警戒レベル相当の数値は基準水位観測所ごとの警戒レベル相当情報に基づいて、それぞれの氾濫による浸水が想定される地区が含まれる市区町村に対して一律に表示しているものです。 警戒レベル相当早見表の見方について[防災用語ウェブサイト：早見表] <a href="https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/pc/term?key=hayamihyo">https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/pc/term?key=hayamihyo</a></p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr><td>5</td><td>警戒レベル5相当</td></tr> <tr><td>4</td><td>警戒レベル4相当</td></tr> <tr><td>3</td><td>警戒レベル3相当</td></tr> <tr><td>2</td><td>警戒レベル2相当</td></tr> <tr><td></td><td>警戒レベル2未満</td></tr> </table> <p>(参考) 〇〇川 □□□水位観測所 (●●市△△) (受け持ち区間は■市※※から□□町◎◎)</p> <p>□発表情報文、川の水位を確認したい方はこちら 川の防災情報 水位到達情報画面 <a href="https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX">https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX</a></p> <p>□河川の氾濫危険度を知りたい方はこちら 水害リスクライン <a href="https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX">https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX</a></p> <p>□氾濫の影響が想定される区域を知りたい方はこちら 浸水ナビ <a href="https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX">https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX</a></p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">               川 の防災情報 水位到達情報画面         </div> <div style="text-align: center;">               水害 リスクライン         </div> <div style="text-align: center;">               浸水 ナビ         </div> </div> <p>問い合わせ先 国土交通省 〇〇河川事務所 〇〇課 電話：XXX-XXX-XXXX</p> </div>	氾濫警戒情報 (警戒レベル4相当情報)		新着・更新	新着・更新	更新	基準水位観測所名	〇〇	対象河川	〇〇川	警戒レベル( )相当	4	更新	〇〇市	4	△△市	4	5	警戒レベル5相当	4	警戒レベル4相当	3	警戒レベル3相当	2	警戒レベル2相当		警戒レベル2未満	<p>資料4-4 水位到達情報（国土交通省又は都道府県発表）の発表形式（例）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;"><b>正規</b></p> <p style="text-align: center;">〇〇〇〇 かわ 〇〇川氾濫警戒情報 (警戒レベル3相当情報)</p> <p style="text-align: right;">令和〇〇年〇月〇日〇〇時〇〇分 国土交通省 〇〇河川事務所 発表 (第〇号)</p> <p>(主文) 【警戒レベル3相当情報 [洪水]】 これは、高齢者等避難の発令の目安です。〇〇川の□□□水位観測所 (●●市△△) では、〇〇日〇〇時〇〇分頃に、避難判断水位(〇〇〇.〇〇m)に到達しました。市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な避難行動をとってください。</p> <p>(警戒レベル相当情報早見表)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr><th colspan="2">氾濫警戒情報 (警戒レベル3相当情報)</th></tr> <tr><td rowspan="4">新着・更新</td><td>新着・更新</td><td>更新</td></tr> <tr><td>基準水位観測所名</td><td>〇〇</td></tr> <tr><td>対象河川</td><td>〇〇川</td></tr> <tr><td>警戒レベル( )相当</td><td>3</td></tr> <tr><td rowspan="2">更新</td><td>〇〇市</td><td>3</td></tr> <tr><td>△△市</td><td>3</td></tr> </table> <p>市区町村ごとの警戒レベル相当の数値は基準水位観測所ごとの警戒レベル相当情報に基づいて、それぞれの氾濫による浸水が想定される地区が含まれる市区町村に対して一律に表示しているものです。 警戒レベル相当早見表の見方について[防災用語ウェブサイト：早見表] <a href="https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/pc/term?key=hayamihyo">https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/pc/term?key=hayamihyo</a></p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr><td>5</td><td>警戒レベル5相当</td></tr> <tr><td>4</td><td>警戒レベル4相当</td></tr> <tr><td>3</td><td>警戒レベル3相当</td></tr> <tr><td>2</td><td>警戒レベル2相当</td></tr> <tr><td></td><td>警戒レベル2未満</td></tr> </table> <p>(参考) 〇〇川 □□□水位観測所 (●●市△△) (受け持ち区間は■市※※から□□町◎◎)</p> <p>□発表情報文、川の水位を確認したい方はこちら 川の防災情報 水位到達情報画面 <a href="https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX">https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX</a></p> <p>□河川の氾濫危険度を知りたい方はこちら 水害リスクライン <a href="https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX">https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX</a></p> <p>□氾濫の影響が想定される区域を知りたい方はこちら 浸水ナビ <a href="https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX">https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX</a></p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">               川 の防災情報 水位到達情報画面         </div> <div style="text-align: center;">               水害 リスクライン         </div> <div style="text-align: center;">               浸水 ナビ         </div> </div> <p>問い合わせ先 国土交通省 〇〇河川事務所 〇〇課 電話：XXX-XXX-XXXX</p> </div>	氾濫警戒情報 (警戒レベル3相当情報)		新着・更新	新着・更新	更新	基準水位観測所名	〇〇	対象河川	〇〇川	警戒レベル( )相当	3	更新	〇〇市	3	△△市	3	5	警戒レベル5相当	4	警戒レベル4相当	3	警戒レベル3相当	2	警戒レベル2相当		警戒レベル2未満	
氾濫警戒情報 (警戒レベル4相当情報)																																																						
新着・更新	新着・更新	更新																																																				
	基準水位観測所名	〇〇																																																				
	対象河川	〇〇川																																																				
	警戒レベル( )相当	4																																																				
更新	〇〇市	4																																																				
	△△市	4																																																				
5	警戒レベル5相当																																																					
4	警戒レベル4相当																																																					
3	警戒レベル3相当																																																					
2	警戒レベル2相当																																																					
	警戒レベル2未満																																																					
氾濫警戒情報 (警戒レベル3相当情報)																																																						
新着・更新	新着・更新	更新																																																				
	基準水位観測所名	〇〇																																																				
	対象河川	〇〇川																																																				
	警戒レベル( )相当	3																																																				
更新	〇〇市	3																																																				
	△△市	3																																																				
5	警戒レベル5相当																																																					
4	警戒レベル4相当																																																					
3	警戒レベル3相当																																																					
2	警戒レベル2相当																																																					
	警戒レベル2未満																																																					

【水防計画作成の手引き（都道府県版）（案）】 新旧対照表

R7改定案	現行(R6.12.04)	修正理由等
-------	--------------	-------

資料4-5 水防法に基づく水位到達情報(国土交通省発表)の伝達経路等(例)  
水防法に定められた水位到達情報の通知・周知は必須であるが、地域防災計画等に基づく手続き等にも留意して伝達経路等を定める。

資料4-5 水防法に基づく水位到達情報(国土交通省発表)の伝達経路等(例)  
水防法に定められた水位到達情報の通知・周知は必須であるが、地域防災計画等に基づく手続き等にも留意して伝達経路等を定める。

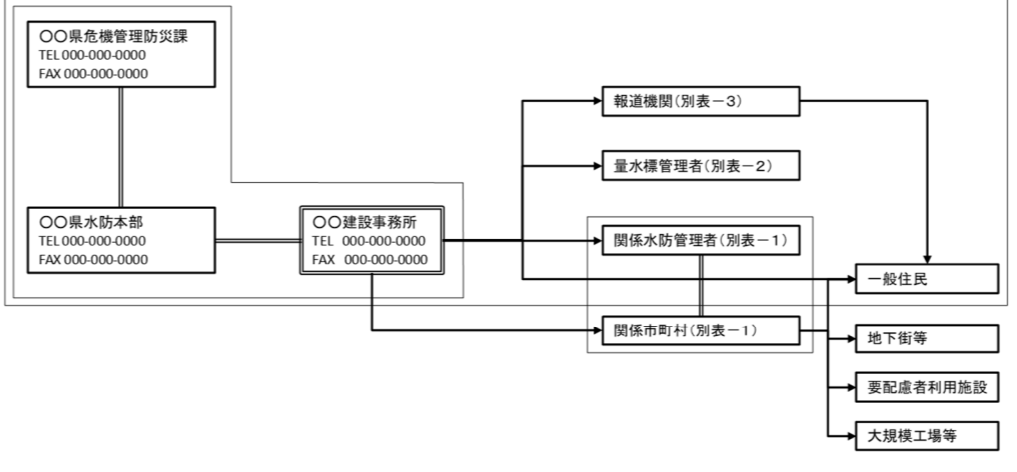
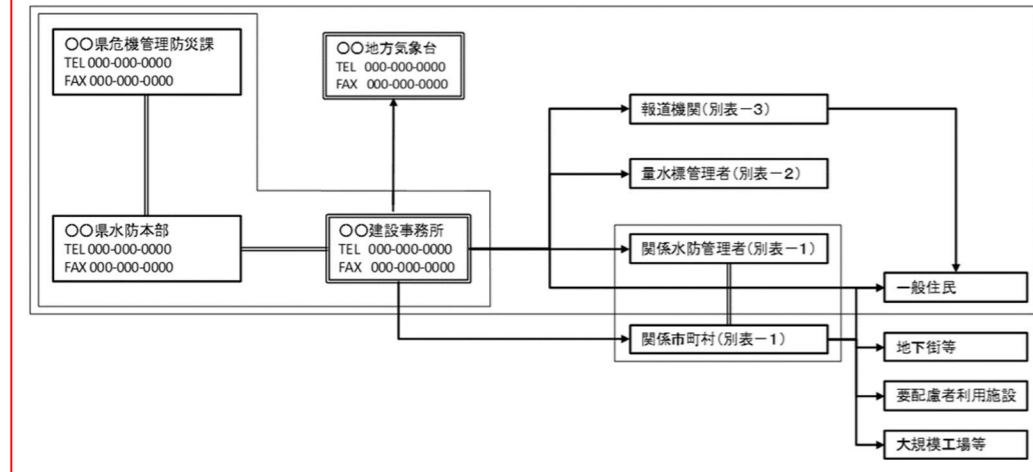


別表-1 関係水防管理者・関係市町村連絡先			別表-2 量水標管理者連絡先			別表-3 報道機関連絡先			
水防管理者/市町村	電話番号	FAX番号	量水標等	量水標管理者	電話番号	FAX番号	報道機関名	電話番号	FAX番号
〇〇市(水防・避難)	000-000-0000	000-000-0000	〇〇水位観測所	国土交通省 〇〇河川事務所	000-000-0000	000-000-0000	テレビ〇〇	000-000-0000	000-000-0000
△△市(水防)	000-000-0000	000-000-0000	△△水位観測所	△△電力(株)	000-000-0000	000-000-0000	〇〇放送	000-000-0000	000-000-0000
△△市(避難)	000-000-0000	000-000-0000	□□水位観測所	□□土地改良区	000-000-0000	000-000-0000	〇〇新聞	000-000-0000	000-000-0000
□□水防事務組合	000-000-0000	000-000-0000	××検潮所	気象庁	000-000-0000	000-000-0000			
□□町(避難)	000-000-0000	000-000-0000							

別表-1 関係水防管理者・関係市町村連絡先			別表-2 量水標管理者連絡先			別表-3 報道機関連絡先			
水防管理者/市町村	電話番号	FAX番号	量水標等	量水標管理者	電話番号	FAX番号	報道機関名	電話番号	FAX番号
〇〇市(水防・避難)	000-000-0000	000-000-0000	〇〇水位観測所	国土交通省 〇〇河川事務所	000-000-0000	000-000-0000	テレビ〇〇	000-000-0000	000-000-0000
△△市(水防)	000-000-0000	000-000-0000	△△水位観測所	△△電力(株)	000-000-0000	000-000-0000	〇〇放送	000-000-0000	000-000-0000
△△市(避難)	000-000-0000	000-000-0000	□□水位観測所	□□土地改良区	000-000-0000	000-000-0000	〇〇新聞	000-000-0000	000-000-0000
□□水防事務組合	000-000-0000	000-000-0000	××検潮所	気象庁	000-000-0000	000-000-0000			
□□町(避難)	000-000-0000	000-000-0000							

資料4-6 水防法に基づく水位到達情報(都道府県発表)の伝達経路等(例)  
水防法に定められた水位到達情報の通知・周知は必須であるが、地域防災計画等に基づく手続き等にも留意して伝達経路等を定める。

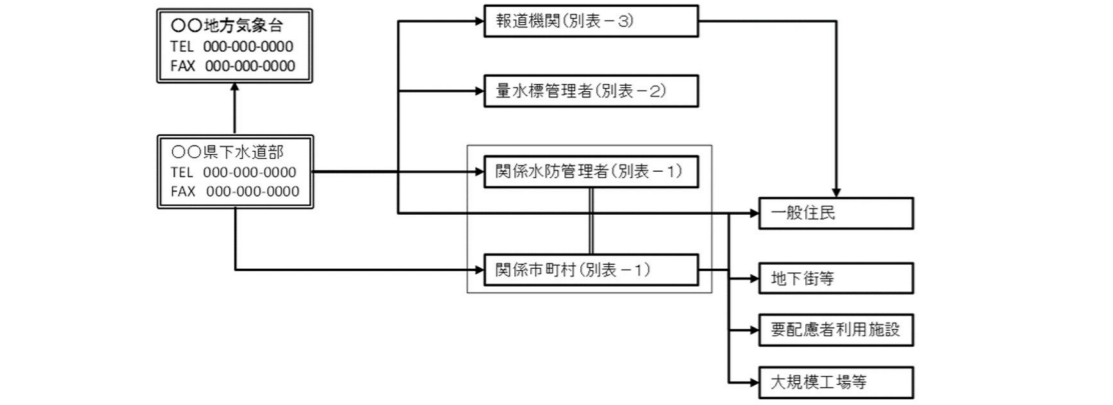
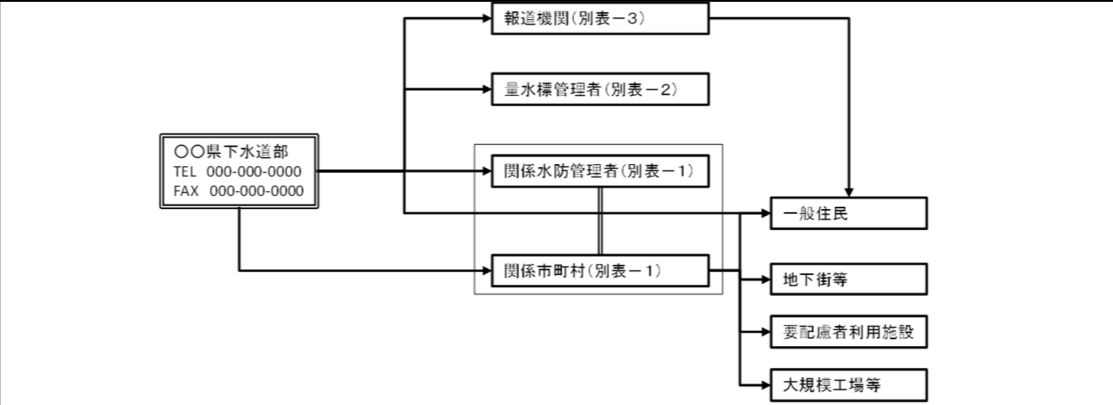
資料4-6 水防法に基づく水位到達情報(都道府県発表)の伝達経路等(例)  
水防法に定められた水位到達情報の通知・周知は必須であるが、地域防災計画等に基づく手続き等にも留意して伝達経路等を定める。



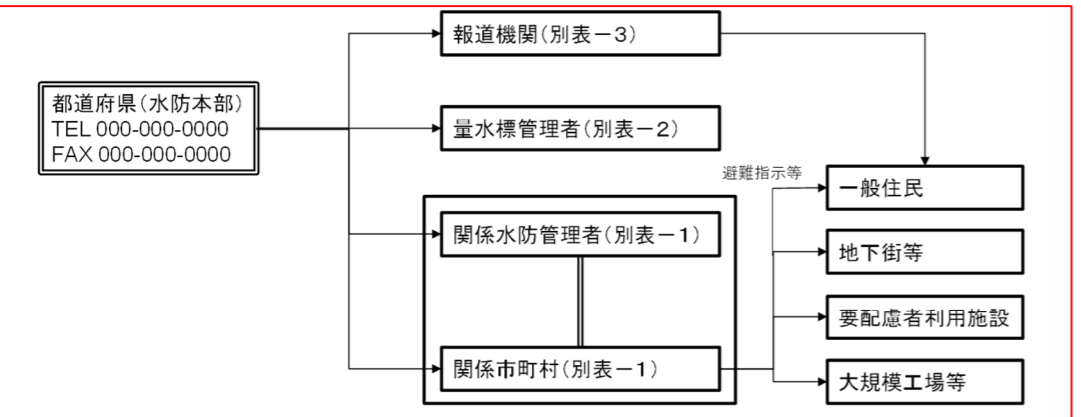
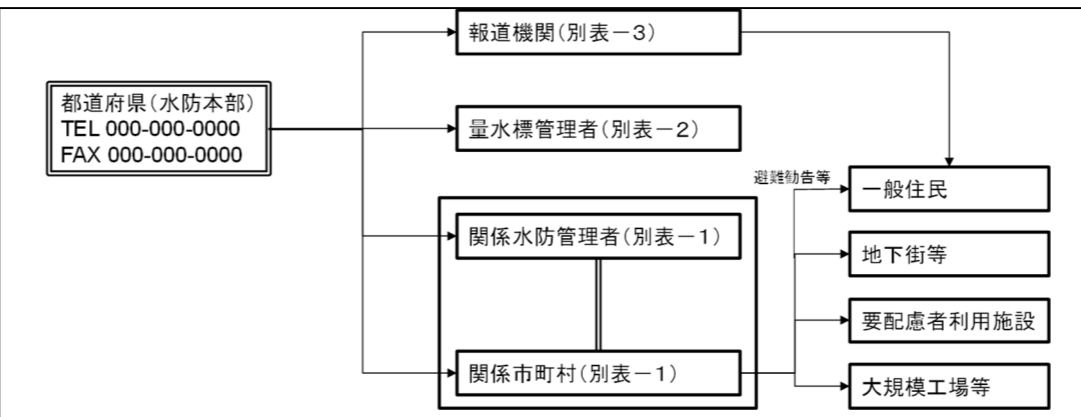
別表-1 関係水防管理者・関係市町村連絡先			別表-2 量水標管理者連絡先			別表-3 報道機関連絡先			
水防管理者/市町村	電話番号	FAX番号	量水標等	量水標管理者	電話番号	FAX番号	報道機関名	電話番号	FAX番号
〇〇市(水防・避難)	000-000-0000	000-000-0000	〇〇水位観測所	国土交通省 〇〇河川事務所	000-000-0000	000-000-0000	テレビ〇〇	000-000-0000	000-000-0000
△△市(水防)	000-000-0000	000-000-0000	△△水位観測所	△△電力(株)	000-000-0000	000-000-0000	〇〇放送	000-000-0000	000-000-0000
△△市(避難)	000-000-0000	000-000-0000	□□水位観測所	□□土地改良区	000-000-0000	000-000-0000	〇〇新聞	000-000-0000	000-000-0000
□□水防事務組合	000-000-0000	000-000-0000	××検潮所	気象庁	000-000-0000	000-000-0000			
□□町(避難)	000-000-0000	000-000-0000							

別表-1 関係水防管理者・関係市町村連絡先			別表-2 量水標管理者連絡先			別表-3 報道機関連絡先			
水防管理者/市町村	電話番号	FAX番号	量水標等	量水標管理者	電話番号	FAX番号	報道機関名	電話番号	FAX番号
〇〇市(水防・避難)	000-000-0000	000-000-0000	〇〇水位観測所	国土交通省 〇〇河川事務所	000-000-0000	000-000-0000	テレビ〇〇	000-000-0000	000-000-0000
△△市(水防)	000-000-0000	000-000-0000	△△水位観測所	△△電力(株)	000-000-0000	000-000-0000	〇〇放送	000-000-0000	000-000-0000
△△市(避難)	000-000-0000	000-000-0000	□□水位観測所	□□土地改良区	000-000-0000	000-000-0000	〇〇新聞	000-000-0000	000-000-0000
□□水防事務組合	000-000-0000	000-000-0000	××検潮所	気象庁	000-000-0000	000-000-0000			
□□町(避難)	000-000-0000	000-000-0000							

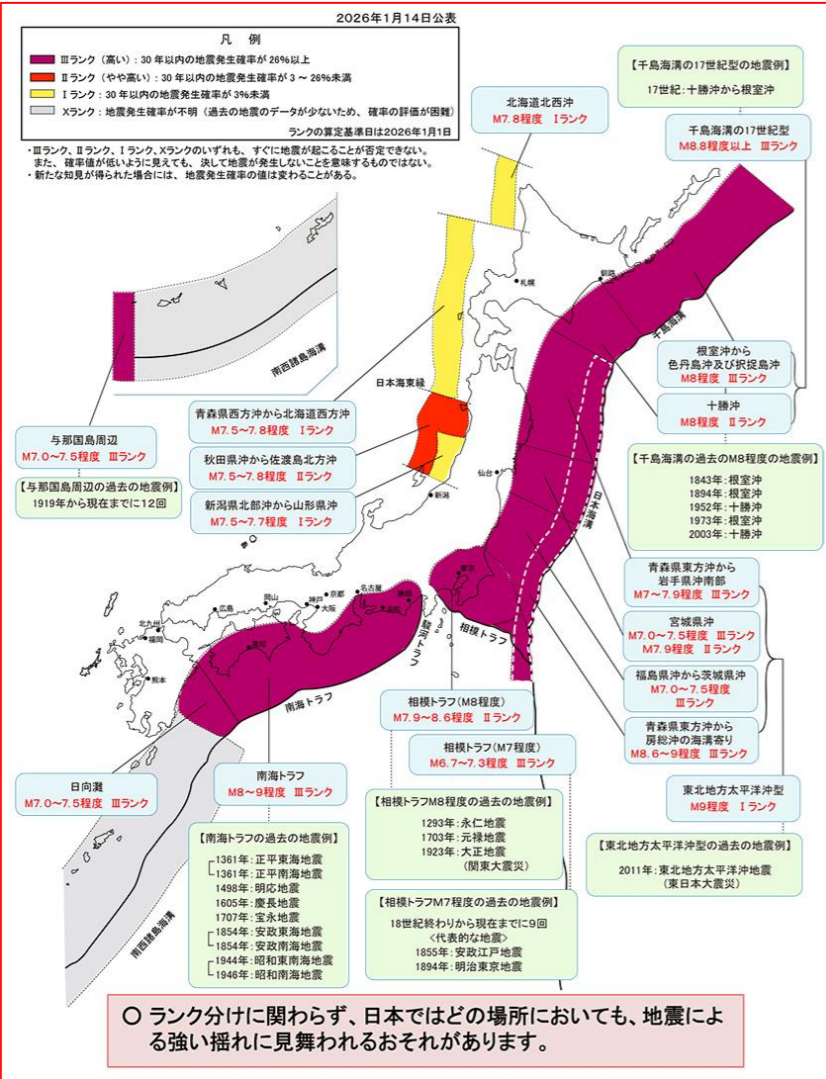
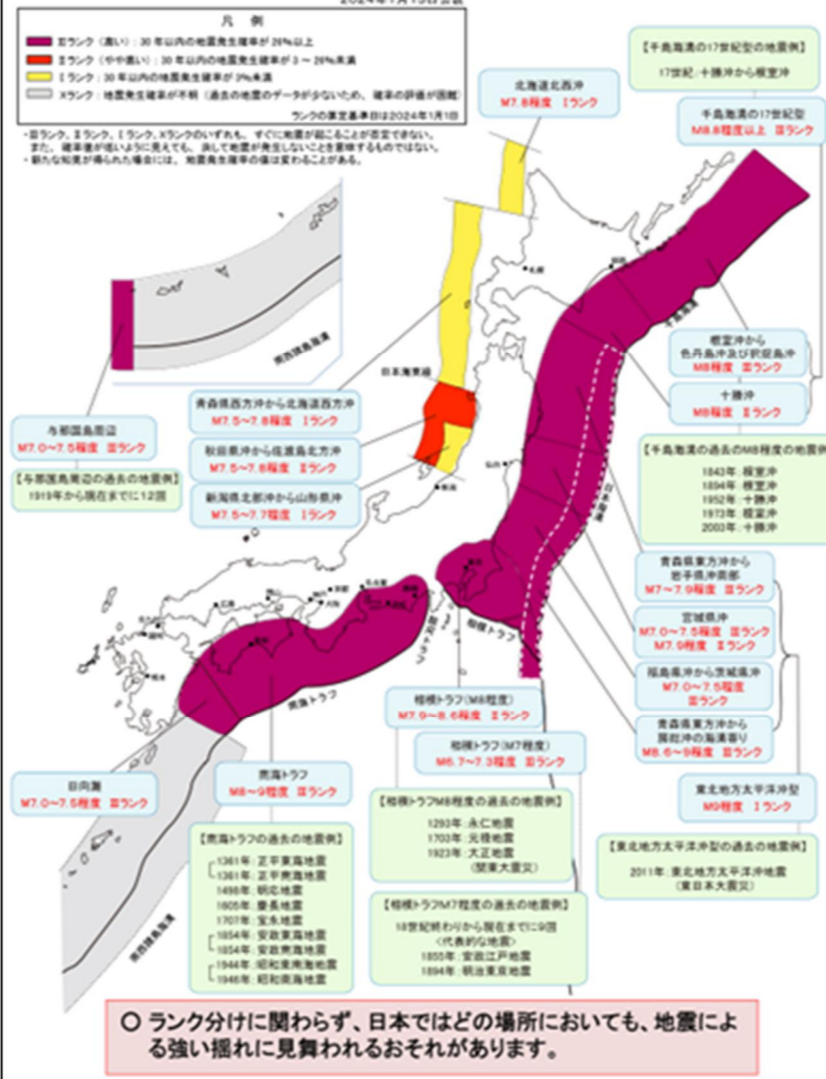
【水防計画作成の手引き（都道府県版）（案）】 新旧対照表

R7改定案	現行(R6.12.04)	修正理由等																																																																																																		
<p>資料4-7 (略)</p> <p>資料4-8 水防法に基づく水位周知下水道の水位到達情報（都道府県発表）の伝達経路等（例） 水防法に定められた水位到達情報の通知・周知は必須であるが、地域防災計画等に基づく手続き等にも留意して伝達経路等を定める。</p>  <table border="1" data-bbox="163 997 1202 1123"> <tr> <th colspan="3">別表-1 関係水防管理者・関係市町村連絡先</th> <th colspan="3">別表-2 量水標管理者連絡先</th> <th colspan="3">別表-3 報道機関連絡先</th> </tr> <tr> <td>水防管理者/市町村</td> <td>電話番号</td> <td>FAX番号</td> <td>量水標等</td> <td>量水標管理者</td> <td>電話番号</td> <td>FAX番号</td> <td>報道機関名</td> <td>電話番号</td> <td>FAX番号</td> </tr> <tr> <td>〇〇市</td> <td>000-000-0000</td> <td>000-000-0000</td> <td>〇〇水位観測所</td> <td>国土交通省 〇〇河川事務所</td> <td>000-000-0000</td> <td>000-000-0000</td> <td>テレビ〇〇</td> <td>000-000-0000</td> <td>000-000-0000</td> </tr> <tr> <td>□□水防事務組合</td> <td>000-000-0000</td> <td>000-000-0000</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>〇〇放送</td> <td>000-000-0000</td> <td>000-000-0000</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>〇〇新聞</td> <td>000-000-0000</td> <td>000-000-0000</td> </tr> </table> <p>資料4-9 (略)</p> <p>資料4-10 水位周知海岸の水位到達情報の発表形式（例） X 海岸（〇〇県） <b>レベル5</b> 高潮氾濫発生情報</p> <p style="text-align: right;">XX年XX月XX日hh時mm分 ●●県発表 (第〇号)</p> <p>【見出し】 X 海岸では、高潮氾濫発生が切迫／高潮氾濫発生。</p> <p>【主文】 □□検潮所（B市★★町）の水位は、XX月XX日hh時mm分に高潮特別警戒水位（●.●●m）に達しました。 〇〇検潮所（A市◎◎町）の水位は、XX月XX日hh時mm分に高潮特別警戒水位（●.●●m）に達しました。 いまだ危険な場所にいる場合は、直ちに高所への移動、近傍の堅固な建物への</p>	別表-1 関係水防管理者・関係市町村連絡先			別表-2 量水標管理者連絡先			別表-3 報道機関連絡先			水防管理者/市町村	電話番号	FAX番号	量水標等	量水標管理者	電話番号	FAX番号	報道機関名	電話番号	FAX番号	〇〇市	000-000-0000	000-000-0000	〇〇水位観測所	国土交通省 〇〇河川事務所	000-000-0000	000-000-0000	テレビ〇〇	000-000-0000	000-000-0000	□□水防事務組合	000-000-0000	000-000-0000					〇〇放送	000-000-0000	000-000-0000								〇〇新聞	000-000-0000	000-000-0000	<p>資料4-7 (略)</p> <p>資料4-8 水防法に基づく水位周知下水道の水位到達情報（都道府県発表）の伝達経路等（例） 水防法に定められた水位到達情報の通知・周知は必須であるが、地域防災計画等に基づく手続き等にも留意して伝達経路等を定める。</p>  <table border="1" data-bbox="1246 997 2285 1123"> <tr> <th colspan="3">別表-1 関係水防管理者・関係市町村連絡先</th> <th colspan="3">別表-2 量水標管理者連絡先</th> <th colspan="3">別表-3 報道機関連絡先</th> </tr> <tr> <td>水防管理者/市町村</td> <td>電話番号</td> <td>FAX番号</td> <td>量水標等</td> <td>量水標管理者</td> <td>電話番号</td> <td>FAX番号</td> <td>報道機関名</td> <td>電話番号</td> <td>FAX番号</td> </tr> <tr> <td>〇〇市</td> <td>000-000-0000</td> <td>000-000-0000</td> <td>〇〇水位観測所</td> <td>国土交通省 〇〇河川事務所</td> <td>000-000-0000</td> <td>000-000-0000</td> <td>テレビ〇〇</td> <td>000-000-0000</td> <td>000-000-0000</td> </tr> <tr> <td>□□水防事務組合</td> <td>000-000-0000</td> <td>000-000-0000</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>〇〇放送</td> <td>000-000-0000</td> <td>000-000-0000</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>〇〇新聞</td> <td>000-000-0000</td> <td>000-000-0000</td> </tr> </table> <p>資料4-9 (略)</p> <p>資料4-10 水位周知海岸の水位到達情報の発表形式（例） X 海岸（〇〇県） 高潮氾濫発生情報</p> <p style="text-align: right;">XX年XX月XX日hh時mm分 ●●県発表 (第〇号)</p> <p>【見出し】 X 海岸では、高潮氾濫発生が切迫／高潮氾濫発生。</p> <p>【主文】 □□検潮所（B市★★町）の水位は、XX月XX日hh時mm分に高潮特別警戒水位（●.●●m）に達しました。 〇〇検潮所（A市◎◎町）の水位は、XX月XX日hh時mm分に高潮特別警戒水位（●.●●m）に達しました。 いまだ危険な場所にいる場合は、直ちに高所への移動、近傍の堅固な建物への</p>	別表-1 関係水防管理者・関係市町村連絡先			別表-2 量水標管理者連絡先			別表-3 報道機関連絡先			水防管理者/市町村	電話番号	FAX番号	量水標等	量水標管理者	電話番号	FAX番号	報道機関名	電話番号	FAX番号	〇〇市	000-000-0000	000-000-0000	〇〇水位観測所	国土交通省 〇〇河川事務所	000-000-0000	000-000-0000	テレビ〇〇	000-000-0000	000-000-0000	□□水防事務組合	000-000-0000	000-000-0000					〇〇放送	000-000-0000	000-000-0000								〇〇新聞	000-000-0000	000-000-0000	
別表-1 関係水防管理者・関係市町村連絡先			別表-2 量水標管理者連絡先			別表-3 報道機関連絡先																																																																																														
水防管理者/市町村	電話番号	FAX番号	量水標等	量水標管理者	電話番号	FAX番号	報道機関名	電話番号	FAX番号																																																																																											
〇〇市	000-000-0000	000-000-0000	〇〇水位観測所	国土交通省 〇〇河川事務所	000-000-0000	000-000-0000	テレビ〇〇	000-000-0000	000-000-0000																																																																																											
□□水防事務組合	000-000-0000	000-000-0000					〇〇放送	000-000-0000	000-000-0000																																																																																											
							〇〇新聞	000-000-0000	000-000-0000																																																																																											
別表-1 関係水防管理者・関係市町村連絡先			別表-2 量水標管理者連絡先			別表-3 報道機関連絡先																																																																																														
水防管理者/市町村	電話番号	FAX番号	量水標等	量水標管理者	電話番号	FAX番号	報道機関名	電話番号	FAX番号																																																																																											
〇〇市	000-000-0000	000-000-0000	〇〇水位観測所	国土交通省 〇〇河川事務所	000-000-0000	000-000-0000	テレビ〇〇	000-000-0000	000-000-0000																																																																																											
□□水防事務組合	000-000-0000	000-000-0000					〇〇放送	000-000-0000	000-000-0000																																																																																											
							〇〇新聞	000-000-0000	000-000-0000																																																																																											

【水防計画作成の手引き（都道府県版）（案）】 新旧対照表

R7改定案	現行(R6.12.04)	修正理由等																																																																																										
<p>退避等をしてください。</p> <table border="1" data-bbox="186 342 1213 525"> <tr> <th>検潮所名</th> <th colspan="2">氾濫による浸水が想定される地区※</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">□□検潮所</td> <td>●●県 B 市</td> <td>B 市の高潮浸水想定区域②</td> </tr> <tr> <td>●●県 C 市</td> <td>C 市の高潮浸水想定区域②</td> </tr> <tr> <td>○○検潮所</td> <td>●●県 A 市</td> <td>A 市の高潮浸水想定区域①</td> </tr> </table> <p>※氾濫による浸水が想定される地区については、一定の条件下に基づく計算結果の推定です。気象条件や堤防の決壊の状況によっては、この地区以外でも氾濫による浸水がおこる可能性があります。</p> <p>(参考 1) B 市、C 市、A 市には、●●地方気象台から XX 月 XX 日 hh 時 mm 分に高潮警報（予想最高潮位 B 市●. ●m、C 市●. ●m、A 市●. ●m）が発表されています。</p> <p>(参考 2) 高潮特別警戒水位</p> <p>□□検潮所 ●. ●m ○○検潮所 (B・C 地区) ●. ●m ○○検潮所 (D 地区) ●. ●m</p> <p>※高潮特別警戒水位：水防法第 13 条の 3 で規定される水位。警戒レベル 5 緊急安全確保の発令の判断材料。</p> <p>問い合わせ先 ●●県土木部●●課 電話：000-000-0000（内線）○○○</p>	検潮所名	氾濫による浸水が想定される地区※		□□検潮所	●●県 B 市	B 市の高潮浸水想定区域②	●●県 C 市	C 市の高潮浸水想定区域②	○○検潮所	●●県 A 市	A 市の高潮浸水想定区域①	<p>退避等をしてください。</p> <table border="1" data-bbox="1270 342 2297 525"> <tr> <th>検潮所名</th> <th colspan="2">氾濫による浸水が想定される地区※</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">□□検潮所</td> <td>●●県 B 市</td> <td>B 市の高潮浸水想定区域②</td> </tr> <tr> <td>●●県 C 市</td> <td>C 市の高潮浸水想定区域②</td> </tr> <tr> <td>○○検潮所</td> <td>●●県 A 市</td> <td>A 市の高潮浸水想定区域①</td> </tr> </table> <p>※氾濫による浸水が想定される地区については、一定の条件下に基づく計算結果の推定です。気象条件や堤防の決壊の状況によっては、この地区以外でも氾濫による浸水がおこる可能性があります。</p> <p>(参考 1) B 市、C 市、A 市には、●●地方気象台から XX 月 XX 日 hh 時 mm 分に高潮警報（予想最高潮位 B 市●. ●m、C 市●. ●m、A 市●. ●m）が発表されています。</p> <p>(参考 2) 高潮特別警戒水位</p> <p>□□検潮所 ●. ●m ○○検潮所 (B・C 地区) ●. ●m ○○検潮所 (D 地区) ●. ●m</p> <p>※高潮特別警戒水位：水防法第 13 条の 3 で規定される水位。警戒レベル 5 緊急安全確保の発令の判断材料。</p> <p>問い合わせ先 ●●県土木部●●課 電話：000-000-0000（内線）○○○</p>	検潮所名	氾濫による浸水が想定される地区※		□□検潮所	●●県 B 市	B 市の高潮浸水想定区域②	●●県 C 市	C 市の高潮浸水想定区域②	○○検潮所	●●県 A 市	A 市の高潮浸水想定区域①																																																																					
検潮所名	氾濫による浸水が想定される地区※																																																																																											
□□検潮所	●●県 B 市	B 市の高潮浸水想定区域②																																																																																										
	●●県 C 市	C 市の高潮浸水想定区域②																																																																																										
○○検潮所	●●県 A 市	A 市の高潮浸水想定区域①																																																																																										
検潮所名	氾濫による浸水が想定される地区※																																																																																											
□□検潮所	●●県 B 市	B 市の高潮浸水想定区域②																																																																																										
	●●県 C 市	C 市の高潮浸水想定区域②																																																																																										
○○検潮所	●●県 A 市	A 市の高潮浸水想定区域①																																																																																										
<p>資料 4-11 水防法に基づく水位周知海岸の水位到達情報の伝達経路等（例） 水防法に定められた水位到達情報の通知・周知は必須であるが、地域防災計画等に基づく手続き等にも留意して伝達経路等を定める。</p>  <table border="1" data-bbox="163 1701 1172 1858"> <thead> <tr> <th colspan="3">別表-1 関係水防管理者・関係市町村連絡先</th> <th colspan="3">別表-2 量水標管理者</th> <th colspan="3">別表-3 報道機関連絡先</th> </tr> <tr> <th>水防管理者/市町村</th> <th>電話番号</th> <th>FAX番号</th> <th>量水標管理者</th> <th>電話番号</th> <th>FAX番号</th> <th>報道機関名</th> <th>電話番号</th> <th>FAX番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○市</td> <td>000-000-0000</td> <td>000-000-0000</td> <td>国(○気象台)</td> <td>000-000-0000</td> <td>000-000-0000</td> <td>テレビ○</td> <td>000-000-0000</td> <td>000-000-0000</td> </tr> <tr> <td>□□水防事務組合</td> <td>000-000-0000</td> <td>000-000-0000</td> <td>国(○港湾事務所)</td> <td>000-000-0000</td> <td>000-000-0000</td> <td>○放送</td> <td>000-000-0000</td> <td>000-000-0000</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>県(○土木事務所)</td> <td>000-000-0000</td> <td>000-000-0000</td> <td>○新聞</td> <td>000-000-0000</td> <td>000-000-0000</td> </tr> </tbody> </table>	別表-1 関係水防管理者・関係市町村連絡先			別表-2 量水標管理者			別表-3 報道機関連絡先			水防管理者/市町村	電話番号	FAX番号	量水標管理者	電話番号	FAX番号	報道機関名	電話番号	FAX番号	○市	000-000-0000	000-000-0000	国(○気象台)	000-000-0000	000-000-0000	テレビ○	000-000-0000	000-000-0000	□□水防事務組合	000-000-0000	000-000-0000	国(○港湾事務所)	000-000-0000	000-000-0000	○放送	000-000-0000	000-000-0000				県(○土木事務所)	000-000-0000	000-000-0000	○新聞	000-000-0000	000-000-0000	<p>資料 4-11 水防法に基づく水位周知海岸の水位到達情報の伝達経路等（例） 水防法に定められた水位到達情報の通知・周知は必須であるが、地域防災計画等に基づく手続き等にも留意して伝達経路等を定める。</p>  <table border="1" data-bbox="1246 1701 2255 1858"> <thead> <tr> <th colspan="3">別表-1 関係水防管理者・関係市町村連絡先</th> <th colspan="3">別表-2 量水標管理者</th> <th colspan="3">別表-3 報道機関連絡先</th> </tr> <tr> <th>水防管理者/市町村</th> <th>電話番号</th> <th>FAX番号</th> <th>量水標管理者</th> <th>電話番号</th> <th>FAX番号</th> <th>報道機関名</th> <th>電話番号</th> <th>FAX番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○市</td> <td>000-000-0000</td> <td>000-000-0000</td> <td>国(○気象台)</td> <td>000-000-0000</td> <td>000-000-0000</td> <td>テレビ○</td> <td>000-000-0000</td> <td>000-000-0000</td> </tr> <tr> <td>□□水防事務組合</td> <td>000-000-0000</td> <td>000-000-0000</td> <td>国(○港湾事務所)</td> <td>000-000-0000</td> <td>000-000-0000</td> <td>○放送</td> <td>000-000-0000</td> <td>000-000-0000</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>県(○土木事務所)</td> <td>000-000-0000</td> <td>000-000-0000</td> <td>○新聞</td> <td>000-000-0000</td> <td>000-000-0000</td> </tr> </tbody> </table>	別表-1 関係水防管理者・関係市町村連絡先			別表-2 量水標管理者			別表-3 報道機関連絡先			水防管理者/市町村	電話番号	FAX番号	量水標管理者	電話番号	FAX番号	報道機関名	電話番号	FAX番号	○市	000-000-0000	000-000-0000	国(○気象台)	000-000-0000	000-000-0000	テレビ○	000-000-0000	000-000-0000	□□水防事務組合	000-000-0000	000-000-0000	国(○港湾事務所)	000-000-0000	000-000-0000	○放送	000-000-0000	000-000-0000				県(○土木事務所)	000-000-0000	000-000-0000	○新聞	000-000-0000	000-000-0000	
別表-1 関係水防管理者・関係市町村連絡先			別表-2 量水標管理者			別表-3 報道機関連絡先																																																																																						
水防管理者/市町村	電話番号	FAX番号	量水標管理者	電話番号	FAX番号	報道機関名	電話番号	FAX番号																																																																																				
○市	000-000-0000	000-000-0000	国(○気象台)	000-000-0000	000-000-0000	テレビ○	000-000-0000	000-000-0000																																																																																				
□□水防事務組合	000-000-0000	000-000-0000	国(○港湾事務所)	000-000-0000	000-000-0000	○放送	000-000-0000	000-000-0000																																																																																				
			県(○土木事務所)	000-000-0000	000-000-0000	○新聞	000-000-0000	000-000-0000																																																																																				
別表-1 関係水防管理者・関係市町村連絡先			別表-2 量水標管理者			別表-3 報道機関連絡先																																																																																						
水防管理者/市町村	電話番号	FAX番号	量水標管理者	電話番号	FAX番号	報道機関名	電話番号	FAX番号																																																																																				
○市	000-000-0000	000-000-0000	国(○気象台)	000-000-0000	000-000-0000	テレビ○	000-000-0000	000-000-0000																																																																																				
□□水防事務組合	000-000-0000	000-000-0000	国(○港湾事務所)	000-000-0000	000-000-0000	○放送	000-000-0000	000-000-0000																																																																																				
			県(○土木事務所)	000-000-0000	000-000-0000	○新聞	000-000-0000	000-000-0000																																																																																				

【水防計画作成の手引き（都道府県版）（案）】 新旧対照表

R7改定案	現行(R6.12.04)	修正理由等
<p>資料4-12～資料4-17 (略)</p> <p>資料4-18 津波に関する水防警報に係る基本的な考え方</p> <p>(1) 基本的な考え方 (中略)</p> <p>1) 近地津波と遠地津波への対応 【近地津波】 (中略)</p>  <p>○ ランク分けに関わらず、日本ではどの場所においても、地震による強い揺れに見舞われるおそれがあります。</p> <p>2) 「活動可能時間」の考え方について (略)</p> <p>3) 水防警報の検討フロー (略)</p> <p>資料4-19～資料4-21 (略)</p>	<p>資料4-12～資料4-17 (略)</p> <p>資料4-18 津波に関する水防警報に係る基本的な考え方</p> <p>(1) 基本的な考え方 (中略)</p> <p>1) 近地津波と遠地津波への対応 【近地津波】 (中略)</p>  <p>○ ランク分けに関わらず、日本ではどの場所においても、地震による強い揺れに見舞われるおそれがあります。</p> <p>2) 「活動可能時間」の考え方について (略)</p> <p>3) 水防警報の検討フロー (略)</p> <p>資料4-19～資料4-21 (略)</p>	<p>・最新版が公表されたため</p>

【水防計画作成の手引き（都道府県版）（案）】 新旧対照表

R7改定案													現行(R6.12.04)													修正理由等		
資料5-1 量水標管理者及び水防管理者一覧(例)													資料5-1 量水標管理者及び水防管理者一覧(例)															
観測所名	量水標 管理者名	河川名 港湾名 漁港名 海岸名	設置位置	東京湾 平均 海面	水位							種別	備考	観測所名	量水標 管理者名	河川名 港湾名 漁港名 海岸名	設置位置	東京湾 平均 海面	水位							種別	備考	
	水防管理者				水防団 待機 水位 (通報 水位)	氾濫 注意 水位 (警戒 水位)	避難 判断 水位	氾濫 危険 水位	計画 高水位	氾濫発 生水位	天端高				水防団 待機 水位 (通報 水位)				氾濫 注意 水位 (警戒 水位)	避難 判断 水位	氾濫 危険 水位	計画 高水位	天端高	種別	備考			
〇〇水位観測所	国土交通省 〇〇河川事 務所 〇〇市	〇〇川	右岸 24.0k (〇〇市〇〇 町〇〇地先)	***, *m	** , *m	** , *m	** , *m	** , *m	** , *m	** , *m	** , *m	テレメータ		〇〇水位観測所	国土交通省 〇〇河川事 務所 〇〇市	〇〇川	右岸 24.0k (〇〇市〇〇 町〇〇地先)	***, *m	** , *m	** , *m	** , *m	** , *m	** , *m	** , *m	** , *m	テレメータ		
△△水位観測所	△△電力 (株) 〇〇市	〇〇川	左岸 20.0k (〇〇市△△ 町△△地先)	***, *m	** , *m	** , *m	** , *m	** , *m	** , *m	** , *m	** , *m	自記	〇〇市が通 報・公表	△△水位観測所	△△電力 (株) 〇〇市	〇〇川	左岸 20.0k (〇〇市△△ 町△△地先)	***, *m	** , *m	** , *m	** , *m	** , *m	** , *m	** , *m	** , *m	自記	〇〇市が通 報・公表	
□□水位観測所	□□土地改 良区 △△市	△△川	右岸 20.0k (△△市□□ 町□□地先)	***, *m	** , *m	** , *m	** , *m	** , *m	** , *m	** , *m	** , *m	自記	△△市が通 報・公表	□□水位観測所	□□土地改 良区 △△市	△△川	右岸 20.0k (△△市□□ 町□□地先)	***, *m	** , *m	** , *m	** , *m	** , *m	** , *m	** , *m	** , *m	自記	△△市が通 報・公表	
××水位観測所	〇〇建設事 務所 △△市	△△川	左岸 10.0k (△△市□□ 町××地先)	***, *m	** , *m	** , *m	** , *m	** , *m	** , *m	** , *m	** , *m	テレメータ		××水位観測所	〇〇建設事 務所 △△市	△△川	左岸 10.0k (△△市□□ 町××地先)	***, *m	** , *m	** , *m	** , *m	** , *m	** , *m	** , *m	** , *m	テレメータ		
××検潮所	〇〇気象台 □□水防事 務組合	△△川 △△港	左岸 0.0k (□□市×× 町××地先)	***, *m	** , *m	** , *m	** , *m	** , *m	** , *m	** , *m	** , *m	テレメータ		××検潮所	〇〇気象台 □□水防事 務組合	△△川 △△港	左岸 0.0k (□□市×× 町××地先)	***, *m	** , *m	** , *m	** , *m	** , *m	** , *m	** , *m	** , *m	テレメータ		
資料5-2～資料10-1 (略)													資料5-2～資料10-1 (略)															
資料10-2 氾濫・決壊・漏水等の通報に係る運用指針																												
1. 本運用指針の取扱い																												
<p>本運用指針は、令和7年12月の水防法の改正を踏まえ、水防法第24条の2の氾濫等の通報、水防法第25条の決壊の通報等の標準的な考え方を記したものである。</p> <p>水防法第24条の2及び第25条の通報については各地域で定められる水防計画で定めるところにより運用されることとなっているため、本指針を参酌の上、地域の実態に即したものとすよう、各地域の水防協議会において関係者で綿密に協議を行うよう努められたい。</p>																												
【解説】																												
<p>令和3年の災害対策基本法改正により、市町村長が新たに緊急安全確保措置を指示できることが規定され、災害の発生が切迫している状況について市町村が住民に周知し、立退き避難に加えて緊急安全確保も含めて、適確な避難行動につなげていくことが非常に重要となってきている。</p> <p>水防法においてはこれまで、水災害が発生又は切迫している状況について、水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者による決壊の通報、洪水予報河川等における氾濫発生情報（越水等の確認情報）の提供のほか、地域毎の水防計画に基づき越水等が発生した際に水防に協力する立場の河川管理者による周知等によって情報提供が行われてきた。</p>																												

【水防計画作成の手引き（都道府県版）（案）】 新旧対照表

R7改定案	現行(R6.12.04)	修正理由等
<p><u>一方、近年、観測技術の高度化・観測設備の整備の進展等により、河川管理者、下水道管理者及び海岸管理者（以下「河川管理者等」という。）が氾濫の発生の危険が切迫した状態にあることをプッシュ型で情報提供する素地が整ってきたところである。</u></p> <p><u>こうした状況を踏まえ、令和7年12月に水防法が改正され、氾濫の発生による著しい危険が切迫し、命の危険から直ちに身の安全を確保することが必要な緊急的な状況下における河川管理者等による氾濫等の通報が規定され、水防管理者及び市町村長の緊急安全確保措置の指示等に活用されることとなった。</u></p> <p><u>氾濫等の通報に当たっては、通報方法、通報先に加え、その前提となる通報対象の河川、下水道及び海岸（以下「河川等」という。）の区域や通報の基準などについて、都道府県の水防協議会で協議を行い、水防計画に定めることとなっているが、この協議過程においては、これまで以上に河川管理者等と水防関係者（水防活動を行う関係者をいい、水防法第24条の2第2項に基づき氾濫等の通知・周知を行う都道府県知事・国土交通大臣、水防法第26条に基づき決壊後の処置を行う水防管理者、水防団長、消防機関の長、水防協力団体の長、水防法第29条に基づき緊急安全確保措置の指示を行う水防管理者を含む、以下同じ）のコミュニケーションが重要となる。</u></p> <p><u>そこで、地域における円滑な検討・協議や効果的な制度運用に資するよう、本指針で全国標準的な考え方を示すこととした。</u></p> <p><u>なお、これまで河川管理者等の公物管理者は、水防関係者の求めに応じて情報を提供するなど、時には管理事務の一環で入手した情報を臨機に提供している。今回の水防法改正により、命の危険が迫る氾濫等を通報する公物管理者の責務が法律に特別に明記されることとなったが、両者が地域の水災被害の軽減のため、平時においても水災時においても協力しあっていく関係性については、今後も何ら変わらない。</u></p> <p><b>2. 氾濫等の通報、決壊の通報を実施する意義について</b></p> <p><u>氾濫等の通報及び決壊の通報は、氾濫に起因する損害を軽減するため、市町村長又は水防管理者による緊急安全確保措置の指示等の実施の目安として活用されることとなる。</u></p> <p><b>【解説】</b></p> <p><u>水防法第24条の2第2項又は水防法第25条第2項により氾濫等又は決壊の通知を受けた水防管理者は、水防法第26条に基づき堤防その他の施設が決壊したときはできる限り氾濫による被害が拡大しないように努める必要があるほか、水防法第29条に基づき緊急安全確保措置の指示ができることとなっている。また、水防法第13条の4に基づき氾濫等又は決壊の通知を受けた市町村長は災害対策基本法第60条第3項に基づき、緊急安全確保措置の指示ができることとなっている。</u></p> <p><u>氾濫等の通報や決壊の通報を運用するに当たっては、同通報が最終的に緊急安全確保措置の指示を行う判断材料として活用されることを踏まえ、各地域の水防協議会において通報の具体的な基準などについて協議を行い、それぞれの水防計画に定めることが必要である。</u></p>		

【水防計画作成の手引き（都道府県版）（案）】 新旧対照表

R7改定案	現行(R6.12.04)	修正理由等
<p><b>3. 水防法第 24 条の2の氾濫等の通報の基本的な考え方</b></p> <p><u>(1) 河川管理者等による氾濫等の通報</u></p> <p><u>氾濫等の通報は、河川等の公物の状況を最も良く知る公物管理者が、公物管理事務の一環で把握できる施設情報等を活用して、氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときに、同公物管理者に通報義務が課されるものである。</u></p> <p><b>【解説】</b></p> <p><u>水防法第 24 条の 2 に基づく通報は、河川管理者等が、浸水想定区域における氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときに（住民等の生命に被害が及ぶ蓋然性が高まる状況に到ったことが判断できた際に）、直ちにその状況を関係都道府県知事その他関係者に通報し、通報を受けた都道府県知事（当該通報をした者が河川管理者又は海岸管理者である国土交通大臣の場合にあっては、水防を担う国土交通大臣）が、その状況により相当な損害を生ずるおそれがあると認められるときに（氾濫特性及び地域特性を踏まえて、氾濫により住民等の生命に強く被害が及ぶおそれがある判断した際に）、水防管理者及び量水標管理者並びに気象庁長官に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知するものである。</u></p> <p><u>河川管理者等に氾濫等の通報が特別に求められることとなった背景としては、命の危険が生ずる氾濫等については通報主体を複数化して一刻も早くその発生を把握する必要があるほか、公物管理事務の一環で入手可能な施設情報（水防関係者では必ずしも把握できない状況）等を水防関係者が活用することが有効であるからである。</u></p> <p><u>本運用において河川管理者等は、従来の河川等の公物管理者としての役割の範囲内で把握している情報を活用して、氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときにのみ通報義務が課されている。そのため、河川等の管理に必要な情報による把握を基本とし、巡視体制を増強することや新たに水位計や河川等監視カメラを設置することなどの追加的な措置の責務まで求められるものではない。即ち、河川管理者等は「河川等の管理事務の一環として把握した情報を通報する」という責務を負うこととなり、河川法等の公物管理法の改正があった訳ではないので、公物管理に関する役割が変化したものではない。従って、公物管理者としての管理事務が適切に実施されていたにも関わらず、氾濫を発見できなかったのであれば、それが直ちに「通報義務を果たしていない」となるものではない点に留意する必要がある。</u></p> <p><u>また、本通報が水防管理者や市町村長が行う緊急安全確保措置の指示の判断材料として活用されることになることから本通報の確度が低い場合、まだ十分に避難所へ向かうことで難を逃れられる可能性の高い住民らが、不用意に水平避難を諦め、被災する事態も起こりかねない。このため、本通報においては、市町村長が適切に緊急安全確保措置の指示ができるよう情報の確度（情報（そのもの）の正確さ、当該箇所での氾濫等が発生する精確さ（氾濫想定地点と水位観測所などの計測地点との距離による空間的な確実性）、氾濫等の発生タイミングの精確さ（計測間隔による時間的な確実性））が重要な観点となることに留意することが必要である。</u></p>		

【水防計画作成の手引き（都道府県版）（案）】 新旧対照表

R7改定案	現行(R6.12.04)	修正理由等
<p><u>(2) 都道府県知事等が行う氾濫等の通知の対象となる河川等の区域</u></p> <p><u>緊急安全確保措置の指示等を行う水防管理者や市町村長が「相当な損害」が生じると考える氾濫、すなわち、住民等に対して行動変容に特に留意を呼びかける必要がある氾濫が発生する河川等の区域を通報の対象とする。</u></p> <p><b>【解説】</b></p> <p><u>都道府県知事等が行う通知は、水防管理者や市町村長が行う緊急安全確保措置の指示等の氾濫による損害の軽減を目的としているが、通報の対象となる箇所(河川等の区域)や氾濫の規模(相当な損害)に際限がないと、通報が相次いでしまうことが想定され、かえって水防管理者が効果的かつ効率的な水災対応ができなくなるおそれがある。</u></p> <p><u>このため、水防法上は浸水想定区域を作成しているあらゆる河川、下水道、海岸が通報の対象となりうるが、避難行動の指示等の水災対応との連動を考えると、緊急安全確保措置の指示等を行う水防管理者や市町村長が相当な損害が生じると考える氾濫等と整合を取ることが、不可欠である。</u></p> <p><u>具体的には、緊急安全確保措置を指示する際に住民等に対して行動変容に特に留意を呼びかける必要があるような氾濫、すなわち、例えば氾濫が発生した際に単なる高所移動ではなく、堅牢かつ十分な高さを有する近隣の建物への移動が必要となるような事態をもたらす以下の氾濫については、少なくとも通報の対象となると考えられる。</u></p> <p><u>&lt;通報が必要と想定される氾濫の例&gt;</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>・家屋倒壊等氾濫想定区域における氾濫</u> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>(木造家屋の場合は、近隣の堅牢な建物への立ち退き避難が必要)</u></li> </ul> </li> <li><u>・平屋住宅所在エリアで「深い浸水深が所在する区域<sup>※1</sup>」における氾濫</u> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>(平屋の場合は、近隣の2階以上の建物への立ち退き避難が必要)</u></li> </ul> </li> <li><u>・氾濫流が流入すると脱出が困難になる地下街等(水防法第15条で定められた地下街等)が所在する区域における氾濫</u> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>(速やかに地下街等からの立ち退き避難が必要)</u></li> </ul> </li> </ul> <p><u>※1「水害の被害指標分析の手引」(H25 試行版)では、65歳以上の場合、水深1.7m(1階床高50cm)では死亡率が12%となる。また、洪水浸水想定区域図作成マニュアル(第4版)では、3mは2階床下に相当するとされている。地域の特性や氾濫の特性に応じて浸水深を設定することが望ましい。</u></p> <p><u>なお、対象となる具体の区域や浸水深の検討に当たっては、浸水想定区域内の建物の床面の高さ等、地域の特性に応じて水防管理者及び市町村長のニーズが変わることに留意することが必要である。また、河川・海岸の堤防が決壊・倒壊した場合は、堤防近傍では家屋でさえ破壊するほどの勢いで氾濫流が一気に流れる場合があるため、氾濫の特性によっても水防管理者及び市町村長のニーズが変わることに留意することが必要である。</u></p> <p><u>また、洪水予報河川については、これまでも水防法第10条及び第11条に基づき氾濫発生</u></p>		

【水防計画作成の手引き（都道府県版）（案）】 新旧対照表

R7改定案	現行(R6.12.04)	修正理由等
<p>情報が通知してきていることから、当該河川については引き続き氾濫等の通報の対象にすべきである。</p> <p>(3)水防協議会における協議</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>河川管理者等が行う氾濫等の通報の対象となる河川等の区域及び通報の基準について、予め各地域の水防協議会において関係者間で協議を行い、それぞれの水防計画に定める。</p> </div> <p>【解説】</p> <p>3. (1) 及び (2) より、水位計や河川等監視カメラが設置されている箇所にも限りがあるなど、河川管理者等の公物管理者側が管理事務の一環として氾濫等を発見する努力を尽くしても人員・施設等からその対応には自ずと限界がある。また水防関係者にとっても通報数が多数となると深刻な被害をもたらす重篤な氾濫通報を見逃すなど、処理能力に限界が生じるおそれがあるため、行動変容に特に留意が必要となるような氾濫に限定した通報のみがほしいというニーズがある。この両者を総合的に勘案し、さらに、警戒レベル5相当の危険が迫る緊急時には迅速な判断が求められる観点から、通報を行う際の具体的な通報方法や通知先となる関係者に加え、その前提となる通報対象の河川等の区域や通報の基準などについて「水防計画で定める」ことで、迅速かつ確実な制度の運用を行うことが望ましい。</p> <p>このため、水防協議会において、河川管理者等の考える「氾濫による著しい危険」をもたらす氾濫と、都道府県知事等の考える「相当な損害」をもたらす氾濫について認識を提示し合い、氾濫等の通報の対象を協議しておくことが重要である。</p> <div style="text-align: center;"> <p><b>水防計画に定める氾濫等の通報の対象となる河川等の区域と通報の基準</b> (当該箇所河川管理者等が把握可能な切迫情報)</p>  </div> <p>図1 水防計画に定める氾濫等の通報の対象となる河川等の区域と通報の基準</p> <p>具体的には、水防管理者や市町村長が必要と考える氾濫等の通報に対して、河川管理者等が従来の河川等の公物管理者としての役割の範囲内で把握しうる氾濫等の切迫・発生情報を列挙した上で、水防計画に記載する河川等の区域及び通報の基準について水防協議会で協議することが必要である。なお、水防計画に記載されていない事案の発生について河川管理者等が河川等の管理事務の一環として把握した場合は、水防法第24条の2に基づく通報であるかに関わらず、1.(1)で記載したとおり、これまで通りの河川管理者等と水防関係者との関係から当該氾濫等の通報を実施することで問題ない。</p> <p>なお、氾濫等の通報の対象となる河川等の区域及び通報の基準を水防計画に定めた場合は、ウェブサイトに掲載する等により住民に周知する。</p>		

【水防計画作成の手引き（都道府県版）（案）】 新旧対照表

R7改定案	現行(R6.12.04)	修正理由等
<p><u>(4) 河川管理者等が把握した情報と通報との関係</u></p> <p><u>河川管理者等が通報を行う基準としては、目視等で確認した最も信頼できる情報である「確認情報」と併せて観測区間を網羅的に把握可能な「計測情報」も基本として活用する。</u></p> <p><u>「推定・予測情報」は確度が低いため通報の基準に活用しないことを原則とするが、「確認情報」「計測情報」がない場合は推定・予測情報を用いることでよい。その際は可能な限り多くの情報を用いて一定の確度を保つようにする。</u></p> <p><b>【解説】</b></p> <p><u>河川管理者等が把握可能な氾濫の切迫・発生情報としては大別すると確認情報、計測情報、推定・予測情報がある。</u></p> <p><u>確認情報：</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>・巡視や河川等監視カメラによる越水及び破堤等の確認</u></li> <li><u>・堤防の異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等の確認</u></li> </ul> <p><u>計測情報：</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>・水位計・放流量等による計測数値により氾濫の切迫・発生を判断（計測情報と対象区間の越水の可能性を予め整理されている場合はその区間評価情報を含む）</u></li> <li><u>（例1）基準水位観測所等の水位による対象区間の越水の可能性の把握（氾濫発生水位の到達）</u></li> <li><u>（例2）異常洪水時防災操作した際のダム直下の越水の可能性の把握（ダムから〇〇m<sup>3</sup>/s以上の放流）</u></li> <li><u>・施設の操作及び機能支障情報から氾濫の切迫・発生を判断（予め設定した水位に達した状況等で施設の操作及び機能支障を確認）</u></li> <li><u>（例3）排水機場のポンプを停止した際の越水の可能性の把握（対象河川の水位が〇〇m以上の時にポンプの停止）</u></li> </ul> <p><u>推定・予測情報：</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>・計測情報や雨量情報を元に予測モデルにより氾濫の切迫・発生を推定</u></li> <li><u>・洪水対応時に計測情報（急激な水位変動等）から越水・破堤を推定</u></li> <li><u>（例4）水位計の急激な水位低下等から決壊の可能性を推定</u></li> </ul> <p><u>確認情報は情報の確度が高いため、災害が発生又は切迫の確認には有効な情報であるが、巡視による確認は、人員面での制約に加え、暴風雨や夜間等の悪条件下ではほとんど確認が不可能であり、見逃しが多発するおそれがある。河川等監視カメラについては、設置箇所が限定的であるため、確認できる区間が限られる。また、計測情報は、一定の区間を対象として定量的に計測可能であることから、確認情報よりも確度は劣るものの少ない労力で早期かつ広範囲に状況把握できる。推定・予測情報は、予測に用いるデータや予測手法によって精度が大きく変化し計測情報と比較して情報の確度は落ちると考えられる。</u></p> <p><u>このため、河川管理者等が通報を行う基準としては、目視等で確認した最も信頼できる情報である確認情報と併せて観測区間を網羅的に把握可能な計測情報も基本として活用する。な</u></p>		

【水防計画作成の手引き（都道府県版）（案）】 新旧対照表

R7改定案	現行(R6.12.04)	修正理由等
-------	--------------	-------

お、推定・予測情報は確度が低いため通報の基準に活用しないことを原則とするが、確認情報や計測情報がない場合は「推定・予測情報」を用いることでよい。その際は、事前の予測情報や周辺状況により氾濫が発生しているおそれが高いと思われる段階で、可能な限り多くの情報を用いて一定の確度を保つようにする。また、水防管理者及び市町村長が緊急安全確保措置の指示を行う上で、情報の確度も重要な情報であることから、平時から河川管理者等は通報する氾濫の確度について水防関係者とコミュニケーションを行うとともに、災害時においても確度の低い情報を通報した後に確度の高い情報を把握した場合はその情報を追加で通報することや可能な場合は通報する氾濫の確度について解説することが望ましい。

なお、推定・予測情報の確度を十分に理解する者(水防関係者や関係する河川管理者等)に対し、内部情報として推定・予測情報を提供し、提供先の水災対応に役立てることについては問題ない。

以下に通報の基準に用いる情報を概念的に示した図及びそれぞれの情報を用いる際のメリット・デメリットを提示する。

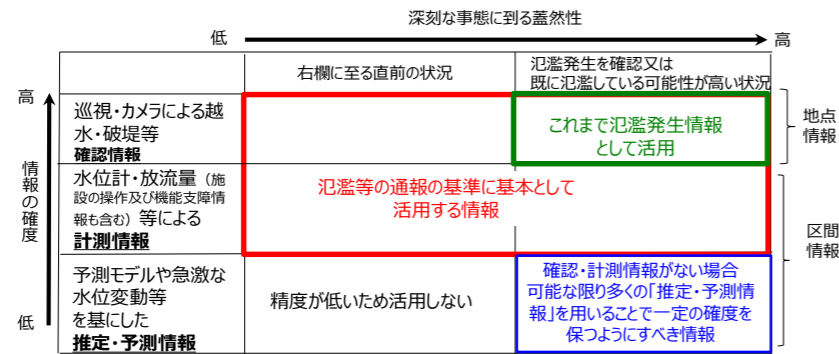


図2 通報の基準に用いる情報

		メリット	デメリット	
情報の確度 ↑ 高 ↓ 低	地点情報	・越水や決壊等を視認した情報であるため、確度が最も高い情報。 (発生場所、発生のタイミング)	・監視箇所や河川監視カメラを設置している箇所では確認できないため見逃しが多くなる。	
	区間情報	・切迫状況のある程度の確度を持って対象区間を網羅的に把握可能	・故障等により欠測した場合は、氾濫を見逃すことになる。 ・水位が基準値に到達する前に、想定していない低い箇所からの越水や浸透破堤が起きた場合、氾濫を見逃すことになる。 ・急激に水位が昇降する場合は計測間隔によっては、氾濫を捉えきれない可能性がある。	
		・切迫状況を対象区間を網羅的に把握可能 ・予測モデルを使った際には、前もって連絡することが可能 ・水位計のない箇所でも予測モデルにより氾濫の可能性を評価することが可能	・確度が低い情報であるため、取扱い要注意	

図3 確認情報、計測情報、推定・予測情報のメリット及びデメリット

4. 水防法第 25 条の決壊の通報の基本的な考え方

水防管理者等は、重要水防箇所を中心に巡視を行い、その際に堤防その他施設の決壊等を発見した場合に通報を行うこととなっている。河川管理者等が行う氾濫等

【水防計画作成の手引き（都道府県版）（案）】 新旧対照表

R7改定案	現行(R6.12.04)	修正理由等
<p><u>の通報の対象となる河川等の区域及び通報の基準について水防協議会で協議する際に、併せて水防管理者等が重点的に巡視等を行う箇所等を改めて議論する。</u></p> <p><b>【解説】</b></p> <p><u>水防管理者等は、都道府県から非常配備体制が指令された際は、河川等の監視及び警戒をさらに厳重にし、重要水防箇所を中心として巡視を行うこととなっている（水防計画の手引き（都道府県版）10.2 巡視及び警戒を参照）。その水防活動の際に、堤防、ダムその他の施設が決壊したときは、水防法第25条に基づき水防管理者等は、直ちに都道府県知事その他関係者に通報を行うこととなっている。令和7年の水防法改正により、新たに河川管理者等による氾濫等の通報が規定されたことを踏まえ、河川管理者等が把握、確認できない区域を中心に水防管理者等が通報できるようにすることが効果的・効率的であるため、河川管理者等が行う氾濫等の通報の対象となる河川等の区域及び通報の基準について水防協議会で協議する際に、併せて水防管理者等が重点的に巡視等を行う箇所等を改めて議論することが望ましい。</u></p> <p><u>なお、水防管理者又は市町村長による緊急安全確保措置の指示があった場合は、水防関係者の安全確保・水防活動維持の観点から、水防関係者は直ちに待避を行い、水防法第25条に基づく通報は、安全な場所で監視カメラ等により堤防、その他の施設が決壊又は越水・溢水を確認できた場合のみ行う。</u></p> <p><b>5. 氾濫等の通報の対象となる河川等の区域及び通報の基準等の見直し</b></p> <p><u>河川管理者等が行う氾濫等の通報の対象となる河川等の区域及び通報の基準、水防管理者等が重点的に巡視等を行う箇所等については、今後の技術の進展や観測施設の整備状況、氾濫特性・地域特性変化に応じて、都道府県の水防協議会で協議を行い必要に応じて見直す。</u></p> <p><b>【解説】</b></p> <p><u>技術の進展や、水位計等の観測施設の新たな整備等、状況の変化が今後生じた場合は、必要に応じて河川管理者等が行う氾濫等の通報の対象となる河川等の区域及び通報の基準、水防管理者等が重点的に巡視等を行う箇所等の見直しを行う。また、築堤等の河川・海岸整備の進捗などによる氾濫特性の変化、新たな地下街等の整備等、氾濫域の土地利用状況の変化が今後生じた場合も必要に応じて見直しを行う。</u></p> <p>資料 10－3 氾濫・決壊・漏水等の通報系統  <u>（例1）河川管理者（国）による氾濫等の通報の伝達経路</u></p>	<p>資料 10－2 決壊・漏水等の通報系統            （例）河川区間（国土交通省管理）における決壊・漏水等の通報系統</p>	

【水防計画作成の手引き（都道府県版）（案）】 新旧対照表

R7改定案	現行(R6.12.04)	修正理由等																																																																																								
<div data-bbox="172 277 1130 835"> <p>別表-1 関係水防管理者・関係市町村連絡先</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>水防管理者/市町村</th> <th>電話番号</th> <th>FAX番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〇〇市(水防・避難)</td> <td>000-000-0000</td> <td>000-000-0000</td> </tr> <tr> <td>△△市(水防)</td> <td>000-000-0000</td> <td>000-000-0000</td> </tr> <tr> <td>△△市(避難)</td> <td>000-000-0000</td> <td>000-000-0000</td> </tr> <tr> <td>□□水防事務組合</td> <td>000-000-0000</td> <td>000-000-0000</td> </tr> <tr> <td>□□町(避難)</td> <td>000-000-0000</td> <td>000-000-0000</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表-2 量水標管理者連絡先</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>量水標等</th> <th>量水標管理者</th> <th>電話番号</th> <th>FAX番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〇〇水位観測所</td> <td>国土交通省 〇〇河川事務所</td> <td>000-000-0000</td> <td>000-000-0000</td> </tr> <tr> <td>△△水位観測所</td> <td>△△電力(株)</td> <td>000-000-0000</td> <td>000-000-0000</td> </tr> <tr> <td>□□水位観測所</td> <td>□□土地改良区</td> <td>000-000-0000</td> <td>000-000-0000</td> </tr> <tr> <td>××検潮所</td> <td>気象庁</td> <td>000-000-0000</td> <td>000-000-0000</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表-3 報道機関連絡先</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>放送機関名</th> <th>電話番号</th> <th>FAX番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>テレビ〇〇</td> <td>000-000-0000</td> <td>000-000-0000</td> </tr> <tr> <td>〇〇放送</td> <td>000-000-0000</td> <td>000-000-0000</td> </tr> <tr> <td>〇〇新聞</td> <td>000-000-0000</td> <td>000-000-0000</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p>(例2) 河川管理者(国)による氾濫等の通報のうち、例外的な対応をする場合の伝達経路</p> <div data-bbox="172 955 1130 1585"> <p>別表-1 関係水防管理者・関係市町村連絡先</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>水防管理者/市町村</th> <th>電話番号</th> <th>FAX番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〇〇市(水防・避難)</td> <td>000-000-0000</td> <td>000-000-0000</td> </tr> <tr> <td>△△市(水防)</td> <td>000-000-0000</td> <td>000-000-0000</td> </tr> <tr> <td>△△市(避難)</td> <td>000-000-0000</td> <td>000-000-0000</td> </tr> <tr> <td>□□水防事務組合</td> <td>000-000-0000</td> <td>000-000-0000</td> </tr> <tr> <td>□□町(避難)</td> <td>000-000-0000</td> <td>000-000-0000</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表-2 量水標管理者連絡先</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>量水標等</th> <th>量水標管理者</th> <th>電話番号</th> <th>FAX番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〇〇水位観測所</td> <td>国土交通省 〇〇河川事務所</td> <td>000-000-0000</td> <td>000-000-0000</td> </tr> <tr> <td>△△水位観測所</td> <td>△△電力(株)</td> <td>000-000-0000</td> <td>000-000-0000</td> </tr> <tr> <td>□□水位観測所</td> <td>□□土地改良区</td> <td>000-000-0000</td> <td>000-000-0000</td> </tr> <tr> <td>××検潮所</td> <td>気象庁</td> <td>000-000-0000</td> <td>000-000-0000</td> </tr> </tbody> </table> </div>	水防管理者/市町村	電話番号	FAX番号	〇〇市(水防・避難)	000-000-0000	000-000-0000	△△市(水防)	000-000-0000	000-000-0000	△△市(避難)	000-000-0000	000-000-0000	□□水防事務組合	000-000-0000	000-000-0000	□□町(避難)	000-000-0000	000-000-0000	量水標等	量水標管理者	電話番号	FAX番号	〇〇水位観測所	国土交通省 〇〇河川事務所	000-000-0000	000-000-0000	△△水位観測所	△△電力(株)	000-000-0000	000-000-0000	□□水位観測所	□□土地改良区	000-000-0000	000-000-0000	××検潮所	気象庁	000-000-0000	000-000-0000	放送機関名	電話番号	FAX番号	テレビ〇〇	000-000-0000	000-000-0000	〇〇放送	000-000-0000	000-000-0000	〇〇新聞	000-000-0000	000-000-0000	水防管理者/市町村	電話番号	FAX番号	〇〇市(水防・避難)	000-000-0000	000-000-0000	△△市(水防)	000-000-0000	000-000-0000	△△市(避難)	000-000-0000	000-000-0000	□□水防事務組合	000-000-0000	000-000-0000	□□町(避難)	000-000-0000	000-000-0000	量水標等	量水標管理者	電話番号	FAX番号	〇〇水位観測所	国土交通省 〇〇河川事務所	000-000-0000	000-000-0000	△△水位観測所	△△電力(株)	000-000-0000	000-000-0000	□□水位観測所	□□土地改良区	000-000-0000	000-000-0000	××検潮所	気象庁	000-000-0000	000-000-0000	<div data-bbox="1249 277 2249 1094"> </div>	<p>修正理由等</p>
水防管理者/市町村	電話番号	FAX番号																																																																																								
〇〇市(水防・避難)	000-000-0000	000-000-0000																																																																																								
△△市(水防)	000-000-0000	000-000-0000																																																																																								
△△市(避難)	000-000-0000	000-000-0000																																																																																								
□□水防事務組合	000-000-0000	000-000-0000																																																																																								
□□町(避難)	000-000-0000	000-000-0000																																																																																								
量水標等	量水標管理者	電話番号	FAX番号																																																																																							
〇〇水位観測所	国土交通省 〇〇河川事務所	000-000-0000	000-000-0000																																																																																							
△△水位観測所	△△電力(株)	000-000-0000	000-000-0000																																																																																							
□□水位観測所	□□土地改良区	000-000-0000	000-000-0000																																																																																							
××検潮所	気象庁	000-000-0000	000-000-0000																																																																																							
放送機関名	電話番号	FAX番号																																																																																								
テレビ〇〇	000-000-0000	000-000-0000																																																																																								
〇〇放送	000-000-0000	000-000-0000																																																																																								
〇〇新聞	000-000-0000	000-000-0000																																																																																								
水防管理者/市町村	電話番号	FAX番号																																																																																								
〇〇市(水防・避難)	000-000-0000	000-000-0000																																																																																								
△△市(水防)	000-000-0000	000-000-0000																																																																																								
△△市(避難)	000-000-0000	000-000-0000																																																																																								
□□水防事務組合	000-000-0000	000-000-0000																																																																																								
□□町(避難)	000-000-0000	000-000-0000																																																																																								
量水標等	量水標管理者	電話番号	FAX番号																																																																																							
〇〇水位観測所	国土交通省 〇〇河川事務所	000-000-0000	000-000-0000																																																																																							
△△水位観測所	△△電力(株)	000-000-0000	000-000-0000																																																																																							
□□水位観測所	□□土地改良区	000-000-0000	000-000-0000																																																																																							
××検潮所	気象庁	000-000-0000	000-000-0000																																																																																							

【水防計画作成の手引き（都道府県版）（案）】 新旧対照表

R7改定案	現行(R6.12.04)	修正理由等																																																		
<p><b>(例3) 河川管理者・海岸管理者（都道府県）による氾濫等の通報の伝達経路</b></p> <p>別表-1 関係水防管理者・関係市町村連絡先</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>水防管理者/市町村</th> <th>電話番号</th> <th>FAX番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〇〇市(水防・避難)</td> <td>000-000-0000</td> <td>000-000-0000</td> </tr> <tr> <td>△△市(水防)</td> <td>000-000-0000</td> <td>000-000-0000</td> </tr> <tr> <td>△△市(避難)</td> <td>000-000-0000</td> <td>000-000-0000</td> </tr> <tr> <td>□□水防事務組合</td> <td>000-000-0000</td> <td>000-000-0000</td> </tr> <tr> <td>□□町(避難)</td> <td>000-000-0000</td> <td>000-000-0000</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表-2 量水標管理者連絡先</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>量水標等</th> <th>量水標管理者</th> <th>電話番号</th> <th>FAX番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〇〇水位観測所</td> <td>国土交通省 〇〇河川事務所</td> <td>000-000-0000</td> <td>000-000-0000</td> </tr> <tr> <td>△△水位観測所</td> <td>△△電力(株)</td> <td>000-000-0000</td> <td>000-000-0000</td> </tr> <tr> <td>□□水位観測所</td> <td>□□土地改良区</td> <td>000-000-0000</td> <td>000-000-0000</td> </tr> <tr> <td>××検潮所</td> <td>気象庁</td> <td>000-000-0000</td> <td>000-000-0000</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表-3 報道機関連絡先</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>報道機関名</th> <th>電話番号</th> <th>FAX番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>テレビ〇〇</td> <td>000-000-0000</td> <td>000-000-0000</td> </tr> <tr> <td>〇〇放送</td> <td>000-000-0000</td> <td>000-000-0000</td> </tr> <tr> <td>〇〇新聞</td> <td>000-000-0000</td> <td>000-000-0000</td> </tr> </tbody> </table>	水防管理者/市町村	電話番号	FAX番号	〇〇市(水防・避難)	000-000-0000	000-000-0000	△△市(水防)	000-000-0000	000-000-0000	△△市(避難)	000-000-0000	000-000-0000	□□水防事務組合	000-000-0000	000-000-0000	□□町(避難)	000-000-0000	000-000-0000	量水標等	量水標管理者	電話番号	FAX番号	〇〇水位観測所	国土交通省 〇〇河川事務所	000-000-0000	000-000-0000	△△水位観測所	△△電力(株)	000-000-0000	000-000-0000	□□水位観測所	□□土地改良区	000-000-0000	000-000-0000	××検潮所	気象庁	000-000-0000	000-000-0000	報道機関名	電話番号	FAX番号	テレビ〇〇	000-000-0000	000-000-0000	〇〇放送	000-000-0000	000-000-0000	〇〇新聞	000-000-0000	000-000-0000		
水防管理者/市町村	電話番号	FAX番号																																																		
〇〇市(水防・避難)	000-000-0000	000-000-0000																																																		
△△市(水防)	000-000-0000	000-000-0000																																																		
△△市(避難)	000-000-0000	000-000-0000																																																		
□□水防事務組合	000-000-0000	000-000-0000																																																		
□□町(避難)	000-000-0000	000-000-0000																																																		
量水標等	量水標管理者	電話番号	FAX番号																																																	
〇〇水位観測所	国土交通省 〇〇河川事務所	000-000-0000	000-000-0000																																																	
△△水位観測所	△△電力(株)	000-000-0000	000-000-0000																																																	
□□水位観測所	□□土地改良区	000-000-0000	000-000-0000																																																	
××検潮所	気象庁	000-000-0000	000-000-0000																																																	
報道機関名	電話番号	FAX番号																																																		
テレビ〇〇	000-000-0000	000-000-0000																																																		
〇〇放送	000-000-0000	000-000-0000																																																		
〇〇新聞	000-000-0000	000-000-0000																																																		
<p><b>(例4) 海岸管理者（市町村）による氾濫等の通報の伝達経路</b></p> <p>別表-1 関係水防管理者・関係市町村連絡先</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>水防管理者/市町村</th> <th>電話番号</th> <th>FAX番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〇〇市(水防・避難)</td> <td>000-000-0000</td> <td>000-000-0000</td> </tr> <tr> <td>△△市(水防)</td> <td>000-000-0000</td> <td>000-000-0000</td> </tr> <tr> <td>△△市(避難)</td> <td>000-000-0000</td> <td>000-000-0000</td> </tr> <tr> <td>□□水防事務組合</td> <td>000-000-0000</td> <td>000-000-0000</td> </tr> <tr> <td>□□町(避難)</td> <td>000-000-0000</td> <td>000-000-0000</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表-2 量水標管理者連絡先</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>量水標等</th> <th>量水標管理者</th> <th>電話番号</th> <th>FAX番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〇〇水位観測所</td> <td>国土交通省 〇〇河川事務所</td> <td>000-000-0000</td> <td>000-000-0000</td> </tr> <tr> <td>△△水位観測所</td> <td>△△電力(株)</td> <td>000-000-0000</td> <td>000-000-0000</td> </tr> <tr> <td>□□水位観測所</td> <td>□□土地改良区</td> <td>000-000-0000</td> <td>000-000-0000</td> </tr> <tr> <td>××検潮所</td> <td>気象庁</td> <td>000-000-0000</td> <td>000-000-0000</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表-3 報道機関連絡先</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>報道機関名</th> <th>電話番号</th> <th>FAX番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>テレビ〇〇</td> <td>000-000-0000</td> <td>000-000-0000</td> </tr> <tr> <td>〇〇放送</td> <td>000-000-0000</td> <td>000-000-0000</td> </tr> <tr> <td>〇〇新聞</td> <td>000-000-0000</td> <td>000-000-0000</td> </tr> </tbody> </table>	水防管理者/市町村	電話番号	FAX番号	〇〇市(水防・避難)	000-000-0000	000-000-0000	△△市(水防)	000-000-0000	000-000-0000	△△市(避難)	000-000-0000	000-000-0000	□□水防事務組合	000-000-0000	000-000-0000	□□町(避難)	000-000-0000	000-000-0000	量水標等	量水標管理者	電話番号	FAX番号	〇〇水位観測所	国土交通省 〇〇河川事務所	000-000-0000	000-000-0000	△△水位観測所	△△電力(株)	000-000-0000	000-000-0000	□□水位観測所	□□土地改良区	000-000-0000	000-000-0000	××検潮所	気象庁	000-000-0000	000-000-0000	報道機関名	電話番号	FAX番号	テレビ〇〇	000-000-0000	000-000-0000	〇〇放送	000-000-0000	000-000-0000	〇〇新聞	000-000-0000	000-000-0000		
水防管理者/市町村	電話番号	FAX番号																																																		
〇〇市(水防・避難)	000-000-0000	000-000-0000																																																		
△△市(水防)	000-000-0000	000-000-0000																																																		
△△市(避難)	000-000-0000	000-000-0000																																																		
□□水防事務組合	000-000-0000	000-000-0000																																																		
□□町(避難)	000-000-0000	000-000-0000																																																		
量水標等	量水標管理者	電話番号	FAX番号																																																	
〇〇水位観測所	国土交通省 〇〇河川事務所	000-000-0000	000-000-0000																																																	
△△水位観測所	△△電力(株)	000-000-0000	000-000-0000																																																	
□□水位観測所	□□土地改良区	000-000-0000	000-000-0000																																																	
××検潮所	気象庁	000-000-0000	000-000-0000																																																	
報道機関名	電話番号	FAX番号																																																		
テレビ〇〇	000-000-0000	000-000-0000																																																		
〇〇放送	000-000-0000	000-000-0000																																																		
〇〇新聞	000-000-0000	000-000-0000																																																		





【水防計画作成の手引き（都道府県版）（案）】 新旧対照表

R7改定案	現行(R6.12.04)	修正理由等																																																		
<p>(例5) 下水道管理者(市町村)による氾濫等の通報の伝達経路</p> <p>別表-1 関係水防管理者</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>水防管理者</th> <th>電話番号</th> <th>FAX番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〇〇市(水防・遊離)</td> <td>000-000-0000</td> <td>000-000-0000</td> </tr> <tr> <td>□□水防事務組合</td> <td>000-000-0000</td> <td>000-000-0000</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表-2 量水標管理者連絡先</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>量水標等</th> <th>量水標管理者</th> <th>電話番号</th> <th>FAX番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〇〇水位観測所</td> <td>〇〇市</td> <td>000-000-0000</td> <td>000-000-0000</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表-3 報道機関連絡先</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>量水標等</th> <th>電話番号</th> <th>FAX番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>テレビ〇〇</td> <td>000-000-0000</td> <td>000-000-0000</td> </tr> <tr> <td>〇〇放送</td> <td>000-000-0000</td> <td>000-000-0000</td> </tr> <tr> <td>〇〇新聞</td> <td>000-000-0000</td> <td>000-000-0000</td> </tr> </tbody> </table> <p>※円滑かつ迅速な情報伝達のため、破線のように下水道管理者から関係者に直接通報することにより、都道府県水防本部から関係者への通知に代えることも可能</p>	水防管理者	電話番号	FAX番号	〇〇市(水防・遊離)	000-000-0000	000-000-0000	□□水防事務組合	000-000-0000	000-000-0000	量水標等	量水標管理者	電話番号	FAX番号	〇〇水位観測所	〇〇市	000-000-0000	000-000-0000	量水標等	電話番号	FAX番号	テレビ〇〇	000-000-0000	000-000-0000	〇〇放送	000-000-0000	000-000-0000	〇〇新聞	000-000-0000	000-000-0000																							
水防管理者	電話番号	FAX番号																																																		
〇〇市(水防・遊離)	000-000-0000	000-000-0000																																																		
□□水防事務組合	000-000-0000	000-000-0000																																																		
量水標等	量水標管理者	電話番号	FAX番号																																																	
〇〇水位観測所	〇〇市	000-000-0000	000-000-0000																																																	
量水標等	電話番号	FAX番号																																																		
テレビ〇〇	000-000-0000	000-000-0000																																																		
〇〇放送	000-000-0000	000-000-0000																																																		
〇〇新聞	000-000-0000	000-000-0000																																																		
<p>(例6) 水防に際し確知した決壊の通報に係る伝達経路</p> <p>別表-1 関係水防管理者・関係市町村連絡先</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>水防管理者/市町村</th> <th>電話番号</th> <th>FAX番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〇〇市(水防・遊離)</td> <td>000-000-0000</td> <td>000-000-0000</td> </tr> <tr> <td>△△市(水防)</td> <td>000-000-0000</td> <td>000-000-0000</td> </tr> <tr> <td>△△市(遊離)</td> <td>000-000-0000</td> <td>000-000-0000</td> </tr> <tr> <td>□□水防事務組合</td> <td>000-000-0000</td> <td>000-000-0000</td> </tr> <tr> <td>□□市(遊離)</td> <td>000-000-0000</td> <td>000-000-0000</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表-2 量水標管理者連絡先</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>量水標等</th> <th>量水標管理者</th> <th>電話番号</th> <th>FAX番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〇〇水位観測所</td> <td>国土交通省 〇〇河川事務所</td> <td>000-000-0000</td> <td>000-000-0000</td> </tr> <tr> <td>△△水位観測所</td> <td>△△電力(株)</td> <td>000-000-0000</td> <td>000-000-0000</td> </tr> <tr> <td>□□水位観測所</td> <td>□□土地改良区</td> <td>000-000-0000</td> <td>000-000-0000</td> </tr> <tr> <td>××検測所</td> <td>気象庁</td> <td>000-000-0000</td> <td>000-000-0000</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表-3 報道機関連絡先</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>報道機関名</th> <th>電話番号</th> <th>FAX番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>テレビ〇〇</td> <td>000-000-0000</td> <td>000-000-0000</td> </tr> <tr> <td>〇〇放送</td> <td>000-000-0000</td> <td>000-000-0000</td> </tr> <tr> <td>〇〇新聞</td> <td>000-000-0000</td> <td>000-000-0000</td> </tr> </tbody> </table>	水防管理者/市町村	電話番号	FAX番号	〇〇市(水防・遊離)	000-000-0000	000-000-0000	△△市(水防)	000-000-0000	000-000-0000	△△市(遊離)	000-000-0000	000-000-0000	□□水防事務組合	000-000-0000	000-000-0000	□□市(遊離)	000-000-0000	000-000-0000	量水標等	量水標管理者	電話番号	FAX番号	〇〇水位観測所	国土交通省 〇〇河川事務所	000-000-0000	000-000-0000	△△水位観測所	△△電力(株)	000-000-0000	000-000-0000	□□水位観測所	□□土地改良区	000-000-0000	000-000-0000	××検測所	気象庁	000-000-0000	000-000-0000	報道機関名	電話番号	FAX番号	テレビ〇〇	000-000-0000	000-000-0000	〇〇放送	000-000-0000	000-000-0000	〇〇新聞	000-000-0000	000-000-0000		
水防管理者/市町村	電話番号	FAX番号																																																		
〇〇市(水防・遊離)	000-000-0000	000-000-0000																																																		
△△市(水防)	000-000-0000	000-000-0000																																																		
△△市(遊離)	000-000-0000	000-000-0000																																																		
□□水防事務組合	000-000-0000	000-000-0000																																																		
□□市(遊離)	000-000-0000	000-000-0000																																																		
量水標等	量水標管理者	電話番号	FAX番号																																																	
〇〇水位観測所	国土交通省 〇〇河川事務所	000-000-0000	000-000-0000																																																	
△△水位観測所	△△電力(株)	000-000-0000	000-000-0000																																																	
□□水位観測所	□□土地改良区	000-000-0000	000-000-0000																																																	
××検測所	気象庁	000-000-0000	000-000-0000																																																	
報道機関名	電話番号	FAX番号																																																		
テレビ〇〇	000-000-0000	000-000-0000																																																		
〇〇放送	000-000-0000	000-000-0000																																																		
〇〇新聞	000-000-0000	000-000-0000																																																		

【水防計画作成の手引き（都道府県版）（案）】 新旧対照表

R7改定案	現行(R6.12.04)	修正理由等																																																																																																															
<p><b>資料10-4 氾濫等の通報によるレベル5氾濫発生情報</b>  <b>○洪水予報河川 発表形式（例）</b>  <b>区間情報</b></p> <div style="border: 1px solid red; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;"><b>正規</b></p> <p style="text-align: center;">〇〇〇 かわ  <b>〇〇川</b>  <b>レベル5氾濫特別警報/氾濫発生情報</b>  <b>（警戒レベル5相当情報）</b></p> <p style="text-align: center;">〇 〇 川 洪 水 予 報 第 〇 号          令 和 〇 〇 年 〇 月 〇 日 〇 〇 時 〇 〇 分          〇 〇 河 川 事 務 所 / 〇 〇 地 方 気 象 台 発 表</p> <p>（見出し）</p> <p style="text-align: center;">〇〇川では、氾濫しているおそれ          氾濫のおそれがある区間：〇〇川〇〇水位観測所受け持ち区間          （主文）</p> <p>【警戒レベル5相当】〇〇基準観測所（〇〇市）受け持ち区間          災害が発生しているおそれがあります。〇〇川の〇〇基準観測所（〇〇市）では「氾濫発生水位」に到達しました。〇〇川では氾濫が既に発生している可能性があり、〇〇市、〇〇市、〇〇町では浸水しているおそれがあります。直ちに、市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。</p> <p>【警戒レベル3相当】△△基準観測所（△△市）受け持ち区間          これは、高齢者等避難の発令の目安です。〇〇川の△△基準観測所（△△市）では、当分の間、「避難判断水位」付近の水位が続く見込みです。引き続き、市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとってください。</p> <p>（警戒レベル相当情報等早見表）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="4">〇〇川レベル5氾濫特別警報/氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報）</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">新着・更新</th> <th>新着・更新</th> <th>更新</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基準観測所名</td> <td>〇〇</td> <td>△△</td> <td></td> </tr> <tr> <td>対象河川</td> <td>〇〇川</td> <td>〇〇川</td> <td></td> </tr> <tr> <td>警戒レベル（ ）相当</td> <td>5</td> <td>3</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">水位又は流量</td> <td>現況</td> <td>5</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>予測</td> <td>(氾濫しているおそれ)</td> <td>(レベル3水位超過)</td> </tr> <tr> <td>更新</td> <td>〇〇市</td> <td>5</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>更新</td> <td>△△市</td> <td>5</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td></td> <td>〇〇町</td> <td>-</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table> <p>市区町村ごとの警戒レベル相当の数は、同一洪水予報区間の基準観測所の受け持ち区間ごとの警戒レベル相当情報に基づいて、それぞれの氾濫による浸水が想定される地区が含まれる市区町村に対して一律に表示しているものです。          警戒レベル相当早見表の見方について[防災用語ウェブサイト：早見表]  <a href="https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/pc/?term?key=hayamiho">https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/pc/?term?key=hayamiho</a></p> <p>（雨量）</p> <p>多いところでは1時間に00ミリの雨が降っています。          この雨は当分この状態が続くでしょう。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>流域</th> <th>00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量</th> <th>00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〇〇川流域</td> <td>〇〇〇ミリ</td> <td>〇〇ミリ</td> </tr> </tbody> </table> <p>（水位または流量）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">基準観測所</th> <th rowspan="2">水位 (m)</th> <th colspan="7">00日</th> </tr> <tr> <th>00:00現在</th> <th>01:00予測</th> <th>02:00予測</th> <th>03:00予測</th> <th>04:00予測</th> <th>05:00予測</th> <th>06:00予測</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>X.XX</td> <td>X.XX</td> <td>X.XX</td> <td>X.XX</td> <td>X.XX</td> <td>X.XX</td> <td>X.XX</td> </tr> <tr> <td rowspan="5" style="text-align: center;">〇〇 (〇〇市)</td> <td>氾濫発生水位 X.XX m</td> <td colspan="7" style="text-align: center;">●●●●●●●</td> </tr> <tr> <td>氾濫危険水位 X.XX m</td> <td colspan="7" style="text-align: center;">-----</td> </tr> <tr> <td>避難判断水位 X.XX m</td> <td colspan="7" style="text-align: center;">-----</td> </tr> <tr> <td>氾濫注意水位 X.XX m</td> <td colspan="7" style="text-align: center;">-----</td> </tr> <tr> <td>ゼロ点高 EL=X.XX m</td> <td colspan="7" style="text-align: center;">-----</td> </tr> </tbody> </table> </div>	〇〇川レベル5氾濫特別警報/氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報）				新着・更新	新着・更新	更新		基準観測所名	〇〇	△△		対象河川	〇〇川	〇〇川		警戒レベル（ ）相当	5	3		水位又は流量	現況	5	3	予測	(氾濫しているおそれ)	(レベル3水位超過)	更新	〇〇市	5	-	更新	△△市	5	3		〇〇町	-	3	流域	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み	〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ	基準観測所	水位 (m)	00日							00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測			X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	〇〇 (〇〇市)	氾濫発生水位 X.XX m	●●●●●●●							氾濫危険水位 X.XX m	-----							避難判断水位 X.XX m	-----							氾濫注意水位 X.XX m	-----							ゼロ点高 EL=X.XX m	-----								
〇〇川レベル5氾濫特別警報/氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報）																																																																																																																	
新着・更新	新着・更新	更新																																																																																																															
	基準観測所名	〇〇	△△																																																																																																														
対象河川	〇〇川	〇〇川																																																																																																															
警戒レベル（ ）相当	5	3																																																																																																															
水位又は流量	現況	5	3																																																																																																														
	予測	(氾濫しているおそれ)	(レベル3水位超過)																																																																																																														
更新	〇〇市	5	-																																																																																																														
更新	△△市	5	3																																																																																																														
	〇〇町	-	3																																																																																																														
流域	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み																																																																																																															
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ																																																																																																															
基準観測所	水位 (m)	00日																																																																																																															
		00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測																																																																																																									
		X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX																																																																																																									
〇〇 (〇〇市)	氾濫発生水位 X.XX m	●●●●●●●																																																																																																															
	氾濫危険水位 X.XX m	-----																																																																																																															
	避難判断水位 X.XX m	-----																																																																																																															
	氾濫注意水位 X.XX m	-----																																																																																																															
	ゼロ点高 EL=X.XX m	-----																																																																																																															

【水防計画作成の手引き（都道府県版）（案）】 新旧対照表

R7改定案		現行(R6.12.04)								修正理由等								
基準観測所	水位 (m)	00日 00:00現在 X.XX	01:00予測 X.XX	02:00予測 X.XX	03:00予測 X.XX	04:00予測 X.XX	05:00予測 X.XX	06:00予測 X.XX										
警戒レベル3相当																		
△△ (△△市)	氾濫発生水位 X.XX m																	
	氾濫危険水位 X.XX m																	
	避難判断水位 X.XX m																	
	氾濫注意水位 X.XX m																	
	ゼロ点高 EL=X.XX m																	
<p>・ゼロ点高に関する解説 <a href="https://www.river.go.jp/kwabou/glossary/kwb_apend/html/reference.html">https://www.river.go.jp/kwabou/glossary/kwb_apend/html/reference.html</a>                      (参考)</p> <p>(受け持ち区間)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基準観測所</th> <th>〇〇 水位観測所 〇〇市 〇〇川</th> <th>△△ 水位観測所 △△市 〇〇川</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受け持ち区間</td> <td>左岸 〇〇市〇〇地区から〇〇地区まで 右岸 〇〇市〇〇地区から〇〇地区まで</td> <td>左岸 △△市△△地区から△△地区まで 左岸 △△市△△地区から△△地区まで</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>☐雨の情報を知りたい方はこちら                      今後の雨（解析雨量、降水短時間予報） <a href="https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX">https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX</a></p> <p>☐洪水予報文、川の水位を確認したい方はこちら                      川の防災情報 洪水予報画面 <a href="https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX">https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX</a></p> <p>☐河川の氾濫危険度を知りたい方はこちら                      水害リスクライン <a href="https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX">https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX</a></p> <p>☐氾濫の影響が想定される区域を知りたい方はこちら                      浸水ナビ <a href="https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX">https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX</a></p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">                           今後の雨（解析雨量、降水短時間予報）                     </div> <div style="text-align: center;">                           川の防災情報 洪水予報画面                     </div> <div style="text-align: center;">                           水害リスクライン                     </div> <div style="text-align: center;">                           浸水ナビ                     </div> </div> <p>問い合わせ先                      水位関係：国土交通省 〇〇河川事務所 〇〇課 電話：XXX-XXX-XXXX                      気象関係：気象庁 〇〇地方気象台 電話：XXX-XXX-XXXX</p>											基準観測所	〇〇 水位観測所 〇〇市 〇〇川	△△ 水位観測所 △△市 〇〇川		受け持ち区間	左岸 〇〇市〇〇地区から〇〇地区まで 右岸 〇〇市〇〇地区から〇〇地区まで	左岸 △△市△△地区から△△地区まで 左岸 △△市△△地区から△△地区まで	
基準観測所	〇〇 水位観測所 〇〇市 〇〇川	△△ 水位観測所 △△市 〇〇川																
受け持ち区間	左岸 〇〇市〇〇地区から〇〇地区まで 右岸 〇〇市〇〇地区から〇〇地区まで	左岸 △△市△△地区から△△地区まで 左岸 △△市△△地区から△△地区まで																

R7改定案	現行(R6.12.04)	修正理由等																																												
<p><b>箇所別の情報（抜粋）</b></p> <div style="border: 1px solid red; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;"><b>正規</b></p> <p style="text-align: center;">〇〇〇 かわ <b>〇〇川</b></p> <p style="text-align: center;"><b>レベル5 氾濫特別警報/氾濫発生情報</b> <b>（警戒レベル5相当情報）</b></p> <p style="text-align: center;">〇〇川洪水予報第〇号 令和〇〇年〇月〇日〇〇時〇〇分 〇〇河川事務所／〇〇地方気象台 発表</p> <p>（見出し）</p> <p style="text-align: center;">〇〇川では、氾濫が発生 氾濫発生箇所：〇〇川〇〇市〇〇地区（右岸）</p> <p>（主文）</p> <p>【警戒レベル5相当】災害が発生しています。〇〇川では、〇〇市〇〇地区（右岸）付近において堤防決壊による氾濫が発生しました。直ちに、市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。</p> <p>【警戒レベル3相当】△△基準観測所（△△市） これは、高齢者等避難の発令の目安です。〇〇川の△△基準観測所（△△市）では、当分の間、「避難判断水位」付近の水位が続く見込みです。引き続き、市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとってください。</p> <p>（警戒レベル相当情報等早見表）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="4" style="background-color: #333; color: white;">〇〇川レベル5 氾濫特別警報/氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報）</th> </tr> <tr> <th rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl;">新着・更新</th> <th colspan="2">新着・更新</th> <th>更新</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基準観測所名</td> <td colspan="2">〇〇</td> <td>△△</td> </tr> <tr> <td>対象河川</td> <td colspan="2">〇〇川</td> <td>〇〇川</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">警戒レベル（ ）相当</td> <td colspan="2">5</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">水位又は流量</td> <td>現況</td> <td>5 (氾濫の確認)</td> <td>3 (レベル3水位超過)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>予測</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>更新</td> <td>〇〇市</td> <td>5</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>更新</td> <td>△△市</td> <td>5</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td></td> <td>〇〇町</td> <td>-</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table> <p>市区町村ごとの警戒レベル相当の数値は、同一洪水予報区間内の基準観測所の受け持ち区間ごとの警戒レベル相当情報に基づいて、それぞれの氾濫による浸水が想定される地区が含まれる市区町村に対して一律に表示しているものです。 警戒レベル相当早見表の見方について【防災用語ウェブサイト：早見表】 <a href="https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/pc/term?key=hayamihyo">https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/pc/term?key=hayamihyo</a></p> <p>（氾濫による浸水が想定される地区）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #333; color: white;">氾濫箇所</th> <th style="background-color: #333; color: white;">氾濫による浸水が想定される地区※</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="background-color: #333; color: white;">〇〇市〇〇地区（右岸）</td> <td style="background-color: #333; color: white;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>■〇〇県</li> <li>●〇〇市（〇〇地区、〇〇〇地区、□□地区、□□□□地区）</li> <li>●△△市（△△地区、△△△地区、◇◇地区、◇◇◇◇地区）</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table> <p>※氾濫による浸水が想定される地区については、一定の条件下に基づく計算結果での推定です。気象条件や堤防の決壊の状況によっては、この地区以外でも氾濫による浸水がおこる可能性があります。</p> </div>	〇〇川レベル5 氾濫特別警報/氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報）				新着・更新	新着・更新		更新	基準観測所名	〇〇		△△	対象河川	〇〇川		〇〇川	警戒レベル（ ）相当	5		3	水位又は流量	現況	5 (氾濫の確認)	3 (レベル3水位超過)		予測			更新	〇〇市	5	-	更新	△△市	5	3		〇〇町	-	3	氾濫箇所	氾濫による浸水が想定される地区※	〇〇市〇〇地区（右岸）	<ul style="list-style-type: none"> <li>■〇〇県</li> <li>●〇〇市（〇〇地区、〇〇〇地区、□□地区、□□□□地区）</li> <li>●△△市（△△地区、△△△地区、◇◇地区、◇◇◇◇地区）</li> </ul>		
〇〇川レベル5 氾濫特別警報/氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報）																																														
新着・更新	新着・更新		更新																																											
	基準観測所名	〇〇		△△																																										
対象河川	〇〇川		〇〇川																																											
警戒レベル（ ）相当	5		3																																											
	水位又は流量	現況	5 (氾濫の確認)	3 (レベル3水位超過)																																										
		予測																																												
更新	〇〇市	5	-																																											
更新	△△市	5	3																																											
	〇〇町	-	3																																											
氾濫箇所	氾濫による浸水が想定される地区※																																													
〇〇市〇〇地区（右岸）	<ul style="list-style-type: none"> <li>■〇〇県</li> <li>●〇〇市（〇〇地区、〇〇〇地区、□□地区、□□□□地区）</li> <li>●△△市（△△地区、△△△地区、◇◇地区、◇◇◇◇地区）</li> </ul>																																													

R7改定案	現行(R6.12.04)	修正理由等																													
<p><b>○水位周知河川 発表形式（例）</b></p> <div style="border: 1px solid red; padding: 10px;"> <p><b>正規</b></p> <p style="text-align: center;">〇〇〇〇 かわ <b>〇〇川レベル5 氾濫発生情報</b> <b>（警戒レベル5相当情報）</b></p> <p style="text-align: center;">令和〇〇年〇月〇日〇〇時〇〇分 国土交通省 〇〇河川事務所 発表 (第〇号)</p> <p>(主文)</p> <p>【警戒レベル5相当情報〔洪水〕】〇〇水位観測所（●●市△△） 災害が発生しているおそれがあります。〇〇川の〇〇水位観測所（●●市△△）では、氾濫が既に発生している可能性があり、●●市、△△町では浸水しているおそれがあります。直ちに、市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な避難行動をとってください。</p> <p>(警戒レベル相当情報早見表)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報）</th> <th>更新</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">新着・更新</td> <td style="text-align: center;">新着・更新</td> <td style="text-align: center;">更新</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">基準水位観測所名</td> <td style="text-align: center;">〇〇</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">対象河川</td> <td style="text-align: center;">〇〇川</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">警戒レベル（ ）相当</td> <td style="text-align: center;">5</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">更新</td> <td style="text-align: center;">現況水位</td> <td style="text-align: center;">5 (氾濫しているおそれ)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">〇〇市</td> <td style="text-align: center;">5</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">△△市</td> <td style="text-align: center;">5</td> </tr> </tbody> </table> <p>市区町村ごとの警戒レベル相当の値は基準水位観測所ごとの警戒レベル相当情報に基づいて、それぞれの氾濫による浸水が想定される地区が含まれる市区町村に対して一律に表示しているものです。 警戒レベル相当早見表の見方について[防災用語ウェブサイト：早見表] <a href="https://www.river.go.jp/kwabou/glossary/pc/term?key=hayamihyo">https://www.river.go.jp/kwabou/glossary/pc/term?key=hayamihyo</a></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;">警戒レベル5相当</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">警戒レベル4相当</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">警戒レベル3相当</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">警戒レベル2相当</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">未</td> <td style="text-align: center;">警戒レベル2未満</td> </tr> </tbody> </table> <p>(参考)</p> <p>〇〇川 □□□水位観測所（●●市△△） (受け持ち区間は■■市※※から□□町◎◎)</p> <p>□発表された情報に関する川の水位を確認したい方はこちら 川の防災情報 水位到達情報画面 <a href="https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX">https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX</a></p> <p>□河川の氾濫危険度を知りたい方はこちら 水害リスクライン <a href="https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX">https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX</a></p> <p>□氾濫の影響が想定される区域を知りたい方はこちら 浸水ナビ <a href="https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX">https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX</a></p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">               イメージ                川の防災情報              水位到達情報画面         </div> <div style="text-align: center;">               イメージ                水害リスクライン         </div> <div style="text-align: center;">               イメージ                浸水ナビ         </div> </div> <p>問い合わせ先 国土交通省 〇〇河川事務所 〇〇課 電話：XXX-XXX-XXXX</p> </div>	氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報）		更新	新着・更新	新着・更新	更新	基準水位観測所名	〇〇	対象河川	〇〇川	警戒レベル（ ）相当	5	更新	現況水位	5 (氾濫しているおそれ)	〇〇市	5	△△市	5	5	警戒レベル5相当	4	警戒レベル4相当	3	警戒レベル3相当	2	警戒レベル2相当	未	警戒レベル2未満		
氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報）		更新																													
新着・更新	新着・更新	更新																													
	基準水位観測所名	〇〇																													
	対象河川	〇〇川																													
	警戒レベル（ ）相当	5																													
更新	現況水位	5 (氾濫しているおそれ)																													
	〇〇市	5																													
△△市	5																														
5	警戒レベル5相当																														
4	警戒レベル4相当																														
3	警戒レベル3相当																														
2	警戒レベル2相当																														
未	警戒レベル2未満																														

【水防計画作成の手引き（都道府県版）（案）】 新旧対照表

R7改定案	現行(R6.12.04)	修正理由等
<p>○<u>その他河川 発表形式（例）</u></p> <div style="border: 1px solid red; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p><b>正規</b></p> <p style="text-align: center;">〇〇〇〇 かわ  <b>〇〇川レベル5 氾濫発生情報</b>  <b>（警戒レベル5 相当情報）</b></p> <p style="text-align: center;">令和〇〇年〇月〇日〇〇時〇〇分                  国土交通省 〇〇河川事務所 発表</p> <p>（主文）</p> <p>【警戒レベル5相当情報〔洪水〕】〇〇水位観測所（●●市△△）                  災害が発生しているおそれがあります。〇〇川では、氾濫が既に発生している可能性があり、●●市、△△町では浸水しているおそれがあります。直ちに、市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な避難行動をとってください。</p> <p>問い合わせ先                  国土交通省 〇〇河川事務所 〇〇課 電話：XXX-XXX-XXXX</p> </div> <p>○<u>例外的な対応を行う区域における通知</u></p> <div style="border: 1px solid red; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p><b>正規</b></p> <p style="text-align: center;">〇〇〇〇 かわ      ちさき      ふきん  <b>〇〇川●●地先付近氾濫発生情報</b>  <b>（警戒レベル5 相当情報）</b></p> <p style="text-align: center;">令和〇〇年〇月〇日〇〇時〇〇分                  国土交通省 〇〇河川事務所 発表</p> <p>（主文）</p> <p>災害が発生しているおそれがあります。●●市●●では〇〇川の氾濫により浸水しているおそれがあります。直ちに、市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。</p> <p>問い合わせ先                  国土交通省 〇〇河川事務所 〇〇課 電話：XXX-XXX-XXXX</p> </div>		

【水防計画作成の手引き（都道府県版）（案）】 新旧対照表

R7改定案	現行(R6.12.04)	修正理由等
<p><u>資料10-5 内水の氾濫発生情報（都道府県又は市町村発表）の発表形式（例）</u></p> <p style="text-align: center;"><u>〇〇市〇〇地区 内水氾濫発生情報</u></p> <p style="text-align: right;">〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分 〇〇市発表</p> <p><u>【見出し】</u></p> <p style="text-align: center;"><u>〇〇市〇〇地区では内水氾濫が発生</u></p> <p><u>【主文】</u></p> <p><u>〇〇地区の〇〇貯留施設では、〇〇日〇〇時〇〇分に内水氾濫発生水位（×.××m）に達しました。</u></p> <p><u>地下空間利用者は地下街管理者等からの避難情報に従い、直ちに緊急安全確保等の適切な避難行動をとってください。</u></p> <p><u>（参考）</u></p> <p><u>〇〇貯留施設（〇〇市〇〇町〇丁目〇-〇）</u></p> <p><u>内水氾濫危険水位   △.△△m</u></p> <p><u>内水氾濫発生水位   ×.××m</u></p> <p><u>内水氾濫危険水位：水防法第13条の2で規定される雨水出水特別警戒水位。地下空間の利用者に対する避難開始を求める段階</u></p> <p><u>内水氾濫発生水位：水防法第24条の2に基づき、下水道管理者が氾濫発生の通報を行う水位。地下空間の利用者に緊急安全確保を求める段階</u></p> <p><u>内水氾濫：一時的に対象の降雨が生じた場合において、下水道その他の排水施設に当該雨水を排水できないこと又は下水道その他の排水施設から河川その他の公共の水域に当該雨水を排水できないことによる氾濫</u></p> <p><u>問い合わせ先</u></p> <p><u>〇〇市 下水道部 電話：000-000-0000（内線）〇〇〇</u></p> <p><u>資料10-6 海岸の氾濫発生情報の発表形式（例）</u></p> <p style="text-align: center;"><u>X海岸（〇〇県） レベル5 高潮氾濫発生情報</u></p> <p style="text-align: right;">XX年XX月XX日hh時mm分 ●●県発表 (第〇号)</p> <p><u>【見出し】</u></p> <p><u>X海岸では、高潮氾濫発生が切迫／高潮氾濫発生。</u></p> <p><u>【主文】</u></p> <p><u>(確認情報：巡視又は海岸監視カメラにより氾濫発生を確認した場合)</u></p> <p><u>X海岸（〇〇県）のA市★★町地先において、高潮による氾濫が発生しました。</u></p>		

【水防計画作成の手引き（都道府県版）（案）】 新旧対照表

R7改定案	現行(R6.12.04)	修正理由等								
<p><u>(計測情報：基準地点等の現地で計測している水位が堤防天端高に到達した場合)</u>  <u>X 海岸（〇〇県）の A 市★★町地先で計測している水位が、XX 月 XX 日 hh 時 mm 分に氾濫発生水位（A 市★★町地先の堤防天端高：●.●●m）に達しました。</u>  <u>(推定・予測情報：基準地点等の数値計算に水位が堤防天端高に到達した場合、確認情報・計測情報がなく、予測モデルなどにより水位が堤防天端高に到達するなど氾濫の切迫・発生の高蓋然性が高いと判断した場合)</u>  <u>X 海岸（〇〇県）の A 市★★町地先の算定（推定）水位が、XX 月 XX 日 hh 時 mm 分に氾濫発生水位（A 市★★町地先の堤防天端高：●.●●m）に達しました。</u></p> <p><u>いまだ危険な場所にいる場合は、直ちに高所への移動、近傍の堅固な建物への退避等をしてください。</u></p> <table border="1" data-bbox="189 810 1213 989"> <thead> <tr> <th colspan="2"><u>氾濫による浸水が想定される地区※</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>●●県 A 市</u></td> <td><u>A 市の高潮浸水想定区域①</u></td> </tr> <tr> <td><u>●●県 B 市</u></td> <td><u>B 市の高潮浸水想定区域②</u></td> </tr> <tr> <td><u>●●県 C 市</u></td> <td><u>C 市の高潮浸水想定区域①</u></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>※氾濫による浸水が想定される地区については、一定の条件下に基づく計算結果の推定です。気象条件や堤防の決壊の状況によっては、この地区以外でも氾濫による浸水がおこる可能性があります。</u></p> <p><u>(参考 1) A 市、B 市、C 市には、●●地方気象台から XX 月 XX 日 hh 時 mm 分にレベル 4 高潮危険警報（予想最高潮位 A 市●.●●m、B 市●.●●m、C 市●.●●m）が発表されています。</u>  <u>問い合わせ先</u>  <u>●●県土木部●●課 電話：000-000-0000（内線）〇〇〇</u></p> <p>資料 14-1～資料 17-6（略）</p>	<u>氾濫による浸水が想定される地区※</u>		<u>●●県 A 市</u>	<u>A 市の高潮浸水想定区域①</u>	<u>●●県 B 市</u>	<u>B 市の高潮浸水想定区域②</u>	<u>●●県 C 市</u>	<u>C 市の高潮浸水想定区域①</u>	<p>資料 14-1～資料 17-6（略）</p>	
<u>氾濫による浸水が想定される地区※</u>										
<u>●●県 A 市</u>	<u>A 市の高潮浸水想定区域①</u>									
<u>●●県 B 市</u>	<u>B 市の高潮浸水想定区域②</u>									
<u>●●県 C 市</u>	<u>C 市の高潮浸水想定区域①</u>									